

第三次
天童市地域福祉計画
(案)

天 童 市

目 次

第1章 地域福祉の考え方

- 1 地域福祉が必要となっている背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 地域福祉のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計画の策定に当たって

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 策定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 現状と課題

- 1 現状と課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第5章 施策の展開

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - 基本目標1 みんなが地域や福祉に関心をもてるまち・・・・・・・・ 42
 - 基本目標2 みんなの力でともに支え合うまち・・・・・・・・・・ 50
 - 基本目標3 みんなが地域で安心して暮らせるまち・・・・・・・・ 62

第6章 計画の推進

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 2 協働による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

資料編

- 1 地域福祉に関する市民アンケート集計結果・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 計画策定までのスケジュール
策定市民懇談会委員等名簿

第1章 地域福祉の考え方

第1章 地域福祉の考え方

1 地域福祉が必要となっている背景

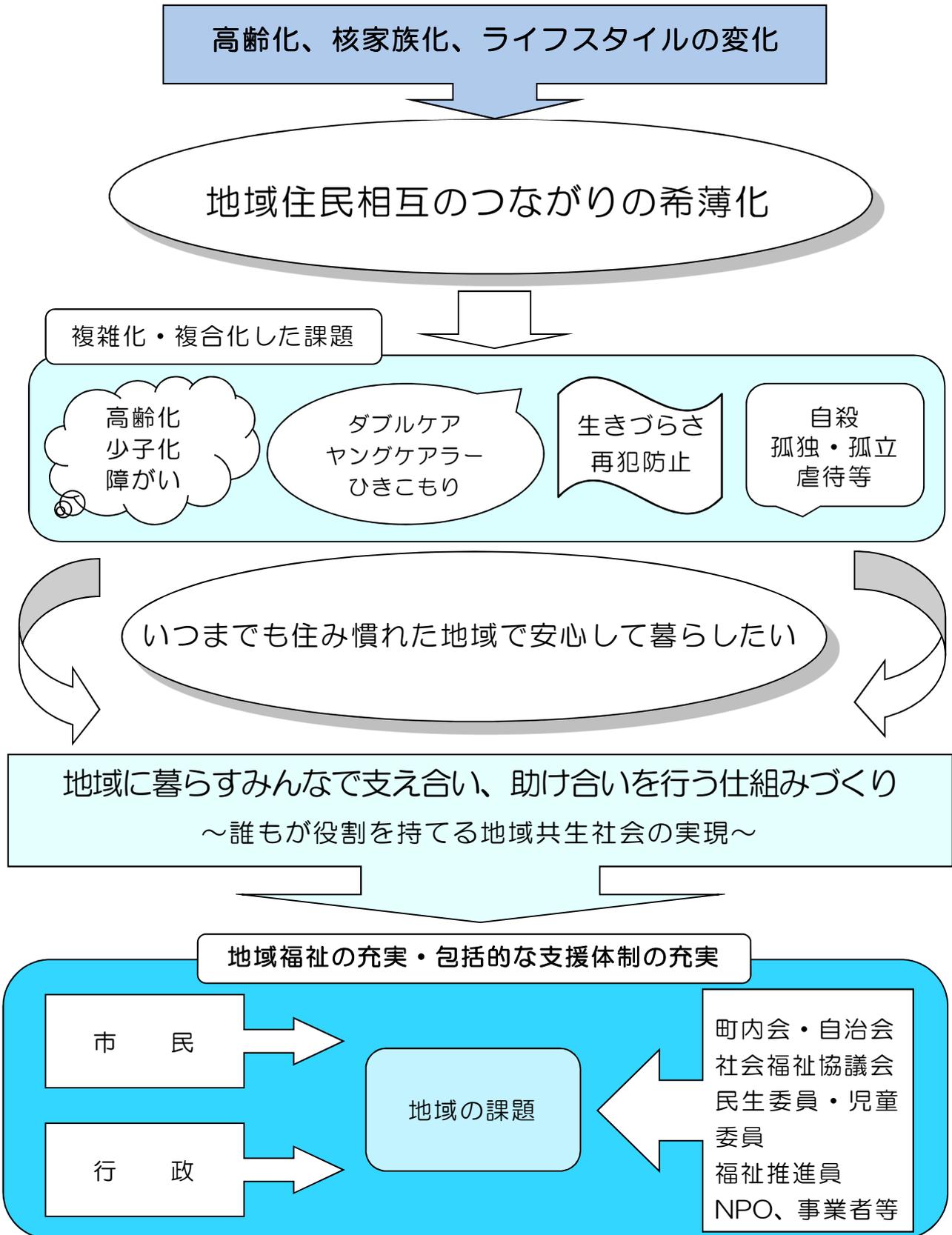
人口減少や核家族化が進む中で、本市においても高齢世帯や単身世帯が増加しており、孤独・孤立問題の深刻化が懸念されています。こうした状況の中、介護が必要な高齢者同士で暮らす老老介護、高齢者や障がい者などへの家庭内での虐待、若年世代のケア負担が増加するヤングケアラーや子どもの貧困など、福祉分野の課題は複雑化・複合化しています。

また、地域コミュニティのつながりが希薄化し、住民相互の支え合いの機能が弱まっています。特に、災害時の避難行動支援や犯罪被害者支援、再犯防止の取り組みなどは行政による支援だけでは限界があり、幅広い関係機関が地域住民と連携し、行政とともに取り組む体制が求められています。

国においては、障がい者、高齢者、生活困窮者、子育て世代など、あらゆる人々が相互に支え合い、地域の中で安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指し、各施策が展開されています。

こうした状況を踏まえ、市民、地域、行政のそれぞれの役割を明らかにしたうえで、それぞれが協働・連携し、包括的な支援体制をさらに充実させるため「第三次天童市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉のイメージ



【参考】

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第2章 計画の策定に当たって

第2章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく「地域福祉計画」は、誰もが住みなれた地域で、助け合いや支え合いにより安心して暮らせるよう、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。本市では「第二次天童市地域福祉計画」を平成30年に策定し、「心がふれあい かよいいい 安心して 豊かに暮らせるまち」を基本理念として、地域福祉の推進を図ってきました。

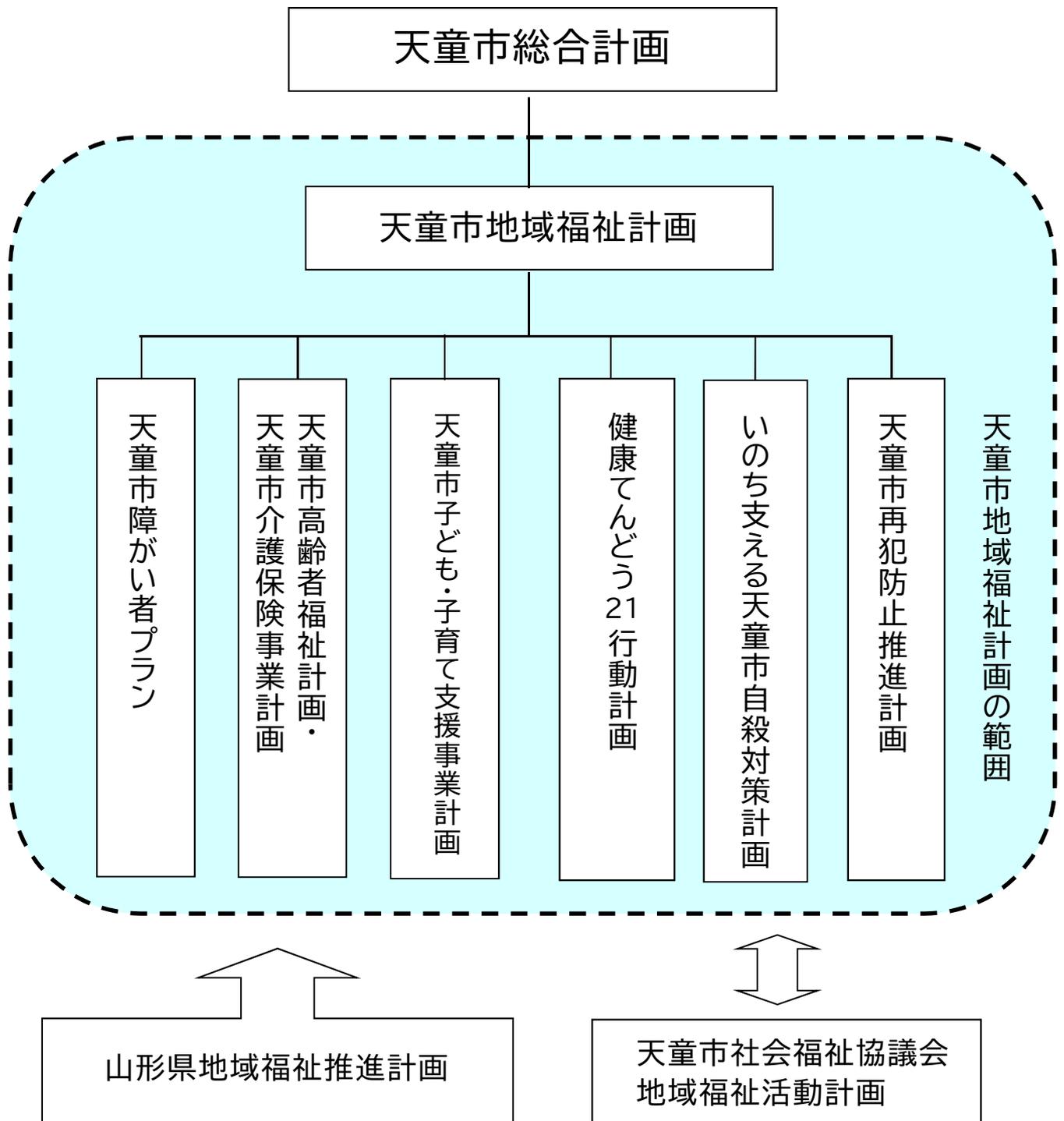
現行計画が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、国や県の動向等を踏まえて、次期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

天童市地域福祉計画は、天童市総合計画を踏まえ、天童市障がい者プラン、天童市高齢者福祉計画・天童市介護保険事業計画、天童市子ども・子育て支援事業計画、健康てんどう21行動計画、いのち支える天童市自殺対策計画及び天童市再犯防止推進計画の上位計画として位置付けます。

また、この計画は、基本理念に基づいて個別計画が相互につながり、それぞれの施策が効果的に実施されるための潤滑油の役割を果たすものです。この計画の目標値の達成などに係る施策の推進については、個別計画において実施していくことが基本となります。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和14年度までの8年間の計画の期間とします。
 なお、計画の中間年度（令和10年度）に見直しを行うとともに、社会経済情勢の急激な変化があった場合には、随時見直しを行うこととします。

年 度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
天童市総合計画	第八次							
天童市地域福祉計画	第三次							
天童市障がい者プラン	第4次					第5次		
天童市高齢者福祉計画・ 天童市介護保険事業計画	第9期	第10期		第11期				
天童市子ども・子育て支援 事業計画	第三期					第四期		
健康てんどう21行動計画	第三次							
いのち支える天童市自殺 対策計画	第2期				第3期			
天童市再犯防止推進計画	第一次				第二次			

4 策定の方法

地域福祉にかかわる「検討会議」及び「策定委員会」を組織・開催し、各委員の立場・視点からの意見を計画案に反映しました。

また、市民アンケートの実施、市民懇談会による各種団体等との意見交換及びパブリックコメントの実施により、市民からの意見を反映しながら本計画を策定しました。

1 策定体制

(1) 検討会議の設置

関係課等及び社会福祉協議会の専門的な知識を持つ職員で構成する検討会議を設置しました。

(2) 策定委員会の設置

地域福祉計画を策定するため、関係課等の長で組織し、健康福祉部長を座長とする策定委員会を設置しました。

2 市民等の意見反映

(1) 市民アンケートの実施

地域福祉に対する市民の意識を把握するため、18歳以上の市民2,000人を対象としてアンケート調査を実施しました。

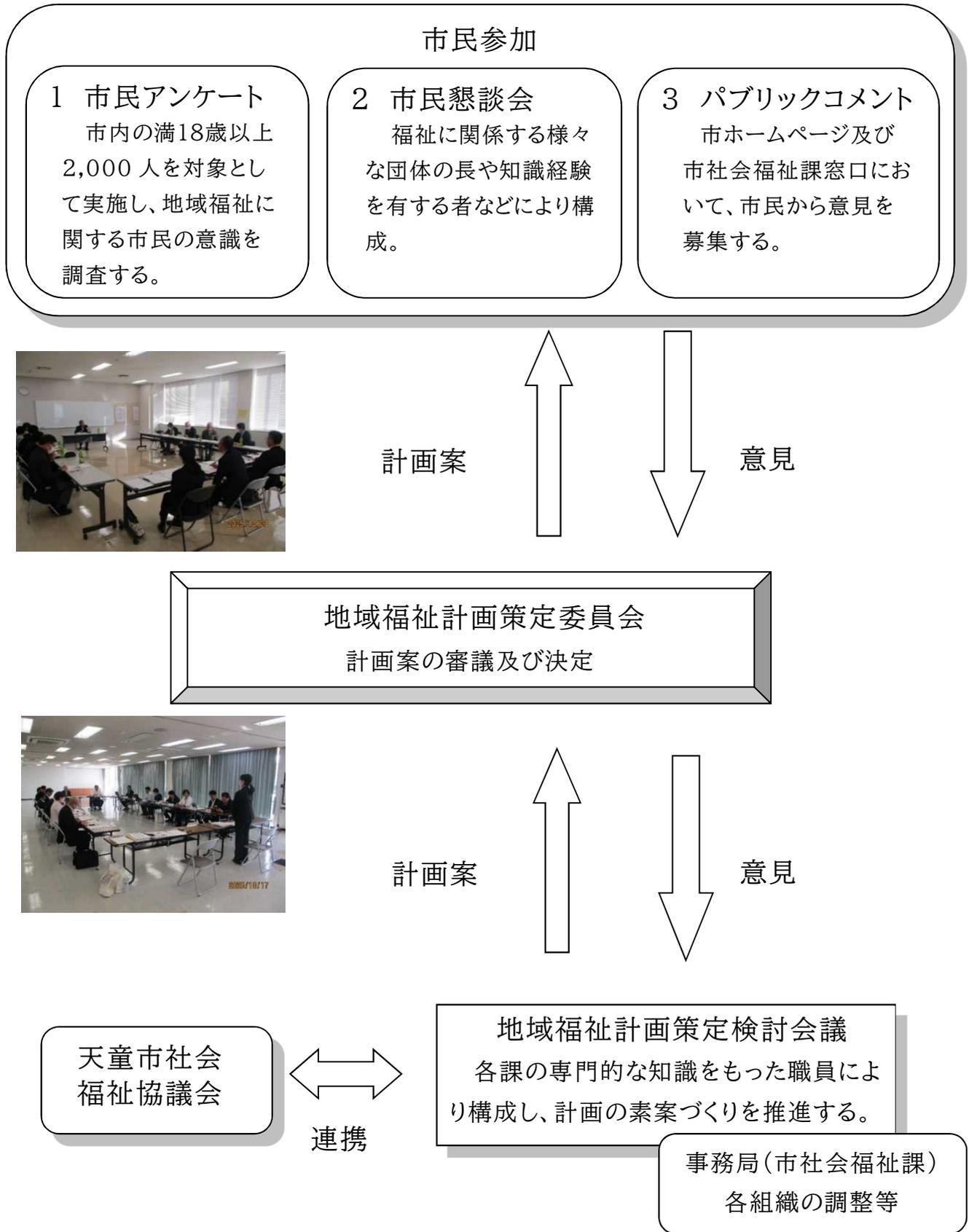
(2) 市民懇談会の設置

社会福祉協議会、福祉関係団体、保健・医療団体、学識経験者等で構成する市民懇談会を設置しました。

(3) パブリックコメント

市報等で事前に周知したうえで、市ホームページ及び市社会福祉課窓口において市民から意見を募集しました。

計画策定の体制のイメージ



5 SDGs(持続可能な開発目標)の推進

この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。

本計画では、地域福祉と特に関連が深い理念に沿いながら、SDGsの目標達成期限である2030年まで、持続可能な地域福祉の仕組みを構築します。



第3章 現状と課題

第3章 現状と課題

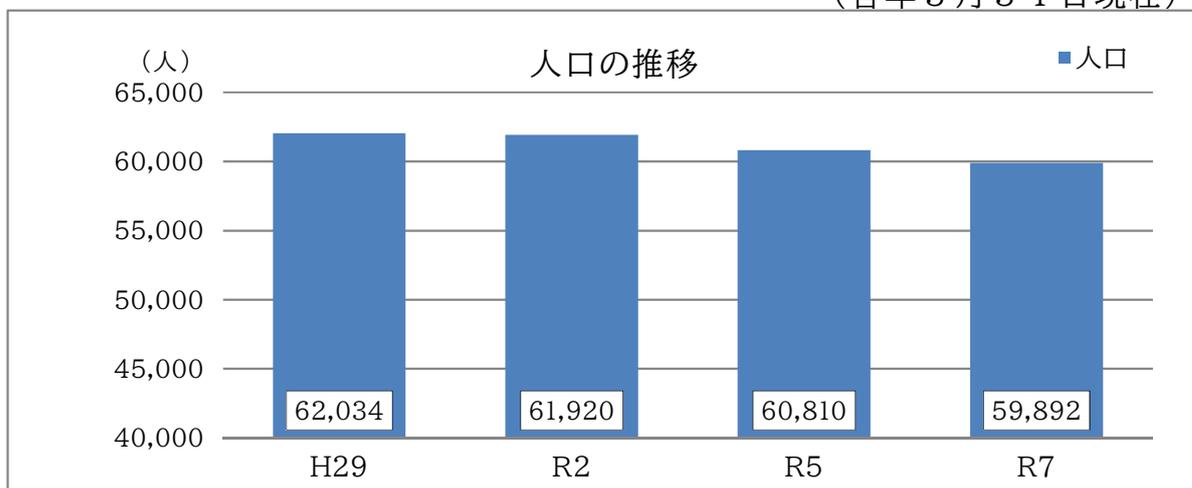
1 現状と課題の整理

(1) 人口と世帯数の状況

ア 本市の人口、世帯数の推移

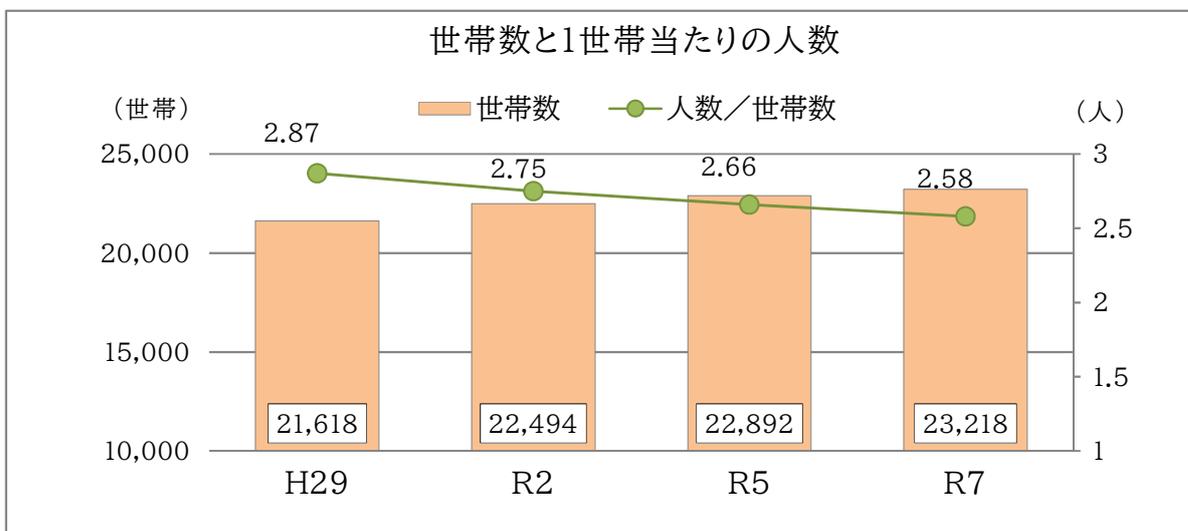
本市の人口は減少傾向にあり、令和7年は59,892人となっています。また、世帯数は年々増加しており、1世帯当たりの人数が年々少なくなっています。

(各年3月31日現在)



(資料：住民基本台帳人口)

(各年3月31日現在)

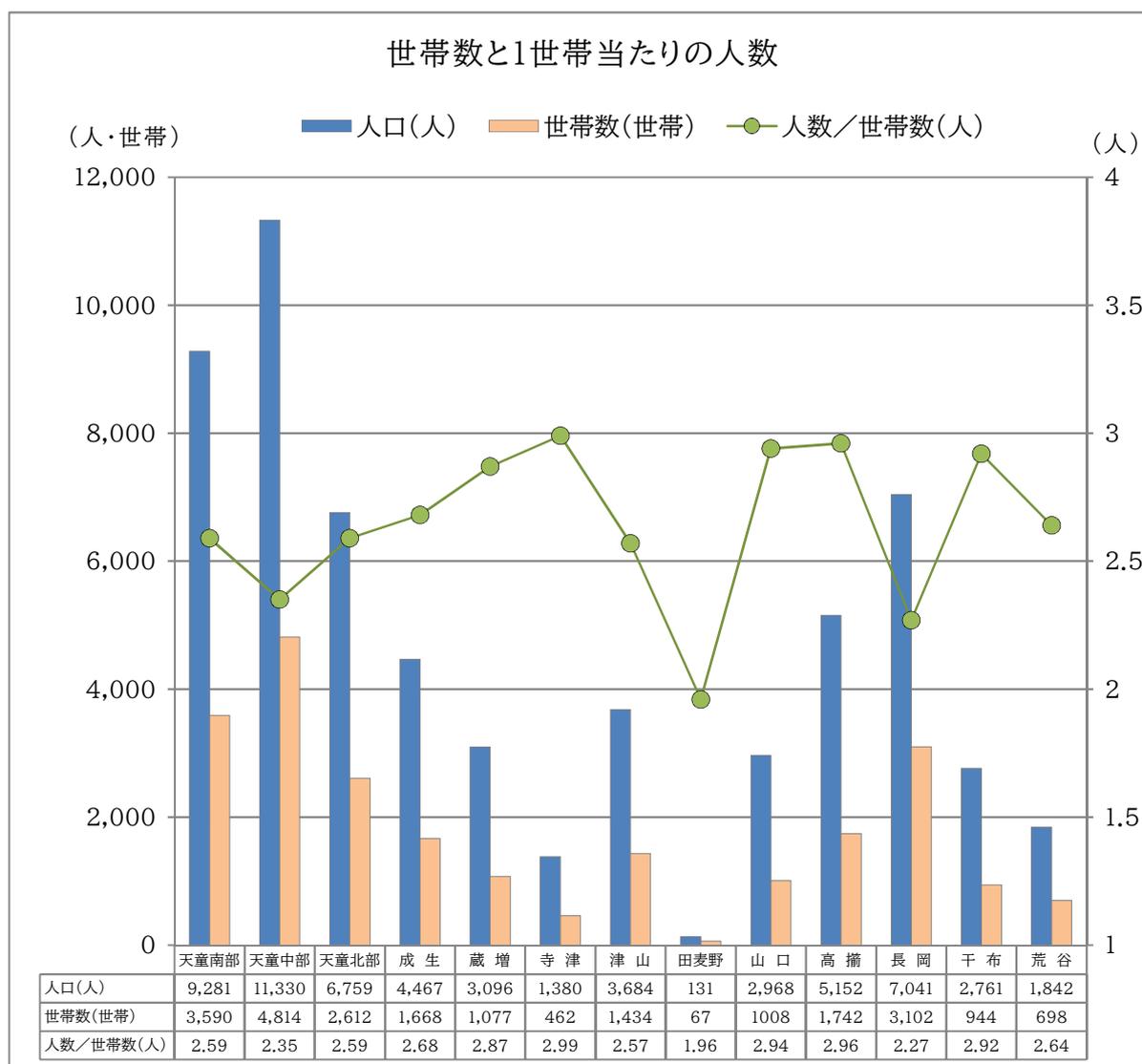


(資料：住民基本台帳人口)

イ 各地域の人口、世帯数

各地域の人口は、市全体の人口59,892人のうち、天童中部地域が11,330人で最も多く、約19パーセントを占めています。また、1世帯当たりの人数は、寺津地域が2.99人で最も多くなっています。

(令和7年3月31日現在)



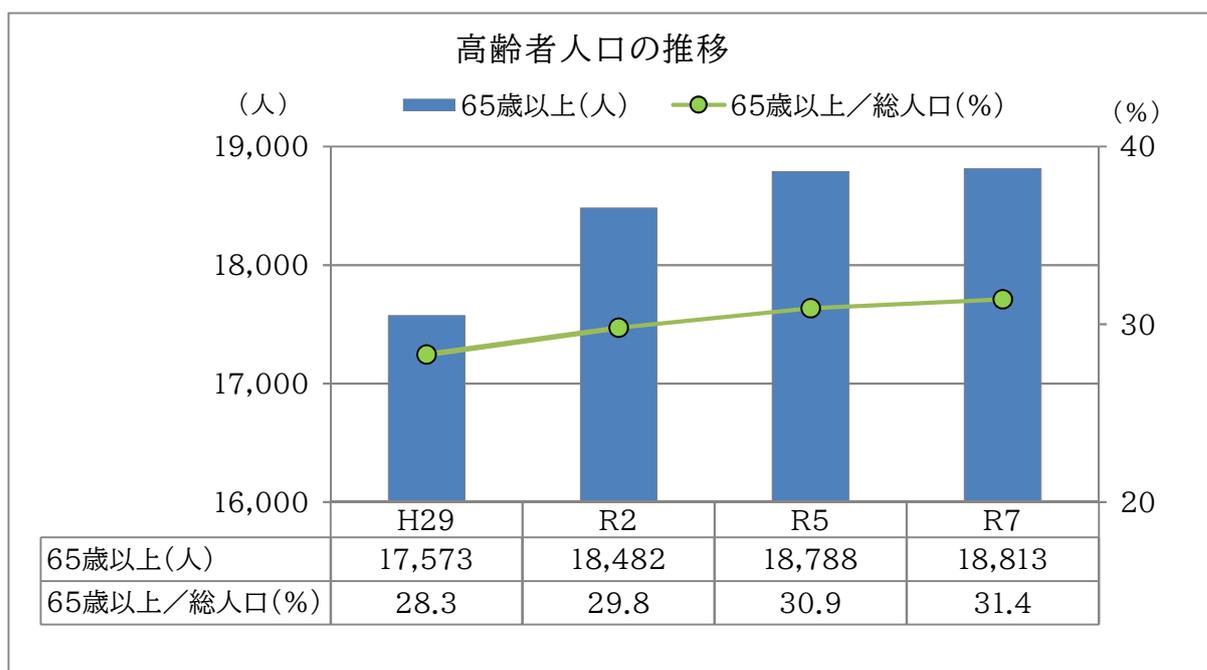
(資料：住民基本台帳人口)

(2) 高齢者を取り巻く状況

ア 高齢者人口の推移

満65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、平成29年は28.3パーセントでしたが、令和7年は31.4パーセントに達しており、高齢化が進んでいます。

（各年4月1日現在）



（資料：天童市「保健と福祉」）

【参考】

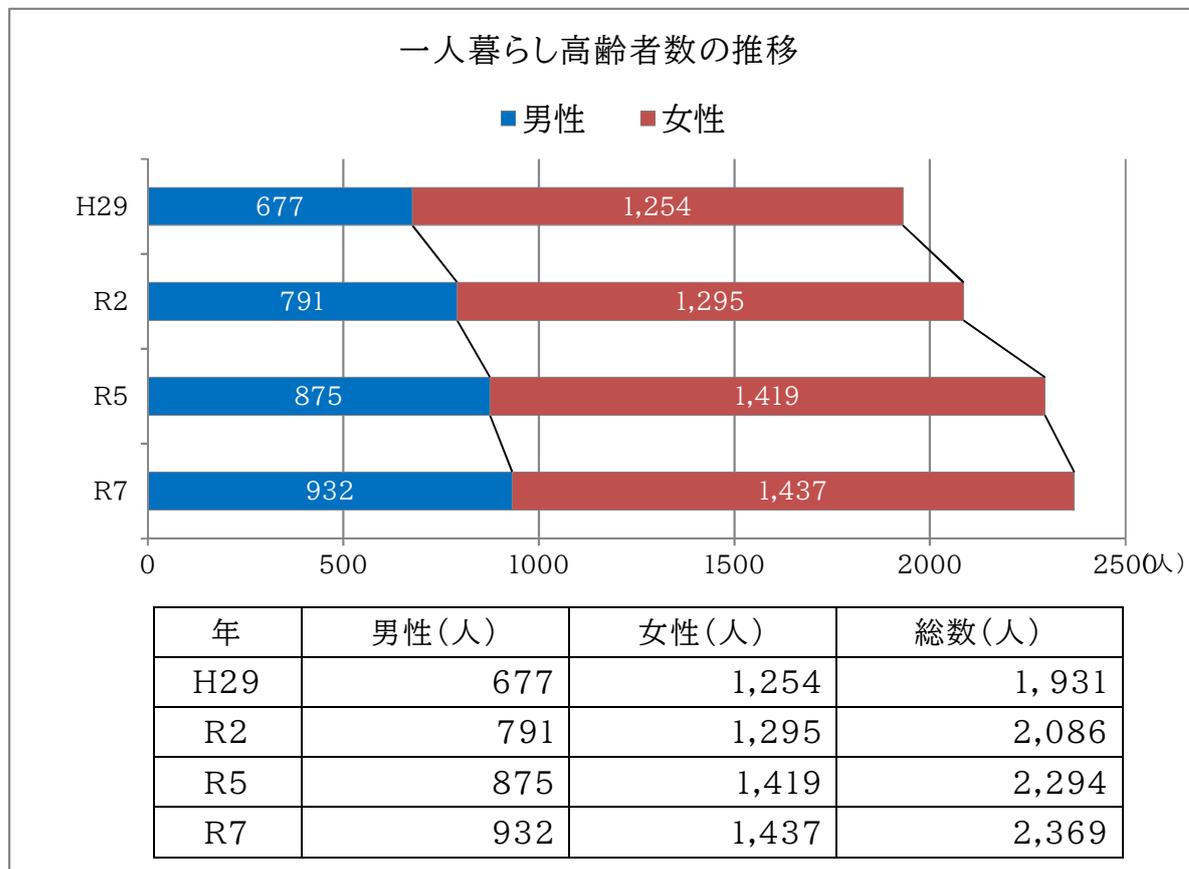
「令和7年版高齢社会白書」によると、日本の総人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和6年時点で高齢化率は29.3%に達しています。令和27年には高齢者人口が約3,945万人でピークを迎え、その後減少するものの、令和52年には高齢化率が38.7%となり、国民の2.6人に1人が65歳以上になると予測されています。

山形県でも同様に高齢化が進み、令和5年の高齢化率は35.2%でしたが、令和32年には44.3%となり、2.3人に1人が高齢者になると推計されています。

イ 一人暮らし高齢者数の推移

65歳以上の一人暮らしの高齢者の数は、平成29年には1,931人でしたが、令和7年には2,369人と約1.2倍に増加しています。

(各年4月1日現在 (施設入所者数を除く))

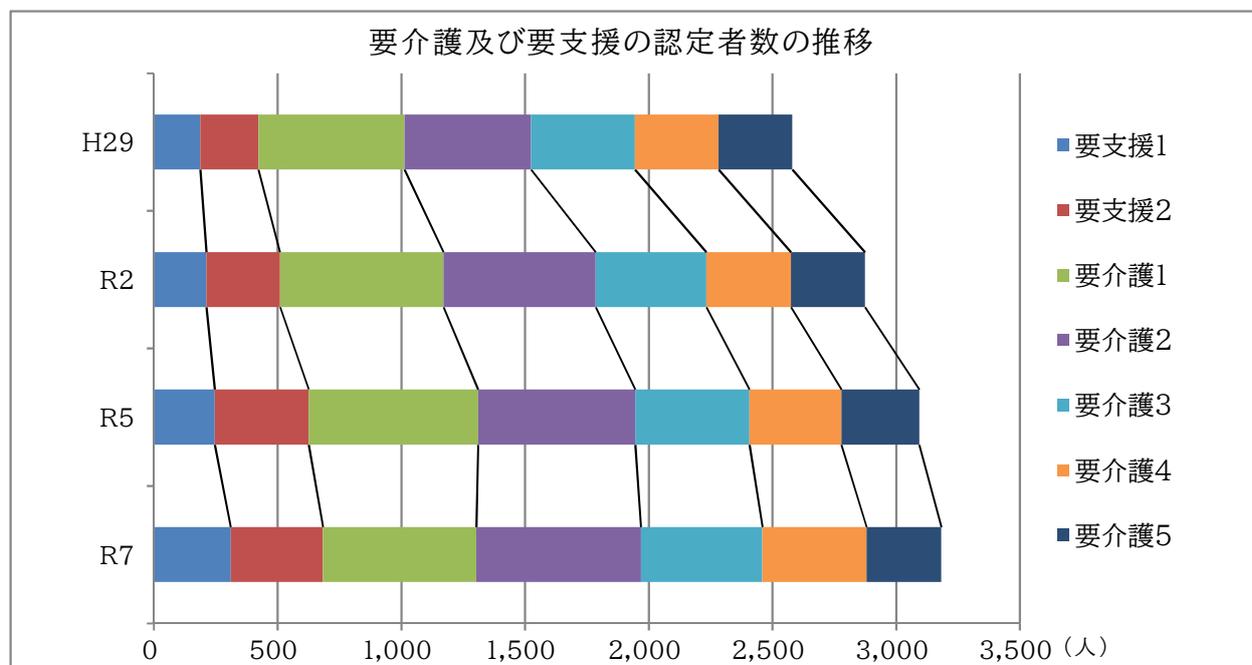


(資料：天童市「保健と福祉」)

ウ 要介護^{※1}及び要支援^{※2}の認定者数

平成29年と令和7年の認定者数を比較すると、要支援1から要介護5まで、全ての区分で認定者数が増加しています。また、介護認定率^{※3}は、平成29年は14.6パーセントでしたが、令和7年は16.9パーセントと2.3ポイント増加しています。

(各年3月31日現在)



年度	要支援1 (人)	要支援2 (人)	要介護1 (人)	要介護2 (人)	要介護3 (人)	要介護4 (人)	要介護5 (人)	合計 (人)	介護認定率 (%)
H29	188	235	590	512	420	338	298	2,581	14.6
R2	213	298	660	615	448	342	299	2,875	15.4
R5	247	379	685	635	462	371	315	3,094	16.5
R7	311	373	620	665	491	421	302	3,183	16.9
介護度別の割合 (%)	9.8	11.7	19.5	20.9	15.4	13.2	9.5	100.0	—

(資料：市保険給付課)

※1 要介護

介護を必要とする状態を言い、程度に応じて要介護1～5までの5段階に分かれています。数字が大きいほど介護が必要な状態です。介護保険から介護給付を受けることができます。

※2 要支援

要介護状態とは認められないが、社会的支援を要する状態を言い、要支援1と2の2段階に分かれています。介護保険から予防給付を受けることができます。

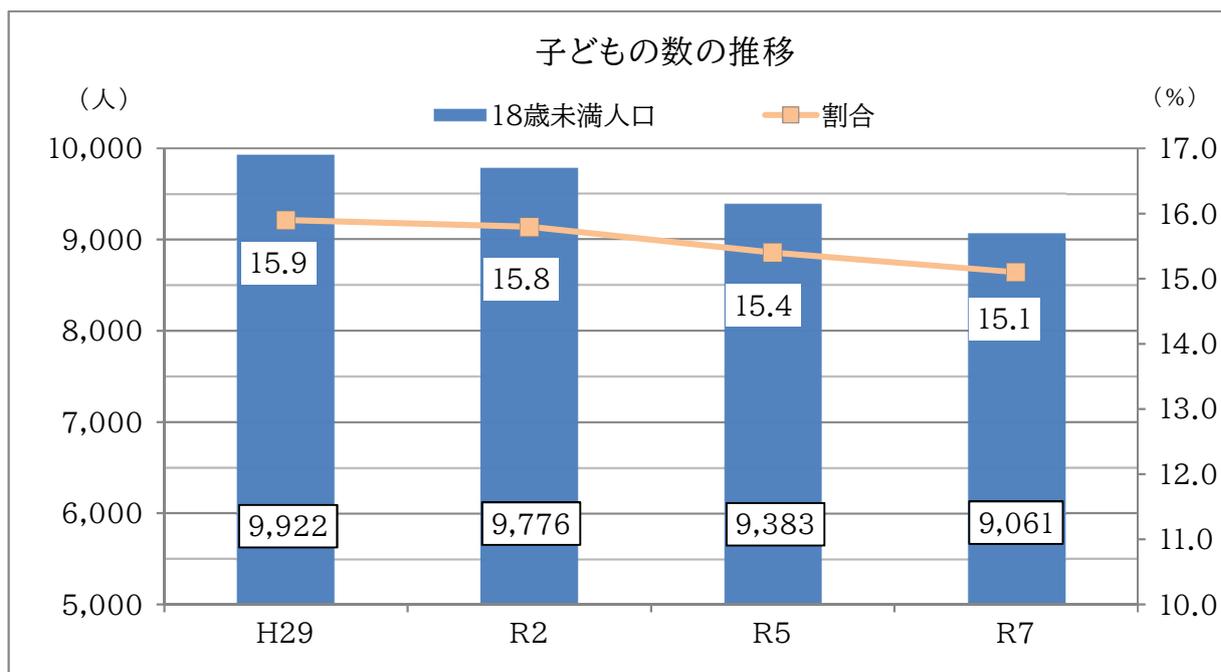
※3 介護認定率 満65歳以上の方のうち、要介護認定を受けている方の割合。

(3) 子どもを取り巻く状況

ア 子どもの数の減少

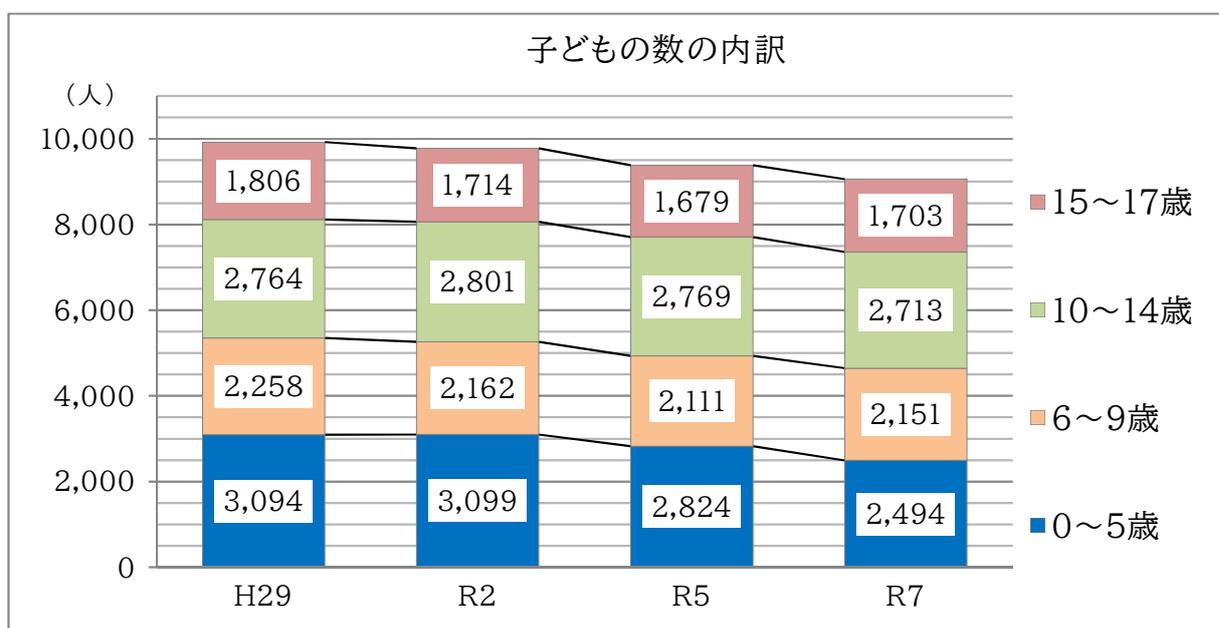
出生数の減少により、18歳未満の人口が年々減少しています。また、総人口に占める18歳未満の人口の割合は、平成29年には15.9パーセントでしたが、令和7年には15.1パーセントとなり、0.8ポイント減少しています。

(各年3月31日現在)



(資料：天童市「保健と福祉」)

(各年3月31日現在)

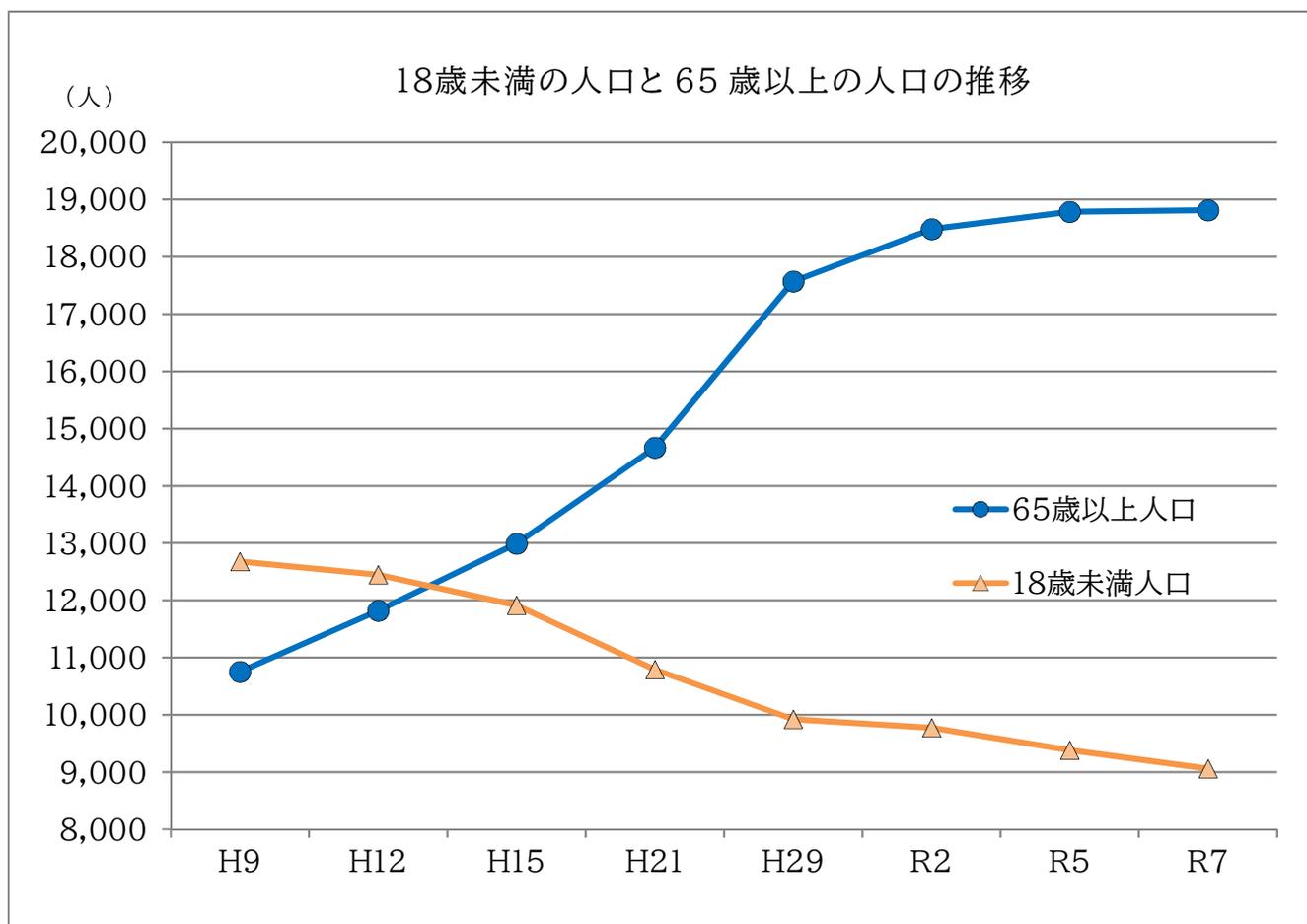


(資料：天童市「保健と福祉」)

イ 18歳未満の人口と65歳以上人口の推移

18歳未満の人口と65歳以上の人口の推移を比較すると、平成13年までは18歳未満の人口が65歳以上の人口を上回っていましたが、平成14年から逆転し、その差が年々広がっています。

(各年3月31日現在)



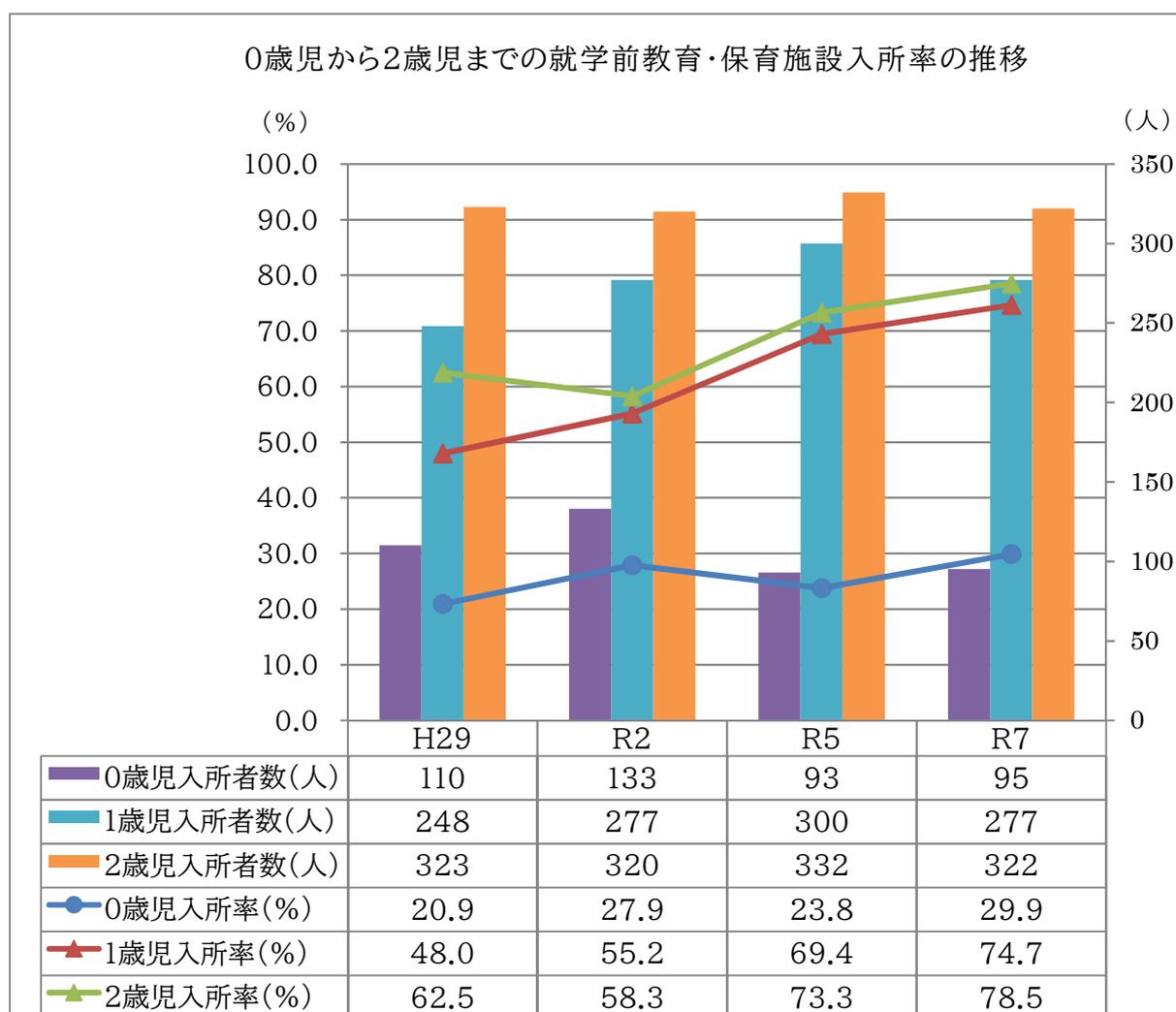
(資料：天童市「保健と福祉」)

ウ 就学前教育・保育施設の状況

少子化に伴い、0歳児から5歳児の就学前教育・保育施設への入所児童数は減少していますが、入所率は平成29年の69.7パーセントから、令和7年の81.2パーセントへ11.5ポイント増加しています。特に1歳児は26.7ポイントと大幅に増加しています。

(各年4月1日現在)

項目		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H29	人口(人)	526	517	517	503	541	490	3,094
	入所児童数(人)	110	248	323	473	528	473	2,155
	入所率(%)	20.9	48.0	62.5	94.0	97.6	96.5	69.7
R7	人口(人)	318	371	410	443	458	494	2,494
	入所児童数(人)	95	277	322	420	440	470	2,024
	入所率(%)	29.9	74.7	78.5	94.8	96.1	95.1	81.2



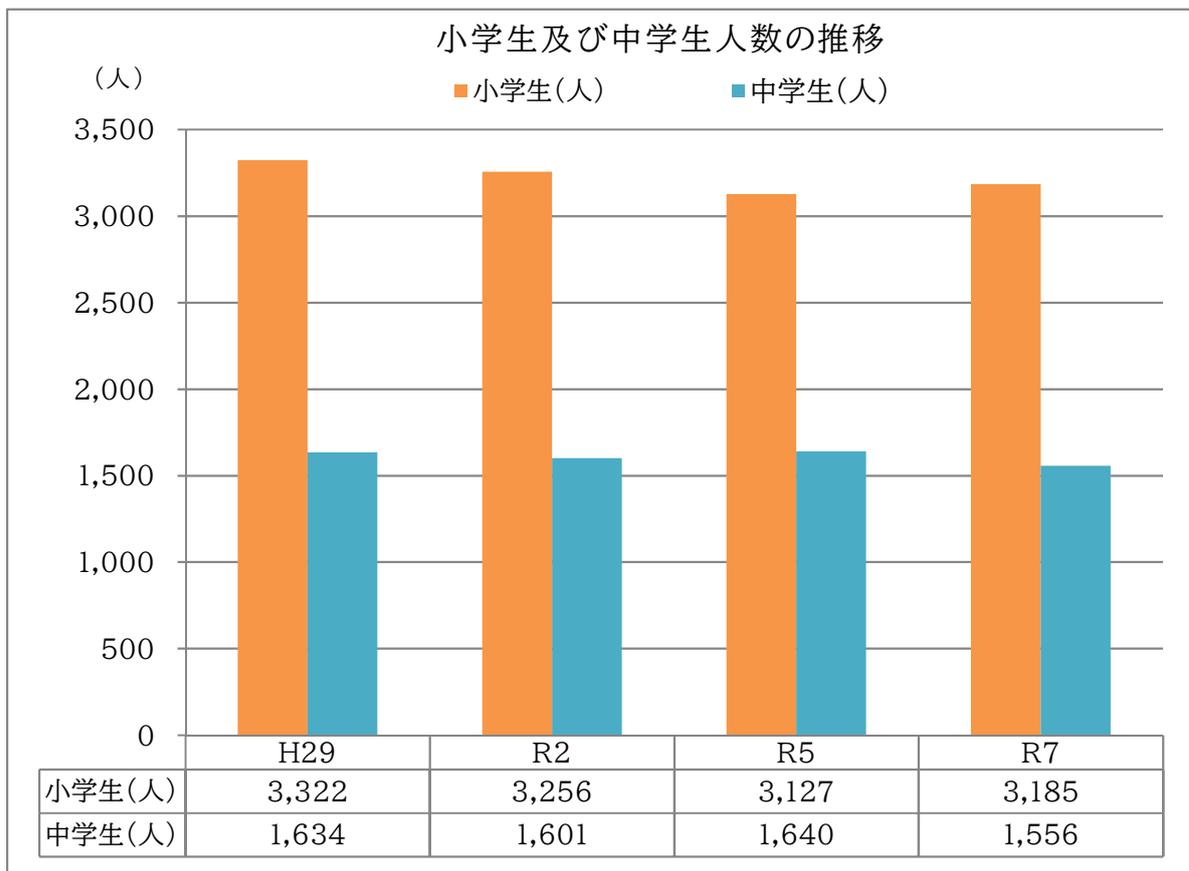
(資料：天童市「保健と福祉」・市子育て支援課)

エ 小学校及び中学校の状況

小学校の児童数は減少しており、平成29年は3,322人でしたが、令和7年は3,185人と4.1パーセント減少しています。

中学校の生徒数も減少しており、平成29年は1,634人でしたが、令和7年は1,556人と4.8パーセント減少しています。

(各年5月1日現在)



(資料：市学校教育課)

(各年5月1日現在)

学校名等		平成29年		令和7年		増減率 (%)
		児童・ 生徒数 (人)	全体に占 める割合 (%)	児童・ 生徒数 (人)	全体に占 める割合 (%)	
小 学 校	天童南部	596	17.9	553	17.4	▲7.2
	天童中部	757	22.8	649	20.4	▲14.3
	天童北部	437	13.2	361	11.3	▲17.4
	成 生	222	6.7	208	6.5	▲6.3
	蔵 増	125	3.8	154	4.8	23.2
	寺 津	77	2.3	66	2.0	▲14.3
	津 山	140	4.2	91	2.9	▲35.0
	山 口	150	4.5	110	3.5	▲26.7
	高 揃	206	6.2	440	13.8	113.6
	長 岡	377	11.4	336	10.5	▲10.9
	干 布	134	4.0	145	4.6	8.2
	荒 谷	101	3.0	72	2.3	▲28.8
	合 計	3,322	100.0	3,185	100.0	▲4.1
	中 学 校	第一中	489	29.9	480	30.8
第二中		354	21.7	298	19.2	▲15.8
第三中		420	25.7	413	26.5	▲1.7
第四中		371	22.7	365	23.5	▲1.6
合 計		1,634	100.0	1,556	100.0	▲4.8

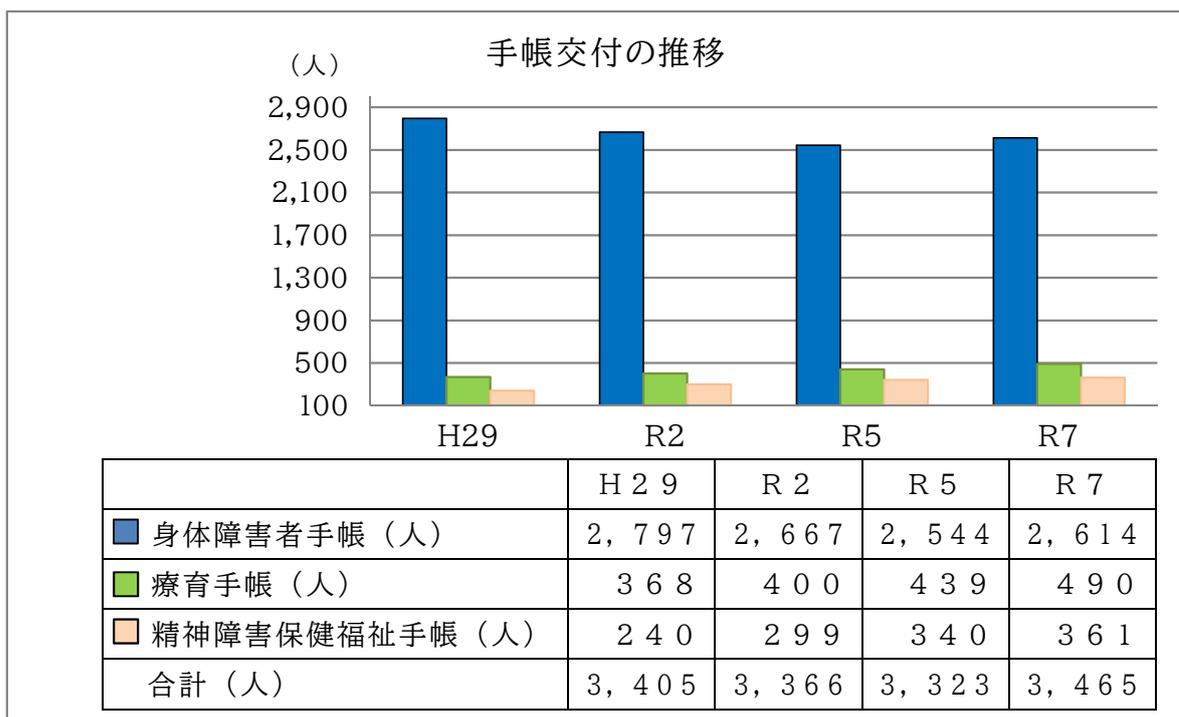
(資料：市学校教育課)

(4) 障がいのある人の状況

ア 身体障害者手帳等の交付の推移

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付について、平成29年と令和7年を比較すると、身体障害者手帳は減少していますが、療育手帳及び精神障害者手帳は増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳は1.5倍になっています。

(各年4月1日現在)



(資料：天童市「保健と福祉」)

(ア) 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳の等級別の人数は、1級が733人で最も多くなっています。また、部位別では、肢体が1,433人と全体の54.8パーセントを占めています。

(令和7年4月1日現在)

部 位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計 (人)	割合 (%)
視 覚(人)	36	44	4	1	18	1	104	4.1
聴覚・平衡(人)	25	28	17	84	1	79	234	8.9
音声・言語(人)	0	2	11	6	—	—	19	0.7
肢 体(人)	184	186	213	425	314	111	1,433	54.8
内 部(人)	488	8	112	216	—	—	824	31.5
合 計(人)	733	268	357	732	333	191	2,614	100.0
割 合(%)	28.1	10.2	13.6	28.0	12.8	7.3	100.0	—

(資料：天童市「保健と福祉」)

(イ) 療育手帳の交付

療育手帳の交付は、B判定（軽度）が全体の70.2パーセントを占めています。また、年齢別では18歳以上の割合が76.3パーセントとなっています。

（令和7年4月1日現在）

年 齢	A（重度）	B（軽度）	合計	割合（％）
0歳～17歳（人）	30	86	116	23.7
18歳以上（人）	116	258	374	76.3
合 計（人）	146	344	490	100.0
割 合（％）	29.8	70.2	100.0	—

（資料：天童市「保健と福祉」）

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳の交付は、2級の所持者の割合が全体の約49.0パーセントと最も多くなっています。

（令和7年4月1日現在）

等級	1級	2級	3級	合計
人 数（人）	47	177	137	361
割 合（％）	13.0	49.0	38.0	100.0

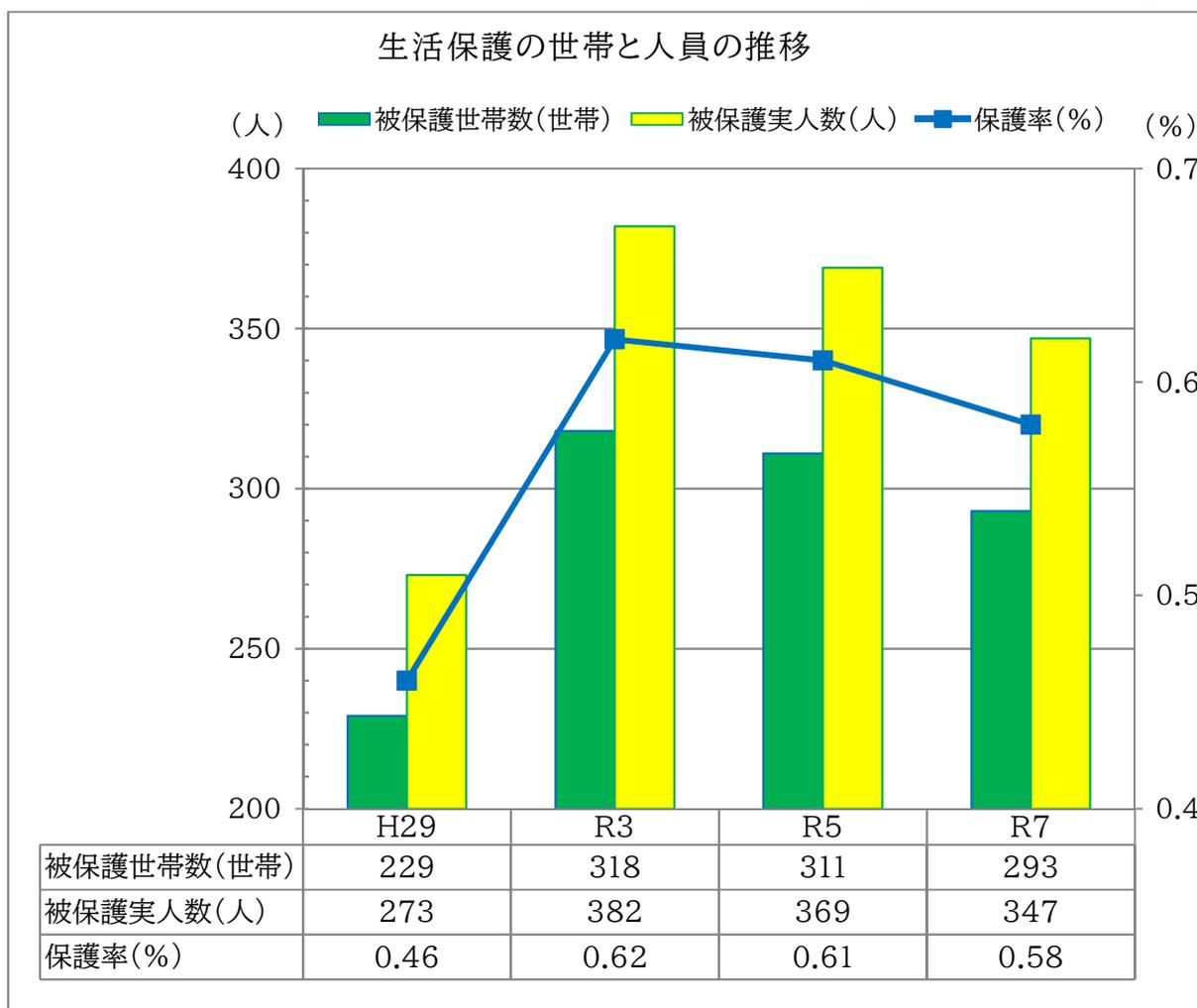
（資料：天童市「保健と福祉」）

(5) 生活保護などの状況

ア 生活保護の推移

新型コロナウイルス等の影響が大きかった令和3年をピークに、被保護世帯数、被保護実人数及び保護率※が減少に転じました。

(各年3月31日現在)



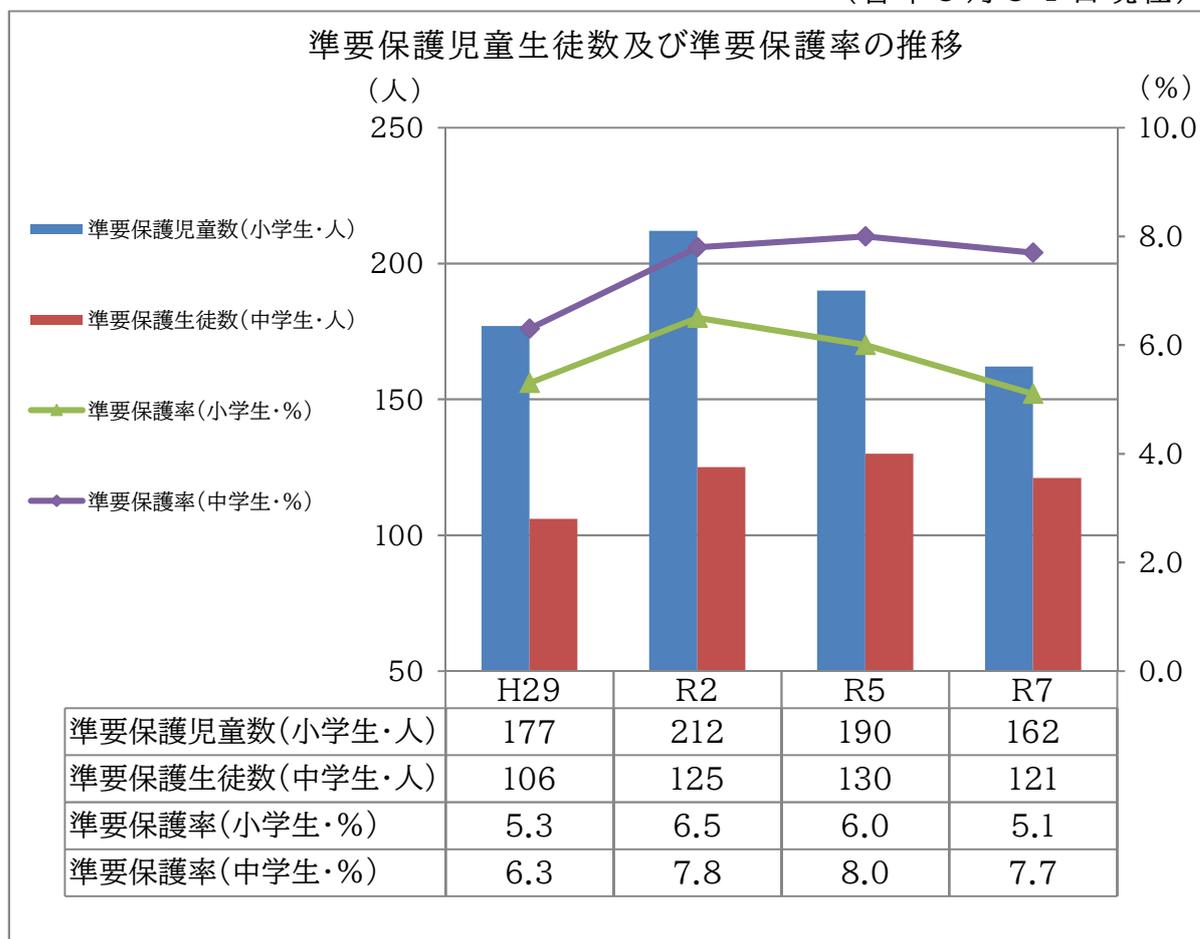
(資料：天童市「保健と福祉」)

※ 保護率 人口に占める被保護実人数の割合

イ 準要保護児童生徒の割合の推移

全児童生徒に占める準要保護児童生徒[※]の割合（準要保護率）は、小学生は令和2年の6.5パーセントをピークに減少傾向にあります。中学生は令和2年の7.8パーセントからほぼ横ばいで推移しています。

（各年3月31日現在）



（資料：市教育総務課）

※ 準要保護児童生徒

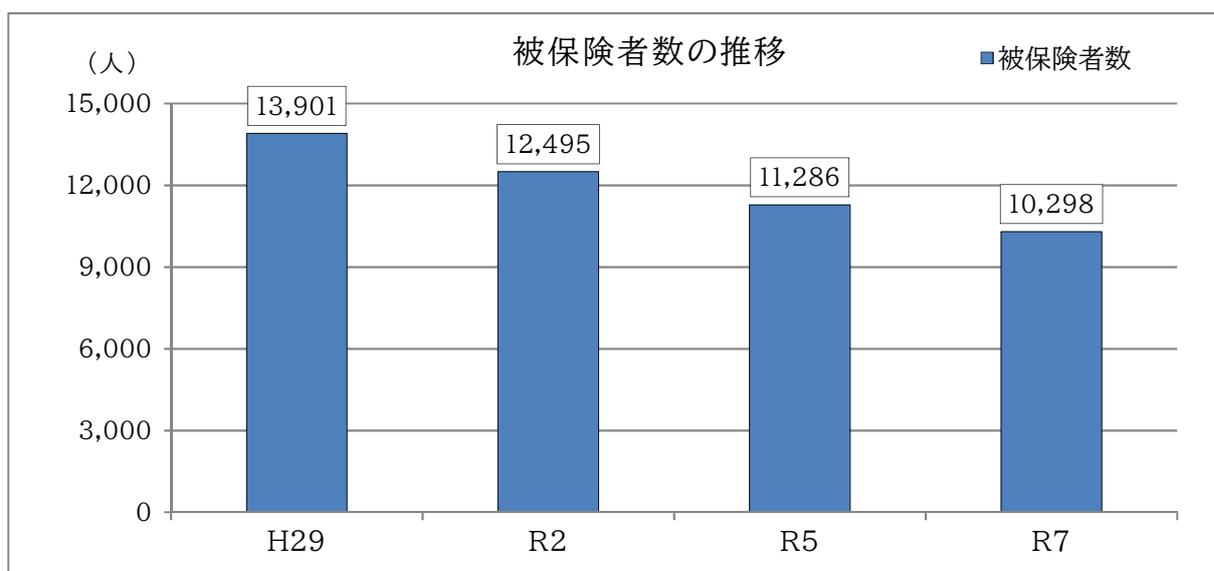
経済的な理由によって就学が困難であると認められ、就学費用の援助を受けている児童生徒のこと（ただし、生活保護世帯を除く。）。

(6) 健康を取り巻く状況

ア 国民健康保険の被保険者数等の推移

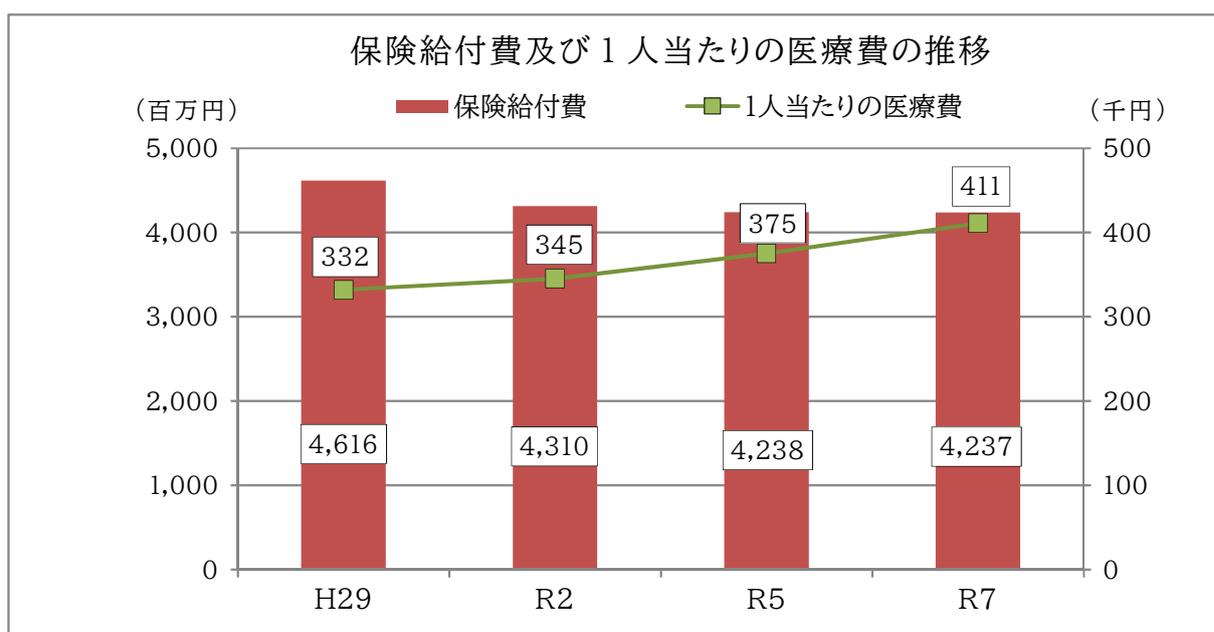
国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあります。保険給付費は減少していますが、1人当たりの医療費は年々増加しており、平成29年の33万2千円から令和7年の41万4千円へと1.24倍に増加しています。医療の高度化等による医療単価の増加が要因と考えられます。

(各年3月31日現在)



(資料：市保険給付課)

(各年3月31日現在)

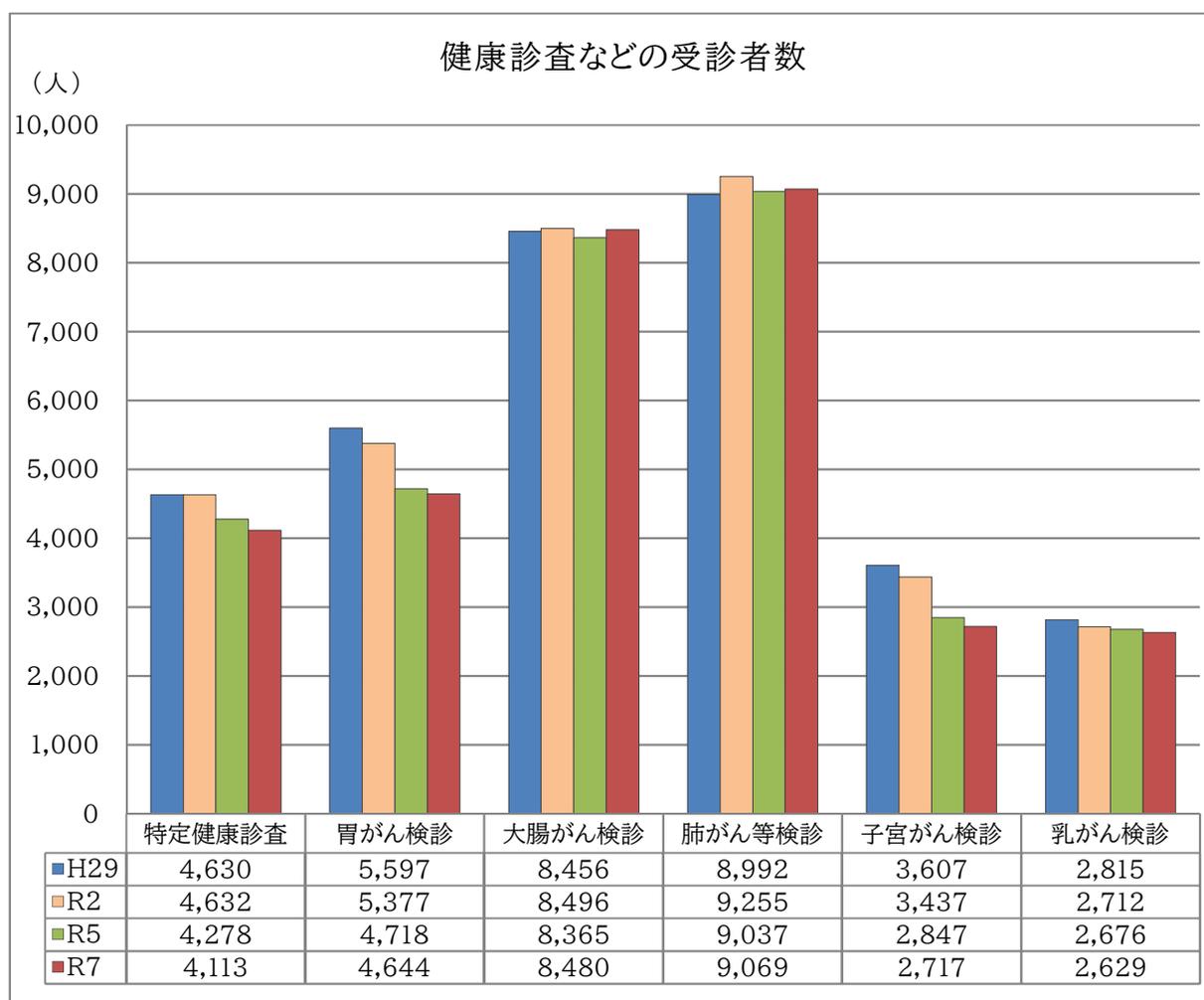


(資料：市保険給付課)

イ 健康診査などの受診状況

受診者数を平成29年と令和7年で比較すると、特定健康診査、胃がん検診及び子宮がん検診の受診者が減少しており、そのほかの検診はほぼ横ばいで推移しています。

(各年3月31日現在)



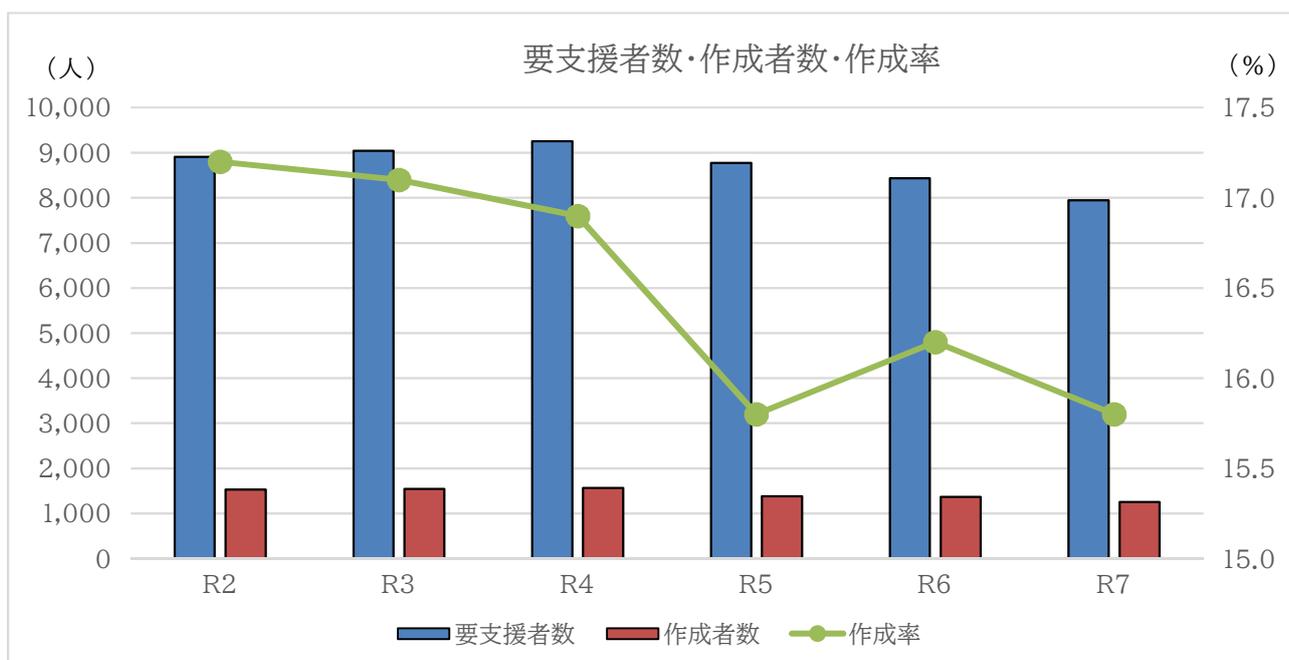
(資料：天童市「保健と福祉」・市保険給付課)

- ※ 特定健康診査は、国民健康保険分のみであり、法定報告から抜粋しています。
- ※ 地域保健・健康増進事業報告において、平成29年から胃がん検診に胃内視鏡検査人数を含む報告となっています。
- ※ 乳がん検診は、山形県健康診査実施要領に基づき、2年に1回の受診としています。

(7) 災害時個別避難計画の状況

避難行動要支援者※（以下「要支援者」という。）は、令和5年と令和7年に大幅に減少しています。これは、高齢者の対象年齢を令和5年に65歳から70歳へ、令和7年に75歳以上に引き上げたことが要因です。また、令和7年における個別避難計画の作成率は、15.8パーセントです。

（各年4月1日現在）



年	要支援者数(人)	個別避難計画 作成者数 (人)	個別避難計画 作成率 (%)
R2	8,907	1,530	17.2
R3	9,040	1,543	17.1
R4	9,253	1,563	16.9
R5	8,775	1,384	15.8
R6	8,436	1,367	16.2
R7	7,948	1,254	15.8

（資料：市危機管理室）

※ 避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、高齢や障がい等の理由から、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする方です。

第4章 計画の基本理念と基本目標

第4章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

「心がふれあい かよいいい 安心して 豊かに暮らせるまち」

地域には様々な支援を必要とする多様な人々が暮らしており、その課題を解決するためには、市民、地域、行政が互いに助け合い、協力して取り組むことが重要です。住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、住民同士が支え合い、心を通わせながら、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域全体で助け合える仕組みが求められています。

子ども、障がいのある人、高齢者などすべての人がつながり、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため、「心がふれあい かよいいい 安心して 豊かに暮らせるまち」を基本理念として定めます。

2 基本目標

地域福祉の充実や「地域共生社会」の実現を目指すため、基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 みんなが地域や福祉に関心をもてるまち

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合える環境を作ることが重要です。それぞれの立場で地域福祉への理解を深めながら、できることを自ら実践することが求められます。

また、地域のつながりを保つためには、地域活動への参加や地域福祉を支える担い手の育成が欠かせません。みんなが地域や福祉に関心をもつことが重要です。

基本目標2 みんなの力でともに支え合うまち

人口減少や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進む中で、福祉課題が複雑化・複合化しています。市民、地域、行政が相互に連携を深めながら、福祉サービスの情報提供や相談体制などの充実が求められています。

また、複数の分野にまたがる課題や、制度の狭間にある課題に対応するため、属性や世代を問わない分野横断的・包括的な相談支援体制の整備が求められています。

基本目標3 みんなが地域で安心して暮らせるまち

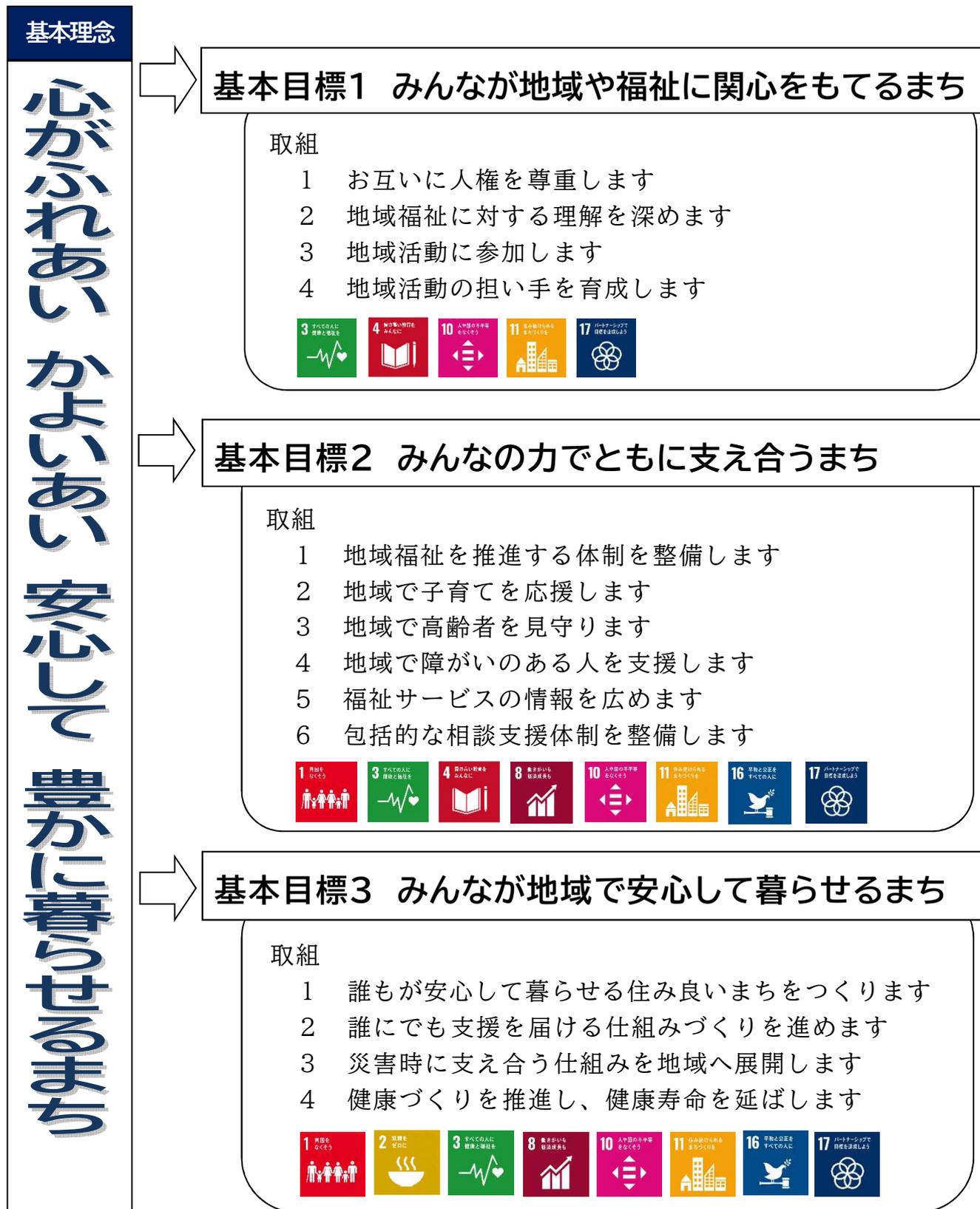
誰もが安心して暮らせる住み良いまちをつくるため、住民同士が互いに協力し、支え合う仕組みが必要です。孤独・孤立を防止し、必要としている人に必要な支援を届けることができるよう、訪問支援や参加支援等の仕組みづくりを進めます。

また、災害時に一人での避難が困難な人を支援するため、個別避難計画の作成に努めるとともに平時における避難訓練の実施を促進し、支え合う仕組みを地域へ展開します。

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

1 施策の体系



2 施策の展開

3つの基本目標を実現するため、様々な課題に対する施策を展開します。

基本目標の個別の取組みごとに、市民、地域及び行政の役割を明らかにしたうえで、それぞれが協働し、連携しながら地域福祉を推進して、「地域共生社会」を実現するための施策を展開します。

地域共生社会のイメージ



(厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより)

1 一人ひとりの市民が取り組んでいくこと(自助)

地域福祉推進の主役である一人ひとりの市民は、福祉サービスの受け手のみでなく、担い手でもあることを認識し、自らできるものについては進んで行います。

～一人ひとりの市民に期待する役割～

地域福祉を推進していくためには、一人ひとりの市民が福祉に対する意識を高め、地域社会を構成する一員として積極的に活動していくことが大切です。具体的には、地域福祉における重要な担い手として、お互いに関心を持ちながら、地域活動やボランティア活動等に参加することが期待されています。

2 個人的な仲間同士が助け合いながら取り組んでいくこと(互助)

友人や近所、職場の仲間など、個人的なつながりを持つ者同士が支え合い、助け合います。

～仲間に期待する役割～

身近な仲間が困っているときには手を差し伸べ、助け合う関係を築くことが求められます。お互いが困難を乗り越えるために協力し合うことで、人と人とのつながりやコミュニティを強める効果も期待されます。

3 地域で力を合わせて取り組んでいくこと(共助)

地域を構成している町内会などの自治会、地域づくり委員会、地域社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティア、NPO※などの福祉に関する団体や事業所などが力を合わせて、地域福祉を推進していきます。

～地域に期待する役割～

(1) 自治会、地域づくり委員会などの役割

町内会・自治会や地域づくり委員会等は、様々な地域課題の解決に向け、地域住民の支え合いや助け合いを効果的に結びつける役割が期待されています。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、福祉サービスに関する様々な地域課題に対して、行政、社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、地域住民に寄り添う「つなぎ役」としての役割が期待されています。

(3) 福祉事業者の役割

福祉サービスを提供する福祉事業者は、幅広い専門知識と物的・人的な資源を保有しており、地域との積極的な連携が期待されています。

(4) NPO、ボランティア団体などの役割

NPOやボランティア団体は、地域福祉の多様な担い手として、行政、社会福祉協議会及び福祉事業者等と連携しながら、これまでの経験や知識・技術を生かし、地域福祉の推進に取り組んでいくことが期待されています。

※ NPO

特定非営利活動促進法に基づき、ボランティア活動などの市民活動の健全な発展を促進することにより、公益の増進を図ることを目的として活動する団体のこと。

4 行政等が取り組んでいくこと(公助)

地域福祉の向上に関する取組みには、市民生活に関係する幅広い行政分野の関わりが必要です。福祉部門のみならず、その他の関係部門が連携して、地域福祉を推進していきます。なお、介護保険制度などの制度化された相互扶助は、「公助」に含めます。

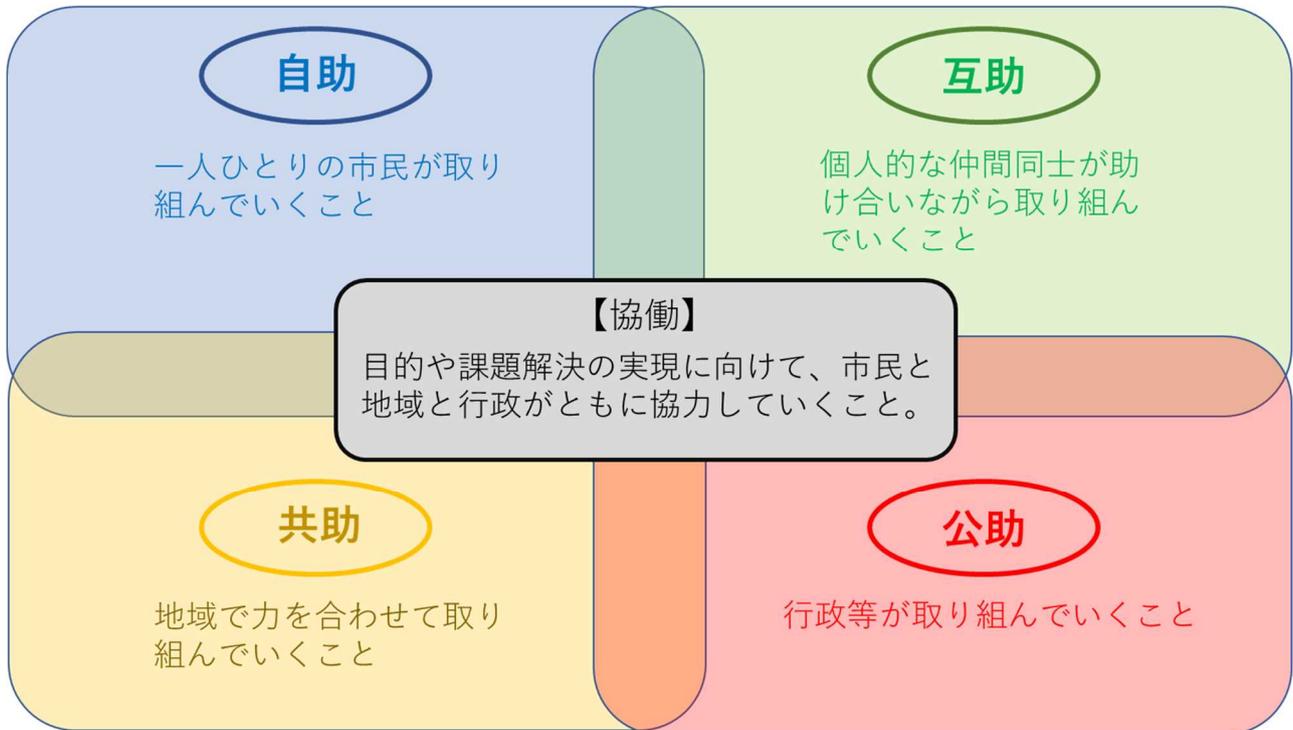
(1) 行政の役割

行政には、市の福祉施策を総合的かつ効果的に推進する役割が求められています。そのため、福祉サービスに関する市民のニーズを十分に踏まえたうえで、市民、社会福祉協議会、福祉関係団体、福祉事業者と相互に連携し、「自助」、「互助・共助」の取組を支援しながら地域へ展開していくことが求められます。

(2) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置付けられており、市民の福祉の向上に対する積極的な支援、福祉推進員の活動を通じた地域活動や地域のボランティア活動の活性化を促進するなどの役割が期待されています。

市民と地域と行政の相互連携のイメージ



基本目標 1 みんなが地域や福祉に関心をもてるまち

取組1

お互いに人権を尊重します

1 現状

高齢化が進む中で要介護認定者が増加しています。また、身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者と精神障害保健福祉手帳所持者は増加しています。

市民アンケートにおいて、「日常生活自立支援事業^{※1}」、「虐待防止」、「成年後見人制度^{※2}」の認知度は、あまり高くありませんでした。また、普段の生活においては、「介護に関する不安」や「生活費などの経済的な不安」を抱えている人が多くいました。

【市民の声から】

- 身内に独身の身体障がい者がいるが、今後の生活が心配です。
- 夫婦二人暮らしで息子には頼れないので、今後の生活が心配です。

※1 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう福祉サービス利用の援助を行う事業。

※2 成年後見制度

認知症や障がいにより法律行為が難しい人の保護や意思決定の支援する制度。

2 課題

(1) 高齢者や障がいのある人の不安

認知症や知的障がい等の理由から判断能力が不十分となり、自分で福祉サービスを選択することや身の回りのことができないなど、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

(2) 虐待の防止と対応

「高齢者虐待防止法」及び「障害者虐待防止法」に基づき、虐待を発見した人は、市や関係機関へ速やかに通報するよう努めなければなりません。

(3) 成年後見制度

認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の果たす役割はますます重要なものとなっています。成年後見制度の認知度を高め、誰もが安心して暮らせる体制を整えることが必要です。

3 それぞれの取組

自助

- お互いに信頼関係を築きます。
- 思いやりの気持ちを持って人に接します。
- 権利擁護や成年後見制度に関する講演会等に参加し、制度への理解を深めます。
- 虐待を受けたと思われる人を発見したら、速やかに関係機関に通報します。

互助・共助

- 話しやすい仲間づくりのために地域で交流を深め、お互いに相談に乗ります。
- 支援が必要な人を注意して見守ります。
- 積極的に声を掛け合い、仲間の変化に気付いて虐待を未然に防ぎます。
- 認知症、生活困窮、孤立等から生じる異変や虐待に気づいた際は、行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等に連絡します。

公助

- 人権について気軽に相談できる体制を整えます。
- 人権や権利擁護の意識の高揚を図るため、啓発活動を行います。
- 虐待の通報があった場合は、関係機関と連携し迅速に対応します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知を行い、活用及び体制の充実を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業^{※1}や第三者評価制度^{※2}の利用を推進します。

※1 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理などを支援する事業。

※2 第三者評価制度

福祉サービスの内容等を公正な第三者機関が専門的立場から評価する制度。

1 現状

高齢化と核家族化が進む中で、一人暮らしの高齢者世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。

市民アンケートの結果では、日常生活に不自由があったときに必要になるのは、「見守りや声がけ」や「災害時の手助け」など、地域の支援を求める回答が多くありました。また、現在住んでいる地域の将来像について、「医療や介護を適切に受けられる」、「移動手段に困らない」、「犯罪が少ない」地域を望む回答が多くありました。

【市民の声から】

- 地域福祉や福祉サービスの向上に向けて、さらに改善を進めていただくと嬉しいです。
- 地域で支援し合うことに反対はしませんが、まずは行政側が対応すべきだと思います。

2 課題

(1) 人々が支え合う重要性への理解

生活様式や価値観が多様化し、核家族化が進む中で、家庭間での意思疎通が不十分になることが懸念されます。また、地域では隣近所であっても顔を合わせる機会が少なくなり、つながりや支え合いが希薄になっています。

「地域共生社会」の実現のためには、一人ひとりの市民が、子ども、障がいのある人、高齢者などの枠を越え、つながることができる地域を創っていく必要があります。

(2) 地域福祉への理解や関心の低下

地域のつながりや支え合いが希薄になることで、地域福祉を支える担い手が不足し、地域福祉活動の停滞や、理解度・関心度の低下が懸念されます。

また、赤い羽根共同募金の実績は、全体として減少傾向にあり、福祉活動の財源不足による地域福祉活動の停滞が懸念されます。

3 それぞれの取組

自助

- 地域福祉やボランティア活動について理解を深め、関心を持ちます。
- 福祉を自分ごととして捉えます。
- 地域の見守り活動に積極的に参加します。

互助・共助

- 地域いきいき講座などを活用し、地域福祉や共生社会について学びます。
- 日常生活で声を掛け合う地域づくりを進めます。
- 地域全体でボランティア活動への理解と関心を高めます。
- 地域で高齢者や障がいのある人、子育て家庭などを見守ります。

公助

- 地域福祉や地域共生社会について学ぶ機会を提供します。
- 地域福祉の活動内容を積極的に情報発信します。
- 学校教育や生涯学習を通して、福祉意識の高揚を図ります。
- 市民の地域づくりへの参画を推進し、ボランティアやNPO活動を支援します。
- NPO等多様な主体による福祉事業の人材確保のための仕組みづくりを進めます。

1 現状

市民アンケートでは、団体活動に「参加していない」と回答した人が全体の26.2パーセントを占めました。その理由については、40代及び50代は「仕事などが忙しくて時間がないから」、20代は「特に関心がない」という回答の割合が高くなっています。また、高齢化に伴い、地域活動の役員の高齢化も課題となっています。

【市民の声から】

- 公民館で行っている行事等で顔見知りを増やし、何かあったときに頼めるようにしたいです。
- 現在は地域活動に参加していないが、今後参加したいと考えています。しかし、どう参加したらよいかわかりません。

2 課題

(1) 住民同士の交流の減少

住民同士の交流が少なくなり、地域のつながりが希薄になったことで、課題を抱えたまま誰にも相談できずに過ごす人が増えています。このような状況を少しでも減らせるよう、日頃から地域の人々が緩やかに交流する必要があります。

(2) 地域活動への参加者数の減少

高齢者の労働年齢の引き上げや核家族化が進む中で、地域活動へ参加する時間を確保することが難しくなっており、地域活動への参加者数が減少しています。

また、ライフスタイルの多様化により地域活動への関心が低下し、地域住民の交流が希薄になりました。地域活動の規模や開催数が縮小しており、参加したくてもその方法が分からない人や、きっかけがない人が少なからず存在しています。

3 それぞれの取組

自助

- 普段から仲間へ声を掛け合い、助け合える地域づくりを目指します。
- 地域活動に関心を持ち、積極的に参加します。

互助・共助

- 地域の情報を積極的に発信します。
- 誰もが参加しやすい活動を通じて、人々のふれあいを大切にする地域行事を実施します。

公助

- 地域活動を推進する交流の場を増やします。
- 地域づくり委員会活動を支援します。
- 市民が参加する地域活動の情報をホームページやSNS、市報、公民館だより等で広く周知します。

1 現状

市民懇談会では、「地域活動の縮小や住民同士のつながりが希薄化したことにより、地域の役員、民生委員・児童委員、福祉推進員など地域福祉に重要となる担い手が不足している」との意見が出されました。

市民アンケートでは、天童市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員の認知度について、名前を知っている割合は多いものの、これらの活動内容についての理解が不十分でした。また、いずれにも相談したことがない人が9割近くとなりました。

【市民の声から】

- 民生委員や福祉推進委員のなり手がいないのも問題です。もっと認知度を高めて、地域に入り込みやすいよう、頼ってもらえるよう工夫すべきだと思います。
- 地域には福祉に詳しい人がたくさんいるのに、一部の人だけが大変そうです。

2 課題

(1) 地域活動の担い手不足

高齢者の労働年齢の引き上げにより、地域福祉を支えるための個人の時間と労力が不足しています。

また、地域のつながりが希薄になり、地域活動に参加したくても方法やきっかけがわからず、担い手となる貴重な人材が埋もれてしまっている可能性があります。その結果、役割が一部の人に集中してしまい、負担が増加するという課題があります。

(2) 福祉団体や地域福祉を支える担い手への理解の不足

地域福祉を支える社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員の役割は重要となっていますが、その認知度や相談先としての認識が低いままとなっています。これにより民生委員・児童委員等の活動への理解が得られず、地域福祉を支える方々の活動意欲の減退や心身の負担増加の要因となり、なり手不足が顕在化しています。

3 それぞれの取組

自助

- 自らの知識や経験、技術を地域活動に生かします。
- 一人ひとりが地域のためにできることに着実に取り組みます。
- 地域福祉の担い手の役割や活動を理解します。

互助・共助

- 地域の行事や活動を通して、地域の人材を育成します。
- 各種団体が連携を深め、地域内のコミュニケーションを活性化し、地域の人材を把握します。
- 地域活動の取組を広く人々に周知します。
- 地域全体で担い手を支援します。

公助

- 地域づくり委員会や各種団体の活動を支援し、地域におけるリーダーの発掘と育成に努めます。
- 民生委員・児童委員や福祉推進員の活動をより支援し、地域のつなぎ役としての存在を、市民や事業者に周知します。

基本目標2 みんなの力でともに支え合うまち

取組1

地域福祉を推進する体制を整備します

1 現状

地域福祉の充実を図るためには、市民が抱える不安や悩みを把握し、それに対して適切に対応する相談体制を確立することが重要です。

市民アンケートでは、本市が福祉分野において、特に力を入れて取り組む必要がある施策として、「医療サービス体制の充実」、「移動手段の充実」、「身近な相談体制の充実」への回答が多数となりました。

【市民の声から】

- 地域で気軽に交流できる場を設けるとともに、身近に相談できる体制づくりをお願いしたいです。
- 地域によっては、移動手段が限られている（又はない）所もあるので、体の不自由な人、高齢者の人などが外に出かけやすい環境であるといいと思います。

2 課題

(1) ライフスタイルの多様化に伴う相談先の変化

一人暮らしの高齢者や核家族が増加し、家族や地域とのつながりが希薄化しており、日常生活における困りごとを誰に相談したらよいのか分からない場合があります。市民の身近な相談役として民生委員・児童委員や福祉推進員がいますが、連絡先が分からなかったり、自宅で相談することに不安を感じたりする人もいます。

(2) 地域の利便性の確保

福祉サービスの利用や相談をしたくても、身近に相談できる人がいなかったり、移動手段がなく行動に移せなかったりする人もいます。移動手段の充実を図るとともに、市立公民館等の既存施設を活用し、「くらし」と「ふくし」を総合的に捉え、各種事業を相互に連携させる仕組みが求められます。

3 それぞれの取組

自助

- 一人で悩まず、民生委員・児童委員や相談機関に相談します。
- 地域にある交流拠点のイベントや講座に参加するよう努めます。

互助・共助

- 地域の高齢者や障がいのある人などの見守りを行います。
- 困っている人がいたら、相談相手になります。
- 地域の困りごとは、みんなで解決するよう努力します。
- 地域社会福祉協議会の活動内容を充実します。
- 福祉推進員の活動を支援します。
- 福祉事業者や社会教育団体など、様々な分野と連携して地域づくりに貢献します。

公助

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 地域住民が交流し、お互いに相談ができる居場所として、各市立公民館や分館など既存施設の活用を推進します。
- 移動手段の充実を図り、高齢者や障がいのある人も暮らしやすい社会づくりに努めます。

1 現状

本市における子どもの数は年々減少している一方で、核家族及び共働き家庭が増加しており、0歳児から2歳児までの児童の認可保育所等への入所率が上昇しています。また、準要保護の小学生の数は減少傾向にありますが、準要保護の中学生の数は横ばいで推移しています。

市民アンケートでは、育児や子育てに関して不安がある人が一定数いました。また、仕事が忙しく地域活動に参加できておらず、地域への愛着度も他の世代に比べると低い結果でした。

【市民の声から】

- 18歳までの子ども医療費の無料化や、げんキッズ等の子育て支援センターが充実しているため、子育てしやすいです。
- ひとり親家庭が安心して暮らせるようにしてほしいです。市社会福祉協議会や子ども家庭センターで相談させていただきましたが、とても親身になってくれて、心が少し軽くなったように思いました。本当にありがたかったです。

2 課題

(1) 少子化・核家族化・地域コミュニティの希薄化の影響

人口減少や核家族化が進む中で、地域コミュニティのつながりが希薄化するなど子育て世代を取り巻く環境も変化しており、子育てに不安や孤立感を感じる保護者が増えています。近所や町内会など地域でお互いに相談しやすい地域づくりを心掛け、地域ぐるみで子育て世代を支援する意識の醸成が重要となります。

(2) 多様な相談体制

P T Aや子ども会育成会だけでなく、公共施設が主催するイベントや子育てサークル等への参加をきっかけに、子育て世代同士や多世代との交流が生まれます。相談しやすいコミュニティを形成するために、イベント等を実施する団体の活動を支援するとともに、子育て支援センター等の活用を促し、子育て世代が孤立しない環境が求められます。

3 それぞれの取組

自助

- 子どもたちの規則正しい生活リズムづくりに取り組みます。
- 子育てサークルや子ども会育成会の活動に参加します。
- 地域行事や各種団体が開催する子育てイベントに参加します。

互助・共助

- 子どもたちの声に耳を傾け、一緒に活動します。
- 仲間同士で声を掛け合い、地域の行事や活動に積極的に参加します。
- 地域ぐるみで子どもたちを見守り、子育てを応援する気運を高めます。
- 四季折々の伝統行事を次の世代に継承します。
- 子育てサロンなど子育て世代を対象としたイベントの開催に努め、仲間づくりを支援します。

公助

- 子どもの健全な育成を図るため、安心して子育てができる環境の整備を推進します。
- 子育てに関する情報を提供し、気軽に悩みを相談できる体制を整備します。
- 保育を必要とする子どもたちの受け皿を確保します。
- 地域で子育て支援や交流活動を行う団体・サークルを支援します。
- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努め、要保護児童対策協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。

1 現状

市民アンケートでは、「自分や家族の健康に関する不安」や「介護に関する不安」など、高齢者自身の今後の生活に関する不安や、家屋・土地の相続など経済的な不安の声が多くありました。また、高齢者の世代では、「自分や家族の病気などの理由」から地域活動に参加できないという回答が多くありました。

【市民の声から】

- 高齢者が増えていく一方、外出などを行う手段がなく引きこもってしまう人も増えていきます。高齢者が好んで集まれるような施設や取り組みなどがもっとあればいいと思います。
- 現役世代の就労期間が延長していることから、元気な高齢者の発掘や、一般公募等で地域貢献できる人材確保を最優先すべきと思います。

2 課題

(1) 高齢者のみ世帯等の増加と孤独・孤立化

住民の高齢化や高齢者のみ世帯の増加を背景に、老々介護の問題や、除雪、草刈り、ごみ捨て等の日常的な作業が困難な世帯が増加しています。民生委員・児童委員、福祉推進員など関係団体が連携し、地域で安否確認や見守り、孤独・孤立の防止を図るとともに、敬老会事業や老人クラブ、いきいきサロンなどの活動を支援し、地域内でお互いに相談できる居場所づくりを進める必要があります。

(2) 高齢者の活躍の場の創出

軽度の日常生活支援事業の推進を図る一方で、これらの事業に必要な労働力の確保や地域ボランティア等への協力も必要になります。シルバー人材センター、NPO法人、市が連携し、高齢者が活躍できる場や雇用を創出し、高齢者同士の支え合いの仕組みを強化する必要があります。

3 それぞれの取組

自助

- 高齢者が自ら進んで地域の行事や活動に参加します。
- 高齢者が培った経験や知識を活用し、地域活動に貢献します。

互助・共助

- 配慮が必要な高齢者等へ日常的に声をかけ、見守りや安全確認を行いながら孤独・孤立を防止します。
- 高齢者の生きがいづくりのため、交流の場や世代間交流事業を積極的に実施し、敬老会事業、老人クラブ、及びいきいきサロンの活動を推進します。

公助

- 高齢者の地域活動への参加促進や学習機会の充実を図ります。
- 敬老会事業、老人クラブ、いきいきサロンの実施団体を支援します。
- シルバー人材センターやNPO法人と連携し、高齢者の雇用や活躍の場を創出します。
- 高齢者に対する相談体制やケアマネジメントを充実します。
- 介護予防事業を効果的に実施します。

1 現状

近年、身体障害者手帳の交付数が減少する一方で、療育手帳及び精神障害保健福祉手帳の交付数が増加しています。

市民アンケートでは、障がいのある人に対する支援や取組への理解度が、高齢者や子育て世代に比べて低いことが見受けられました。

【市民の声から】

- 障がいを持った人が働くことのできる事業所が少ないように思います。障がいのある人の再就職も含めて支援してほしいです。
- 障がいのある人も利用できるように、公民館分館に車いすで利用できるトイレ（段差なし・手すり付）が欲しいので支援してほしいです。

2 課題

(1) 障がいのある人への理解や支援の取組み

障がいのある人が増加する一方で、地域活動の縮小や地域のつながりの希薄化に伴い、障がいのある人と地域のつながりも薄れ、孤独・孤立の拡大が懸念されます。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの市民が障がいについて正しく理解するとともに、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすことが大切です。

(2) 障がいのある人の社会参画の支援

障がいのある人の就労意欲は高く、福祉的就労にとらわれない多様な就業機会の確保が求められています。令和8年6月までの障がい者の法定雇用率は、民間企業が2.5%、国や地方公共団体が2.8%となっており、令和8年7月以降はさらに引き上げられる予定です。

また、障がいのある人がスポーツ・文化活動や生涯学習へ参加することで、生活を豊かにするとともに、障がいのある人とない人との相互理解が深まり、障がいのある人の社会参加の促進につながります。

3 それぞれの取組

自助

- 障がいのある人と交流し、正しい理解に努めます。
- 障がいのある人へのボランティア活動に積極的に参加します。
- 障がいのある人が自ら進んで地域活動に参加します。

互助・共助

- 障がいのある人との交流を通して、障がいへの理解を広めます。
- 地域社会福祉協議会などと連携を図りながら、障がいのある人を見守ります。

公助

- 障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。
- 障がいのある人に対する相談支援体制やケアマネジメントの充実を図ります。
- 障がいのある人の就労を支援します。
- 「親亡き後」を見据えたグループホーム等の整備を推進します。

1 現状

市民アンケートでは、福祉サービス情報の入手先として、「市または社会福祉協議会の相談窓口や広報誌、ホームページなど」が約半数に達し、「新聞、テレビラジオなどのマスコミ」、「家族・親戚」という回答が続きました。また、SNSやインターネットを活用して情報収集を行っているとの回答もありました。

【市民の声から】

- 広報と情報提供の充実、さらに電話や特にLINEの相談窓口が増えることを期待します。
- 一般市民はわからないことが多過ぎると思います。市報は全戸配布であるため、様々な情報を掲載してほしいです。

2 課題

(1) 地域福祉に関する情報の発信

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者だけの世帯や一人暮らしの家庭が増えています。こうした中、福祉サービスは多数存在しますが、住民の認知度が十分ではありません。

必要な人に必要な福祉サービスの情報が確実に届けるため、「分かりやすく、いつでもどこでも入手できる」仕組みを整備することが必要です。

(2) 情報発信の新たな試み

情報を取得する方法は日々多様化していることから、従来の情報提供手段に限らず、インターネットやSNSを有効活用することが求められます。

3 それぞれの取組

自助

- 福祉に関する情報に関心を持ち、必要としている人に情報を提供します。
- SNSやインターネットの利用方法を学びます。

互助・共助

- 地域いきいき講座などを活用し、福祉サービスについて学習します。
- それぞれが把握している福祉サービスについて、お互いに情報共有に努めます。

公助

- 広報紙やホームページなどを活用し、分かりやすい情報を提供します。
- SNSなどの情報ツールを積極的に活用します。
- 福祉に係る団体や高齢者、障がいのある人にも配慮し、福祉サービスに関する情報を広く提供します。
- 各種福祉サービスのDX※化に努めます。
- 福祉サービスの苦情を受け付ける窓口を明確にし、広く周知します。

※ DX（デジタルトランスフォーメーション）

単なるデジタル技術の導入にとどまらず、業務やサービス提供の方法を根本的に変革すること。行政サービスの簡素化、利便性の向上、セキュリティの強化、国・地方の連携推進などに活用すること。

1 現状

市民アンケートでは、不安や悩みを感じた時に家族、親戚、友人・知人などに相談すると回答した人が多かった一方、市役所や民生委員・児童委員、福祉推進員に相談すると回答した人は少ない状況でした。

また、一人暮らしの高齢者や子育て中のひとり親世帯が増加し、地域のつながりが希薄化しており、地域での支え合いが少ないと感じている人が4割程度いました。

【市民の声から】

- 単身や高齢者世帯に関しては、年齢や障がいに関わらず、定期的に状況の把握ができればいいと思います。声を上げられない人も多くいると感じます。
- 年齢や性別などに基づく偏見で、支援が必要な人が取りこぼされないようにしてほしいです。

2 課題

(1) 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題

80(90)代の親が50(60)代の子の生活を支える問題(8050(9060)問題)や、介護と子育てに同時に直面する「ダブルケア」、未成年者が家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っている「ヤングケアラー」などの課題が顕在化しています。制度の狭間にある課題等への対応として重層的な支援体制の充実を図ることが必要です。

(2) 重層的な支援体制の充実

不安を抱える人が身近なところで、いつでも、だれでも、どんなことでも相談することができるよう、属性や世代を問わず横断的・包括的な相談支援を展開することが必要です。そのための人材育成や相談窓口の周知を図りながら、関係機関と連携して一体的な支援を推進することが求められます。

3 それぞれの取組

自助

- 困りごとや悩み事などは、一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員や、市の相談窓口、社会福祉協議会に気軽に相談します。
- 普段から市の広報紙等に目を通し、福祉サービスの制度や相談窓口を把握しておきます。

互助・共助

- 地域の中で困っている人がいるときは、各種相談窓口相談するよう勧めます。
- 地域において民生委員・児童委員などを中心に、子ども、障がいのある人、高齢者などを見守ります。
- 町内会や老人クラブ等による地域活動を通じて、相談できる機会や相談しやすい体制をつくれます。

公助

- 属性や年代を問わずワンストップで相談を受けるために、市が設置している保健・医療・福祉等各種窓口間の連携を強化して、相談体制を充実させます。
- 複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にある課題に対応するため、各支援機関が相互に連携し、それぞれの分野で適切にサービスを提供します。
- 重層的支援体制整備事業※を活用し、包括的な相談支援体制の確立を目指します。

※ 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

基本目標3 みんなが地域で安心して暮らせるまち

取組1

誰もが安心して暮らせる住み良いまちをつくります

1 現状

市民アンケートでは、本市が「除雪の支援」や「地域住民が支えあう社会の仕組みづくり」などについて特に力を入れて取り組む必要があると回答がありました。さらに、刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるような支援の在り方については、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要」と回答した人が4割いましたが、一方で再犯防止の取組内容を理解している人は1割程度でした。

【市民の声から】

- 「刑務所や少年院を出た人」はちょっと怖いと感じます。社会復帰へ向けての取組みは必要かもしれませんが、積極的にかかわるのに不安を感じます。
- 行政ができる支援には限度があると思いました。一般の人が出来ることについて検討することも必要だと思います。

2 課題

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

子ども、障がいのある人、高齢者等も含めて、全ての人が暮らしやすいまちづくりが求められています。公共施設等へのユニバーサルデザインの採用、犯罪の被害にあった人への配慮、罪を犯した人の社会復帰への理解など、住民同士が互いに協力し、支え合う取組が必要です。

(2) 複雑化・多様化した地域生活課題

社会的な背景やライフスタイルの変化により住民が抱える生活課題は多様化しています。これらに柔軟に対応するためには、行政や住民だけでなく、民間団体（民間企業、NPO、地域団体等）と対等なパートナーとして連携し、地域福祉の課題解決やサービスの向上を目指す取組（公私協働）を進める必要があります。

3 それぞれの取組

自助

- 困っている人を見かけたら、進んで手伝います。
- 公共施設等で利用しにくい所があった場合、情報提供します。

互助・共助

- 普段から近所同士で声をかけ合い、支援が必要な世帯への気配りを行います。
- 各種サービス利用について不安があれば一人で抱え込まず、互いに相談します。

公助

- 公共施設にユニバーサルデザインを導入します。
- 「こころのバリアフリー化」に関する周知や啓発を行い、意識の高揚を図ります。
- 複雑化・多様化した地域生活課題に対応するため、住民や民間（民間企業、NPO、地域団体等）と協力し、地域福祉の課題解決や住民サービスの向上を目指す公私協働を進めます。

1 現状

本市では令和3年をピークに、生活保護被保護世帯数、被保護実人数及び保護率は減少しています。令和7年3月現在、全国平均の保護率は1.6パーセント、山形県平均の保護率は0.74パーセントであり、本市の0.58パーセントは低い結果となりました。

一方で、市民アンケートでは、生活が困窮している人に対し、「自立に向けた相談の支援」や「就労に向けた知識・技能の支援」が必要との回答が約6割ありました。また、ひきこもりの人やその家族に対する支援については、「相談窓口の充実」や「就職等の自立に向けた支援」が必要という回答が多くありました。

【市民の声から】

- 年金ぐらしの身になると、年金だけでは生活できない現実があります。
- 行政においても就職氷河期世代の就職への支援や機会を与えてほしいです。

2 課題

(1) 生活困窮者への支援

不安定な非正規雇用で働く人が増え、失業や病気、家族の介護などをきっかけに、生活に困窮する場合があります。生活困窮者の自立を支援するためには、生活基盤となる就労と住居の確保が必要です。

(2) 孤独・孤立への対策

何らかの支援が必要な状況にありながら、地域との関わりを拒否するなど、必要な支援が届けられていない人がいます。民生委員・児童委員や、子ども、高齢、障がい、生活困窮等の関係機関が連携し、アウトリーチ（訪問支援）※の仕組みの確立が求められます。

※ アウトリーチ（訪問支援）

支援が必要な人たちに対して、こちらから積極的に働きかける形で支援を届ける活動。

3 それぞれの取組

自助

- 困りごとがあったら身近な人に相談します。
- 定期的な外出を心がけ、健康維持や仲間づくりに努めます。

互助・共助

- 近所の人が発しているSOSに早期に気づき、支援機関につなげます。
- 日常生活自立支援事業や相談窓口について地域で周知を図ります。
- 地域食堂や地域カフェなど、地域で居場所づくりに努めます。

公助

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活に困窮している人やひきこもりの状態にある人の情報を把握し、適切な支援を行います。
- 生活困窮者一人一人の状況に応じて、自立に向けた居住支援や就労支援等を推進します。
- 生活保護制度を適正に活用し、生活困窮者が自立した生活ができるよう支援します。
- ひきこもりの状態にある人と関わるための信頼関係を構築し、アウトリーチ（訪問支援）等による支援を行います。
- 地域の居場所づくりに関する取組を支援します。

1 現状

本市では避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の個別避難計画を作成していますが、作成率^{※1}は14.7パーセントにとどまっています。

市民アンケートでは、7割以上の方が「避難行動要支援者制度」を知らないと回答しています。一方で、災害発生前の備えとして、「救援物質の備蓄」、「支援が必要な人の把握」、「危険個所の把握」など、自助、互助・共助、公助による役割の明確化が重要であるという回答が多くありました。

【市民の声から】

○地域での防災訓練の実施は地域の代表者は参加しているので理解しているが、他の住民は避難について理解できていないと感じます。

2 課題

(1) 個別避難計画の周知

災害時において、特に配慮が必要な障がいのある人や高齢者などのうち、自ら避難することが困難な要支援者について、関係機関と連携し、円滑な避難支援が行えるよう個別避難計画を作成しています。しかしながら、これらの制度等に対する市民等の理解が十分ではありません。災害時はお互いに助け合う仕組みが地域に根付くよう、広報や啓発活動に取り組む必要があります。

(2) 平時における災害時協定の確認

災害時にボランティアによる助けが必要となった場合に備え、ボランティアセンター^{※2}や、特に福祉に関する支援を必要とする要支援者を受け入れる福祉避難所^{※3}については、災害時に速やかにその機能が発揮できるよう、平時から関係機関が連携して受け入れの訓練等を実施する必要があります。

※1 作成率 要支援者のうち個別避難計画を作成している人の割合。

※2 ボランティアセンター

災害発生時に被災地でボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

※3 福祉避難所

介護や福祉的な配慮を必要とする人が安心して避難生活を送れるように開設される避難所。特別養護老人ホームなど市内14施設が指定されている。

3 それぞれの取組

自助

- 日ごろから防災意識を持って行動します。
- 非常持出品の準備と、家庭での備蓄品の保管場所の確認を行います。
- 自力で避難することが困難な場合には、要支援者として登録します。
- ハザードマップや被害想定により、避難場所や避難経路などをあらかじめ確認します。
- 自主防災会活動や防災訓練に積極的に参加します。

互助・共助

- 地域の要支援者の把握に努めます。
- 自主防災会や民生委員・児童委員等が連携して、個別避難計画の作成に協力します。
- 地域において防災訓練を実施するとともに、緊急時の連絡体制などを整備します。
- 地域の防災意識を高め、緊急時にはお互いに助け合います。
- 災害時には、自身の安全を確保した上で、周りの人と協力して要支援者を支援します。

公助

- 災害に強いまちづくりを推進します。
- 個別避難計画の重要性を周知し、一人でも多くの避難行動要支援者が計画を作成するよう努めます。
- 地域の自主防災会や民生委員・児童委員などと要支援者の情報を共有します。
- 定期的に要支援者名簿の追加及び変更などの修正を行います。
- 高齢者、障がいのある人、指定難病患者、医療的ケアが必要な人などの避難行動や避難生活を支援します。
- 災害時に速やかに災害ボランティアセンターを設置することができるよう支援します。

1 現状

健康は全ての人々の願いであり、誰もが生きがいを持って、安心して社会生活を営むための基本です。

市民アンケートでは、参加してみたい地域活動において、「健康づくりや食育に関する活動」と回答した人が23.6パーセントと最も多くなっており、健康に対する人々の関心の高さがうかがえます。

【市民の声から】

- 私ももっと福祉のことを学んで、この先も健康で自立した生活ができるように努力したいと思いました。
- 心のケアができるようなところを紹介してくれる窓口がほしいです。

2 課題

(1) 生活習慣の改善

高齢化が進む中で、今後さらに健康に対する不安や課題を抱える市民が増加することが予想されます。日々の生活習慣を改善し、疾病の予防を図るとともに、重症化を予防していくことが重要です。

(2) 健康増進の取組

一人ひとりの市民が住み慣れた地域において、健康で生きがいを持って生活を送れるよう、地域住民が主体となって、地域における居場所づくりや住民同士の交流促進につながる場の創出が必要となっています。介護予防や健康づくりとともに、孤独・孤立の不安を解消し、精神的な安定を図る必要があります。

3 それぞれの取組

自助

- 自らの健康づくりに積極的に取り組みます。
- 地域の健康づくり活動に進んで参加します。
- 日ごろから運動する習慣を身に付けます。
- 市内のスポーツ施設を活用し、健康の増進に努めます。
- バランスの良い食事を心掛けます。
- 休養を上手に取ることを心掛けます。
- こころの体温計※を活用し、自身の心の健康に関心を持つよう心掛けます。

※ こころの体温計

携帯電話、スマートフォン、パソコンを利用して現在のこころの健康状況をセルフチェックできるシステム。

互助・共助

- 地域の行事を通して、健康づくりへの意識を高めます。
- 地域住民の体力づくりを図るため、運動習慣の普及に努めます。
- 食生活改善推進員を中心として、食生活の改善のための講習会を開催します。

公助

- 食生活や運動に関する正しい知識や情報を地域や学校に提供します。
- 健康診査体制を充実し、その普及と受診者の拡大を図ります。
- 状況に応じた効果的な保健指導を行い、疾病の予防と重症化の予防に努めます。
- 利用しやすいスポーツ環境の整備に努めます。
- こころの健康づくりに関する普及・啓発を図ります。
- 自殺対策の推進を図ります。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況を把握し、今後の社会情勢の変化や法改正に対応していきます。また、第八次天童市総合計画における主な指標や、第3期天童市総合戦略における重要業績評価指標の動向を注視し、必要に応じて修正を加えながら進行を管理します。

2 協働による推進

(1) 市民

市民一人ひとりが地域福祉への理解を深めることが重要です。地域で暮らす様々な人々に対して偏見や差別をなくし、お互いに理解し尊重し合いながら、地域課題の解決に取り組めます。

(2) 地域

町内会・自治会、事業者、ボランティア、NPO等が有する特性を生かし、目標として掲げた具体的な取組をそれぞれが着実に実践します。また、必要に応じて相互に連携し、協働しながら計画を推進します。

(3) 行政

市報や各市立公民館だより、SNS等を活用し、地域福祉に対する市民一人ひとりの意識を高め、理解と協力を求めます。また、市職員も地域の実情や福祉活動について理解を深めるため、一市民として自ら積極的に地域に関与します。

天童市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら各施策を推進し、「誰もが役割を持てる地域共生社会」の実現を目指します。

資料編

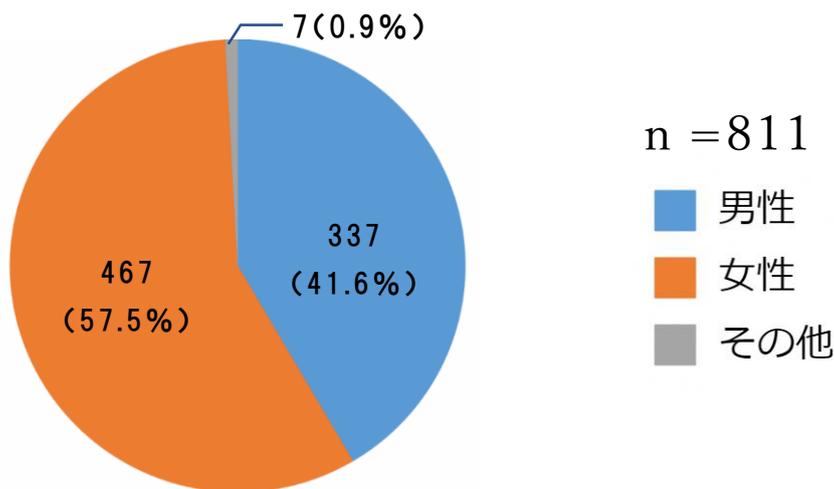
1 地域福祉に関する市民アンケート集計結果

本計画の策定にあたり、市民の地域福祉に関する現状認識や地域におけるニーズ、福祉事業所の活動内容や取組、要望等について把握するため、市民を対象に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

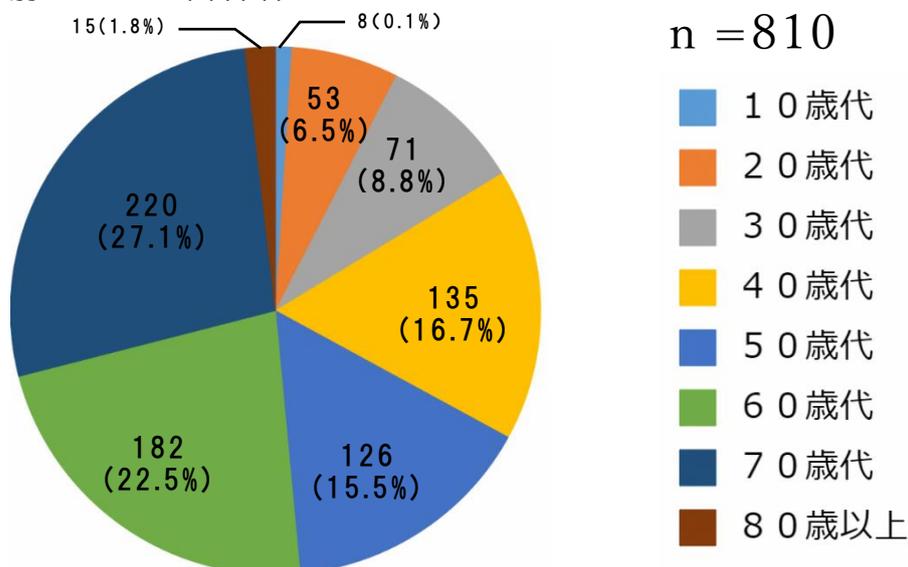
地域福祉に関する市民アンケート調査

調査対象	無作為抽出による18歳以上の天童市民 2,000人
回答数	811件
回答率	40.6%
調査方法	①郵送によるアンケート調査票の送付・回収(655件) ②山形e申請によるWEB回答(156件)
調査時期	令和7年8月～9月

世代別アンケート回答者



年齢別アンケート回答者

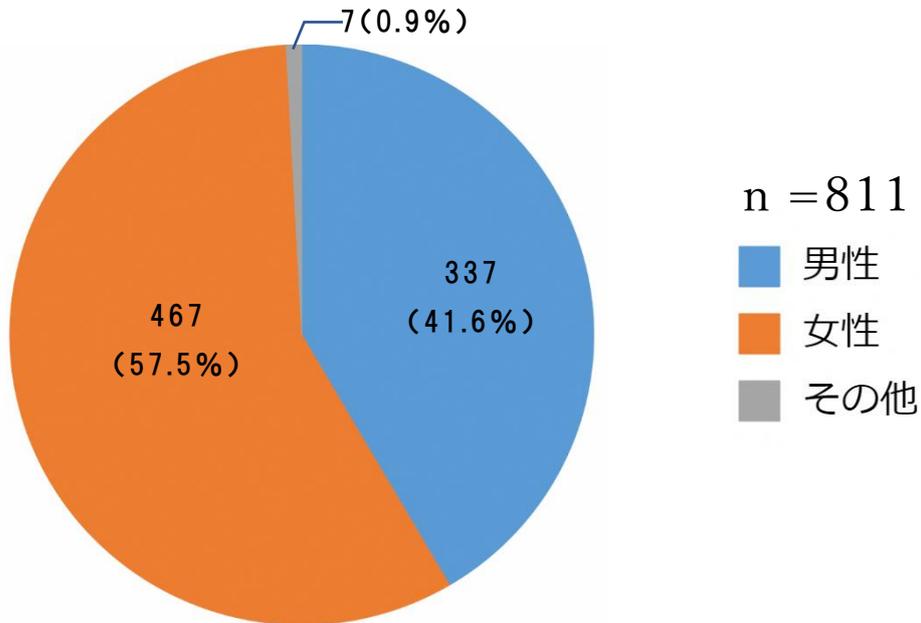


【設問項目】

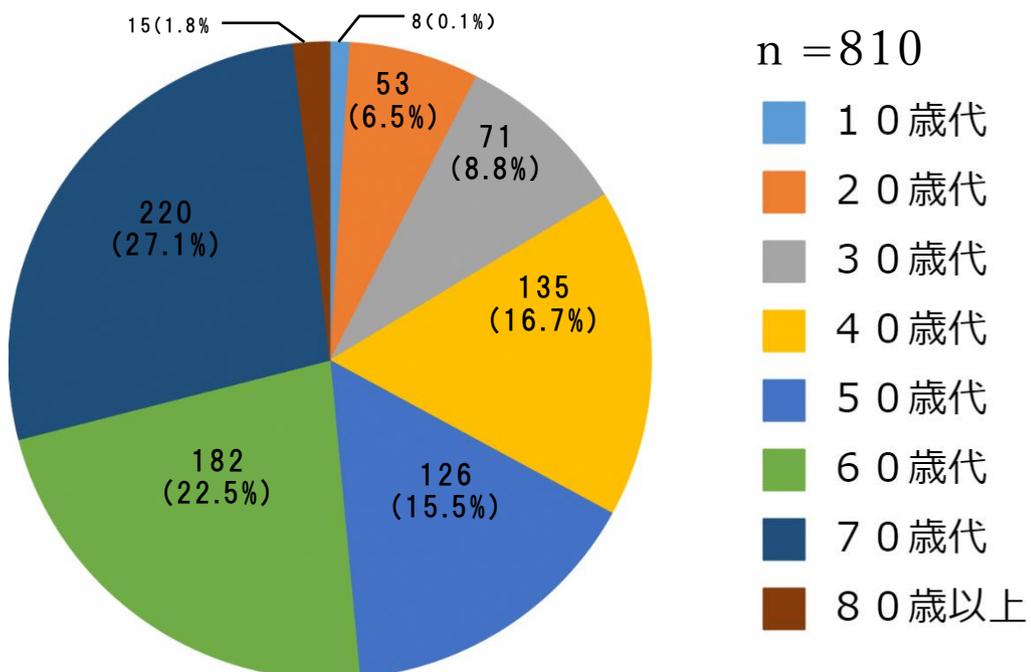
市民アンケート設問				ページ
1	自身	問 1	性別	76
		問 2	年齢	76
		問 3	住んでいる地域	77
		問 4	現在の職業	77
		問 5	現在の家族構成	78
2	日常生活	問 6	普段の不安や悩み	78
		問 7	困った時の相談相手	79
		問 8	手助けが必要になった場合、地域に求めること	79
		問 9	何もしてもらいたくない理由	80
		問 10	家族の介護が必要になったらどうするか	80
3	住んでいる地域	問 11	居住年数	81
		問 12	地域への愛着度	81
		問 13	近所との付き合いの程度	82
		問 14	地域の支え合いについて感じる事	82
		問 15	近所の困っている家庭への手助けのこと	83
		問 16	現在、参加している団体活動	83
		問 17	参加していない理由	84
		問 18	今後、参加してみたい地域活動	84
		問 19	将来なっしてほしい地域像	85
4	地域福祉にかかわる 機関や団体	問 20	天童市社会福祉協議会・民生委員・福祉推進 員の活動内容について	85 86
		問 21	天童市社会福祉協議会・民生委員・児童委 員・福祉推進員に相談したことがあるか	87
		問 22	天童市社会福祉協議会に期待すること	87
		問 23	民生委員・児童委員・福祉推進員に期待する こと	88
		問 24	権利擁護について	88 89
5	福祉サービス	問 25	福祉サービス情報の入手先	90
		問 26	市が福祉分野において特に力を入れること	90
6	災害時の避難	問 27	避難行動要支援者制度の認知度	91
		問 28	災害発生前の備え	91
7	生活困窮への支援	問 29	生活困窮者への支援	92
8	ひきこもりの方への支援	問 30	ひきこもりやその家族に対する支援	92
9	再犯防止への取組み	問 31	再犯防止の推進への認知度	93
		問 32	刑務所や少年院の社会復帰支援について	93

1 あなた自身のことについて

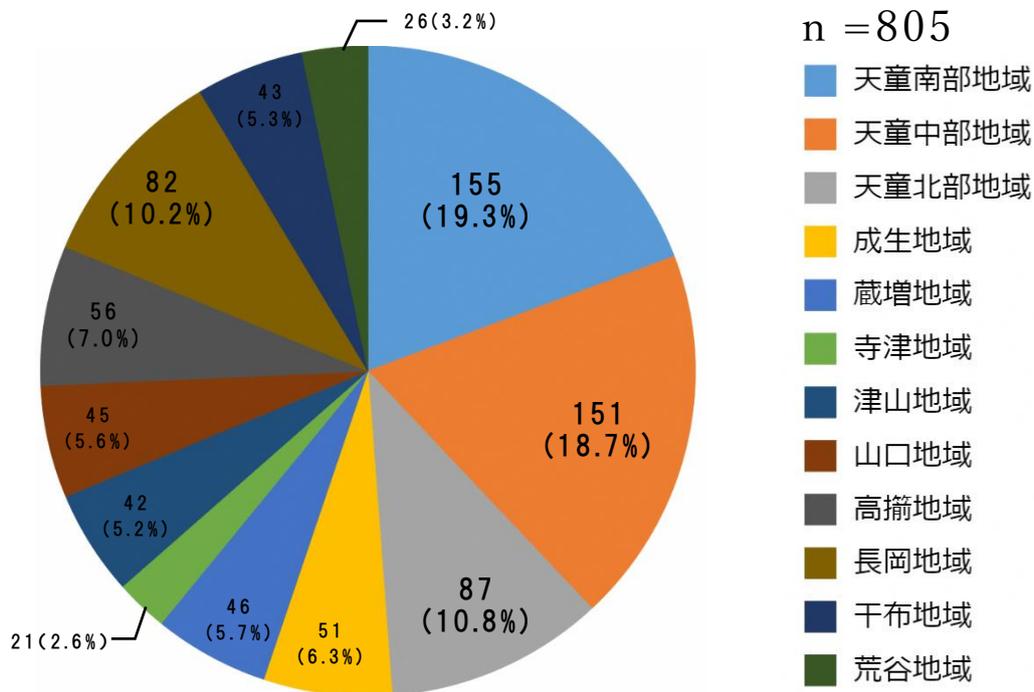
問1 あなたの性別をお選びください。(1つを○で囲んでください。)
「男性」が337人、「女性」が467人となっています。



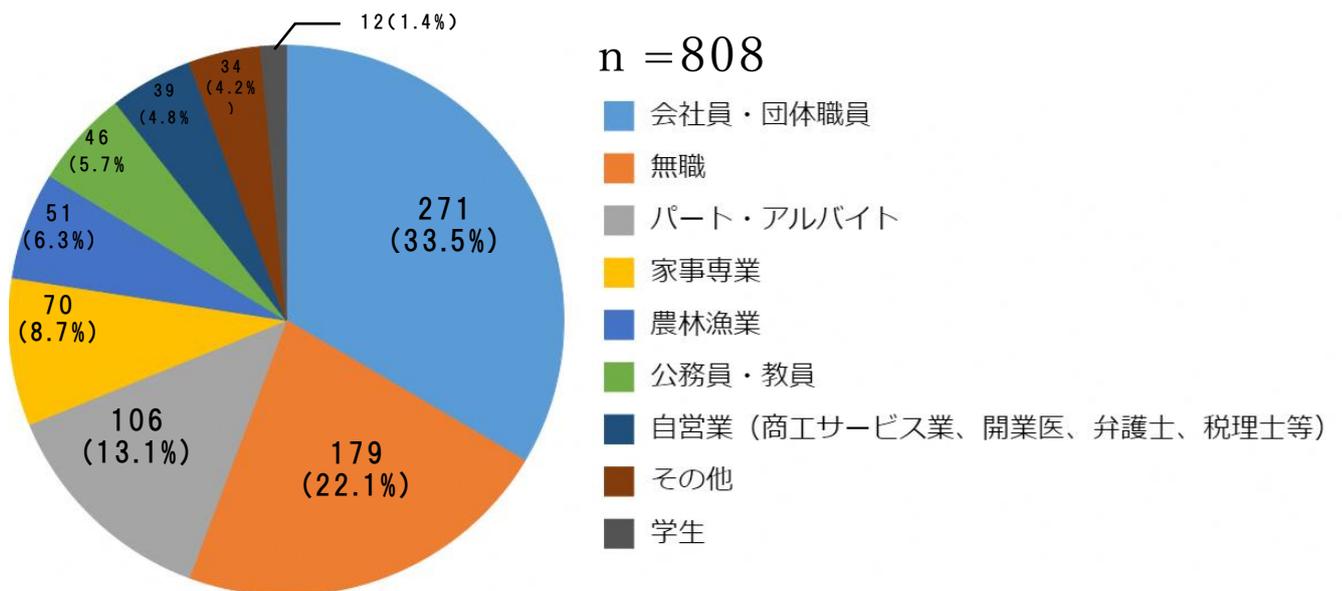
問2 あなたの年齢をお選びください。(1つを○で囲んでください。)
「70歳代」が27.1パーセントと最も多く、次に、「60歳代」が22.5パーセントとなっています。



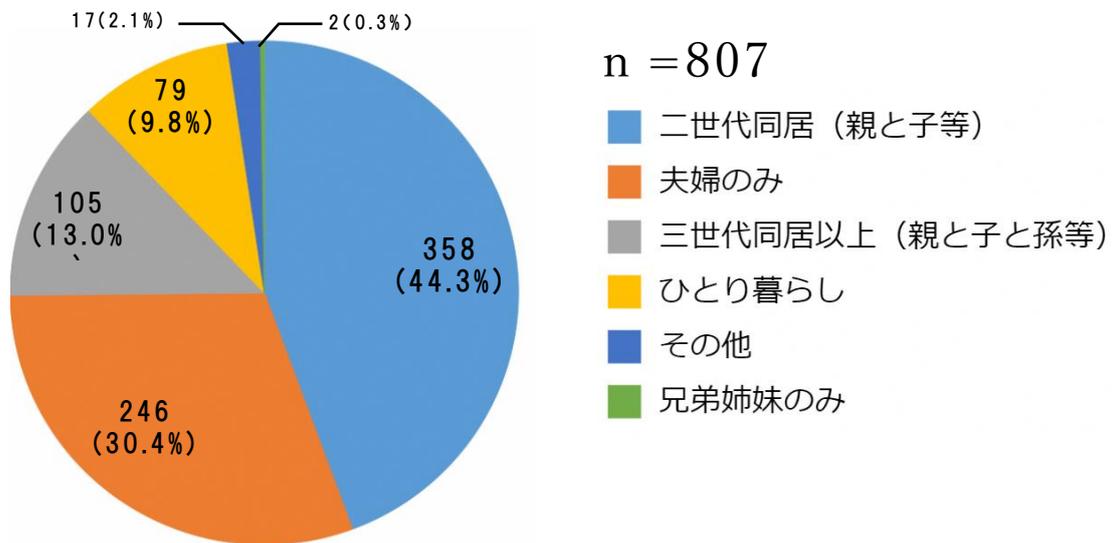
問3 あなたはどちらの地域にお住まいですか。(1つを○で囲んでください。)
「天童南部地域」が19.3パーセントと最も多く、次に、「天童中部地域」が18.7パーセントとなっています。



問4 あなたの現在の職業をお選びください。(1つを○で囲んでください。)
「会社員・団体職員」が33.5パーセントと最も多く、次に、「無職」が22.1パーセントとなっています。



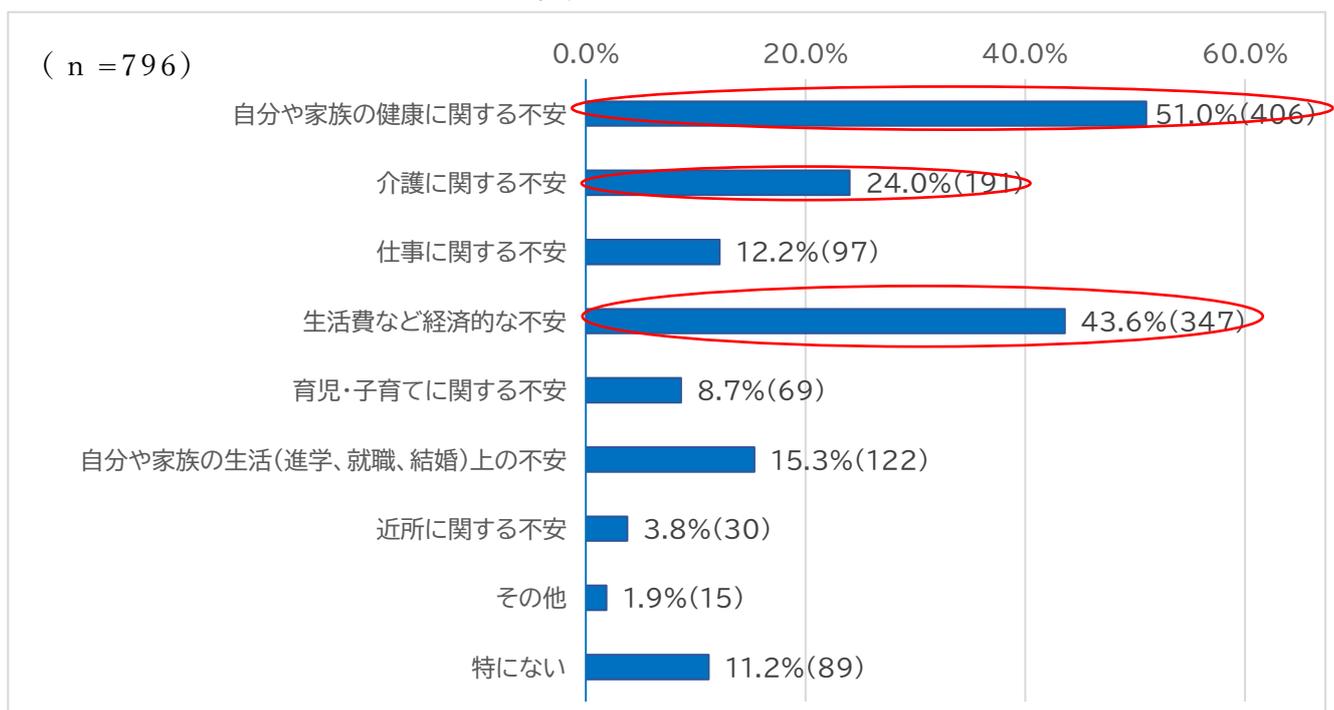
問5 あなたの家族構成についてお選びください。(1つを○で囲んでください。)
「二世世代同居(親と子等)」が44.3パーセントと最も多く、次に、「夫婦のみ」が30.4パーセントとなっています。



2 あなたの日常生活について

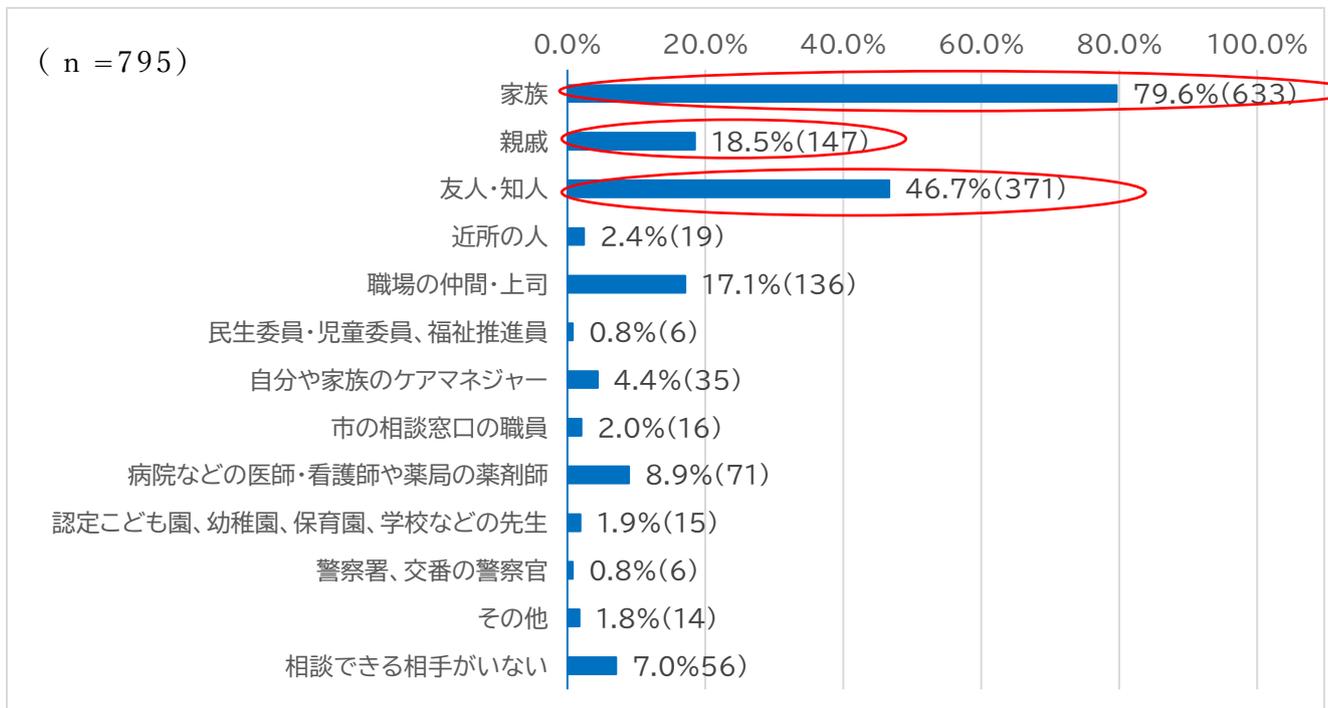
問6 あなたは、普段の生活において、どのような不安や悩みを感じていますか。
(2つまで○で囲んでください。)

「自分や家族の健康に関する不安」が51.0パーセントと最も多く、次に、「生活費などの経済的な不安」が43.6パーセント、「介護に関する不安」が24.0パーセントとなっています。



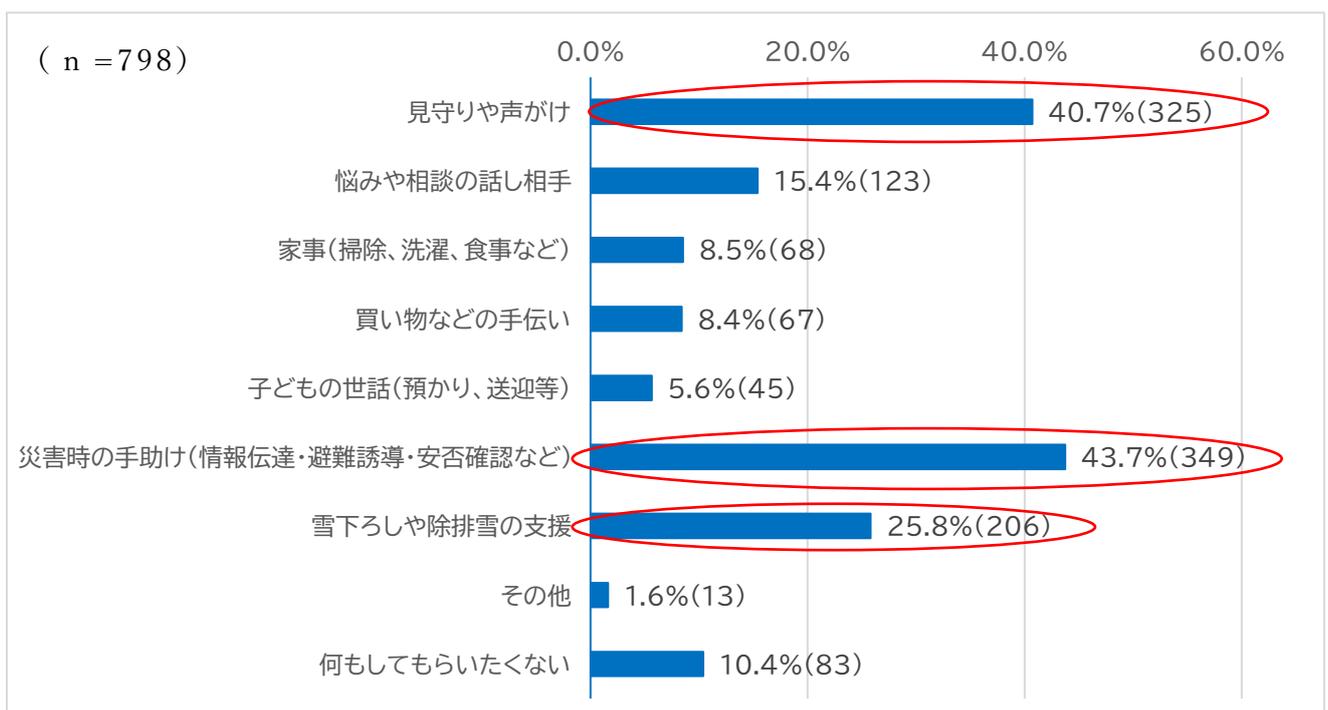
問7 あなたは不安や悩みを感じたときに、どなたに相談していますか。(あてはまるものすべてを○で囲んでください。)

「家族」が79.6パーセントと最も多く、次に、「友人・知人」が46.7パーセント、「親戚」が18.5パーセントとなっています。



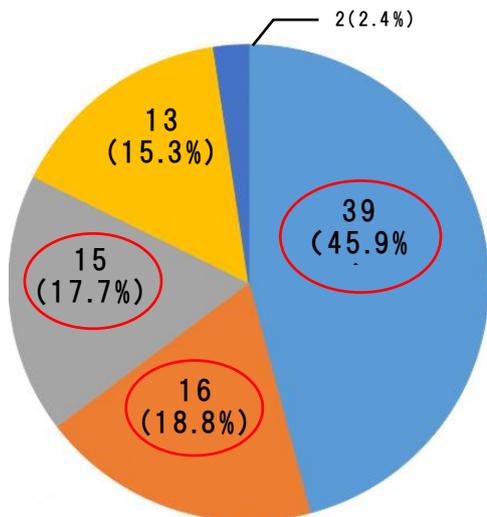
問8 あなたや家族が日常生活に不自由があったとき、地域の人にどのような手助けをしてほしいですか。(2つまで○で囲んでください。)

「災害時の手助け」が43.7パーセントと最も多く、次に、「見守りや声かけ」が40.7パーセント、「雪下ろしや除排雪の支援」が25.8パーセントとなっています。



問9 この質問は、上記の問8で「何もしてもらいたくない」と答えた方にものみ、おたずねします。それは、なぜですか。(1つを○で囲んでください。)

「できるだけ他人に頼らず、自分や家族でなんとかしたいから」が45.9パーセントと最も多く、次に、「家の中に他人を入れたくないから」が18.8パーセント、「知らない人に頼むのは不安だから」が17.7パーセントとなっています。

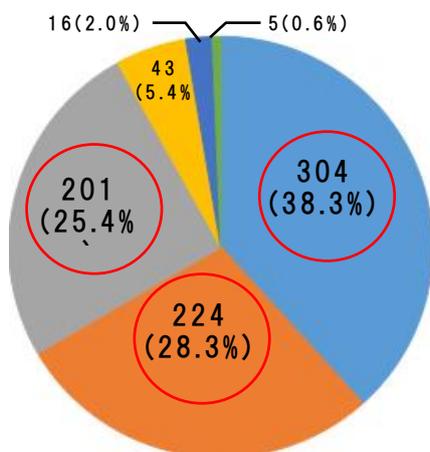


n = 85

- できるだけ他人に頼らず、自分や家族でなんとかしたいから
- 家の中に他人を入れたくないから
- 知らない人に頼むのは不安だから
- 地域の顔見知りの人に頼むのは申し訳ないから
- その他

問10 あなたやあなたの家族が、今後、介護が必要となった場合、あなたは、どのようにしたいと思いますか。(1つを○で囲んでください。)

「福祉施設で介護をしてもらいたい」が38.3パーセントと最も多く、次に、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をしたい」が28.3パーセント、「公的機関に相談したい」が25.4パーセントとなっています。



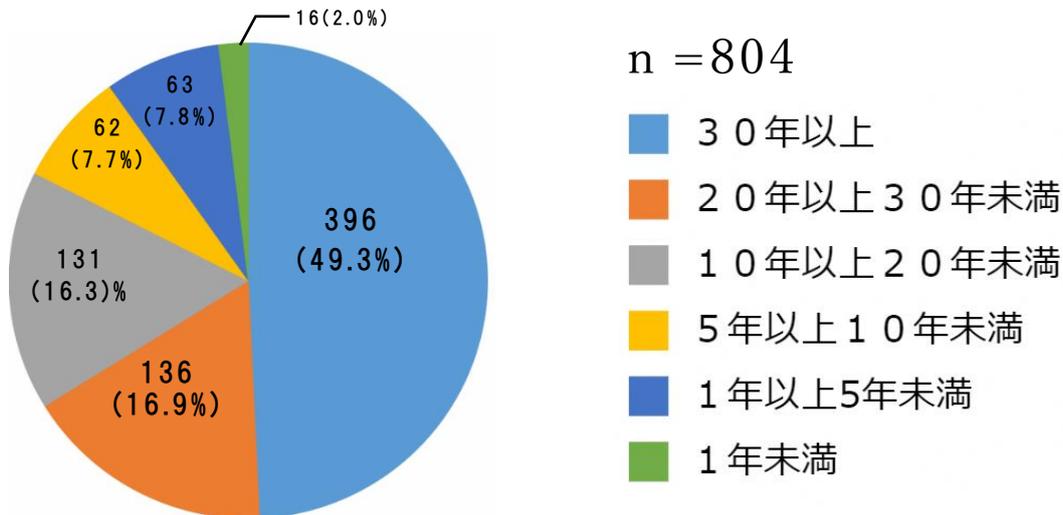
n = 793

- 福祉施設で介護をもらいたい
- 積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をしたい
- 公的機関（市役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会）に相談したい
- わからない
- 家族だけで介護をしたい
- その他

3 あなたが住んでいる地域について

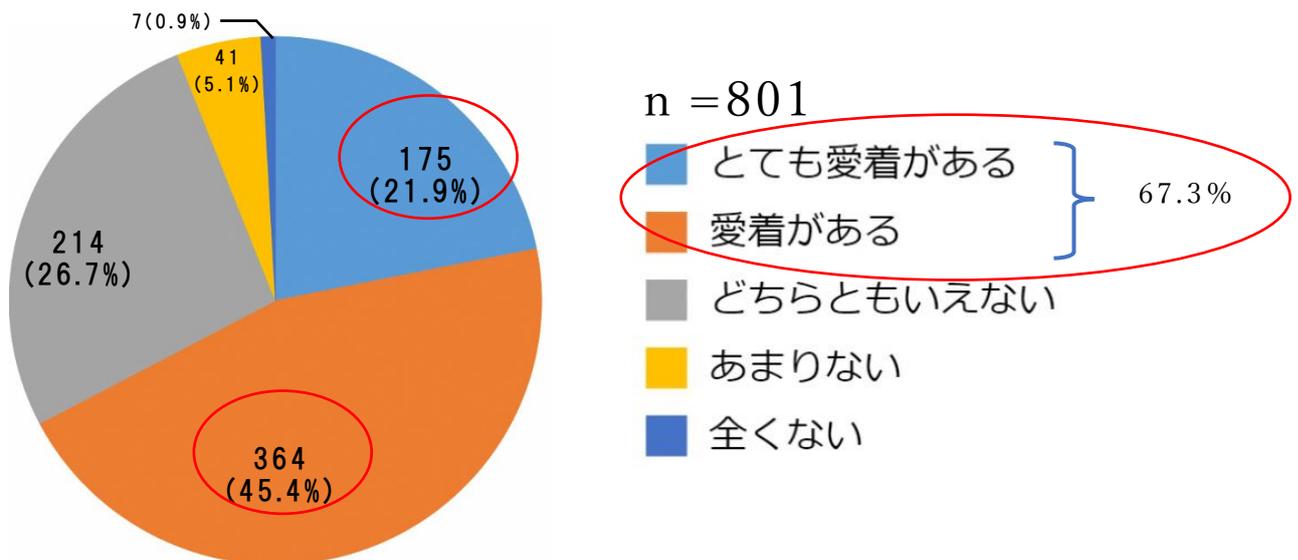
問11 あなたは現在お住まいの地域に、通算してどれくらい住んでいますか。(1つを○で囲んでください。)

「30年以上」が49.3パーセントと最も多く、次に、「20年以上30年未満」が16.9パーセントとなっています。



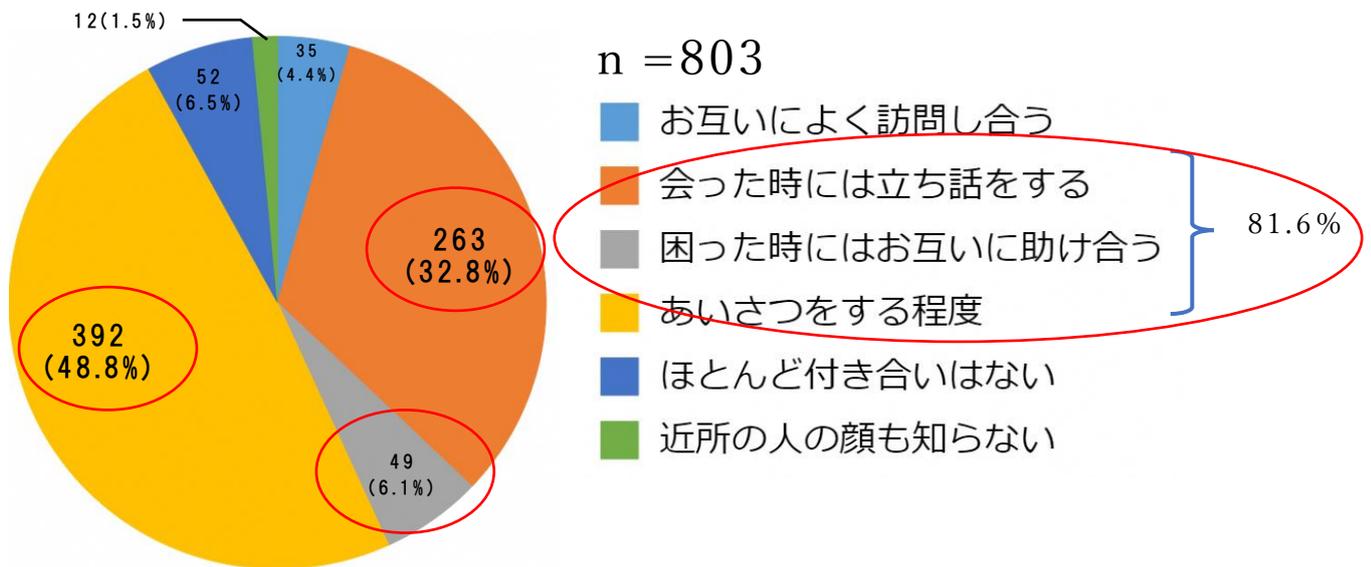
問12 あなたは現在お住まいの地域に、どの程度愛着がありますか。(1つを○で囲んでください。)

「愛着がある」が45.4パーセントと最も多く、次に、「とても愛着がある」が21.9パーセントとなっています。



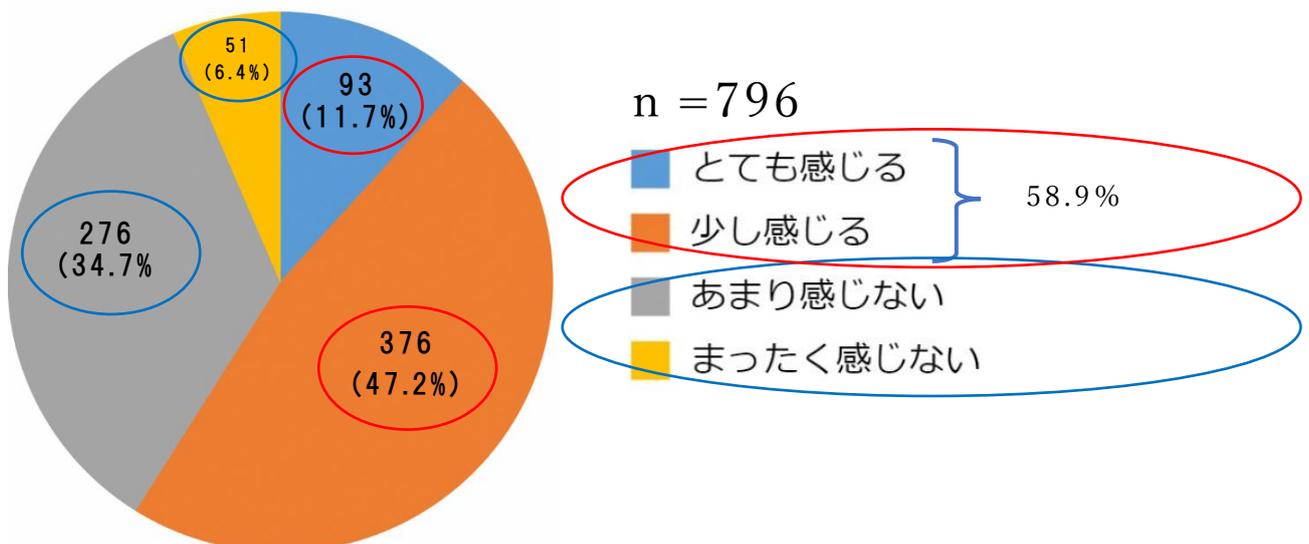
問13 あなたは、現在、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。(1つを○で囲んでください。)

「あいさつをする程度」が 48.8 パーセントと最も多く、次に、「会った時には立ち話をする」が 32.8 パーセントとなっています。「お互いによく訪問し合う」は 4.4 パーセントとなっています。



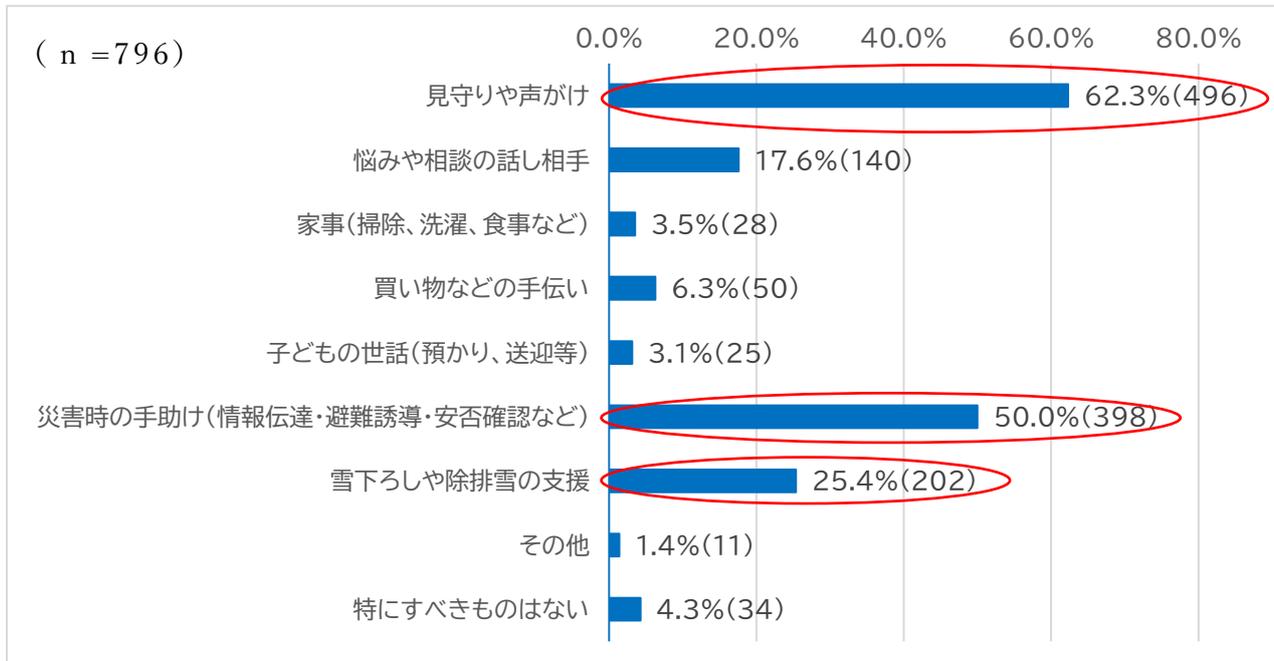
問14 あなたがお住まいの地域では、地域の人々がお互いに支え合い、助け合っていると感じますか。(1つを○で囲んでください。)

「とても感じる」が 11.7 パーセント、「少し感じる」が 47.2 パーセントで、合計が 58.9 パーセントでした。一方、「あまり感じない」が 34.7 パーセント、「まったく感じない」が 6.4 パーセントで、合計が 41.1 パーセントとなっています。



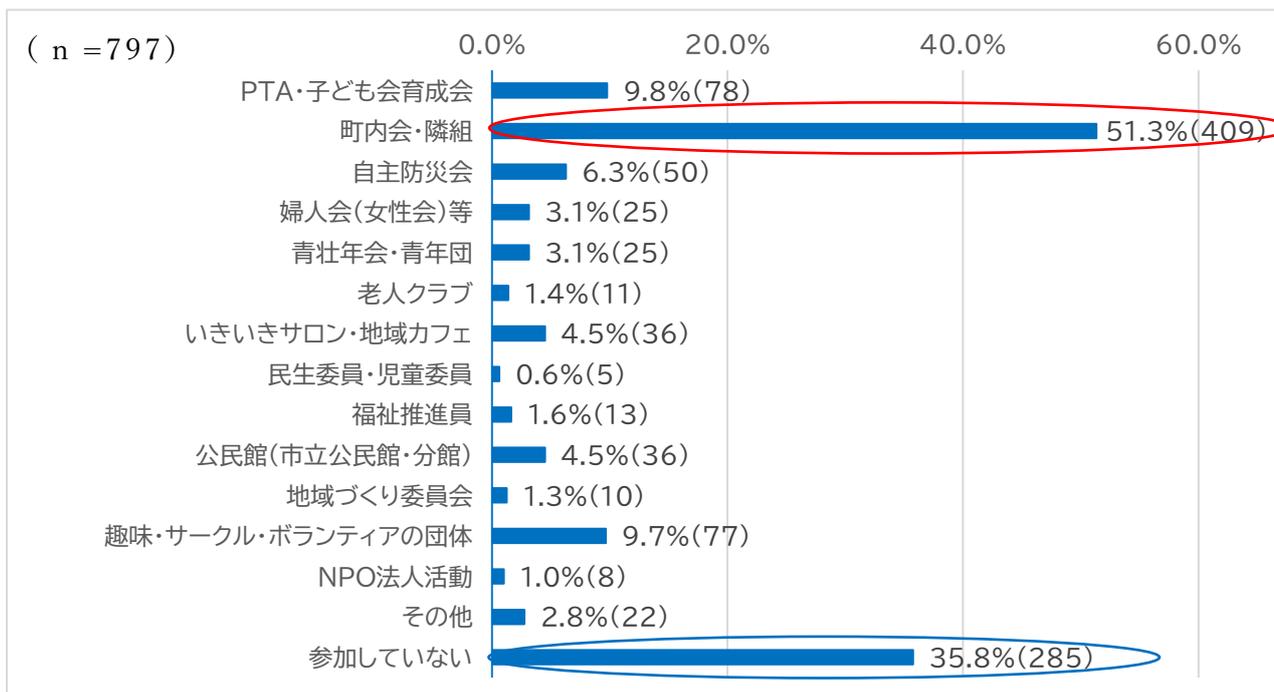
問15 周囲の人の手助けが必要な方がいた場合、地域でどんな協力や支援をするべきだと思いますか。(2つまで○で囲んでください。)

「見守りや声かけ」が 62.3 パーセントと最も多く、次に、「災害時の手助け」が 50.0 パーセント、「雪下ろしや除排雪の支援」が 25.4 パーセントとなっています。



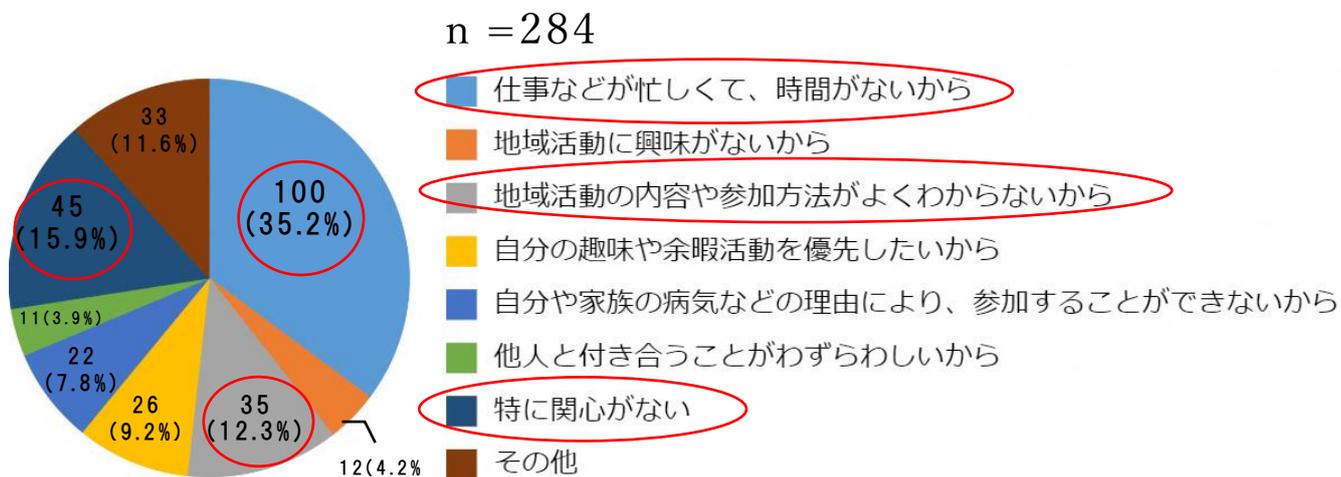
問16 あなたは、現在、どのような活動に参加していますか。(あてはまるものすべてを○で囲んでください。)

「町内会・隣組」が 51.3 パーセントと最も多く、次に、「参加していない」が 35.8 パーセントとなっています。



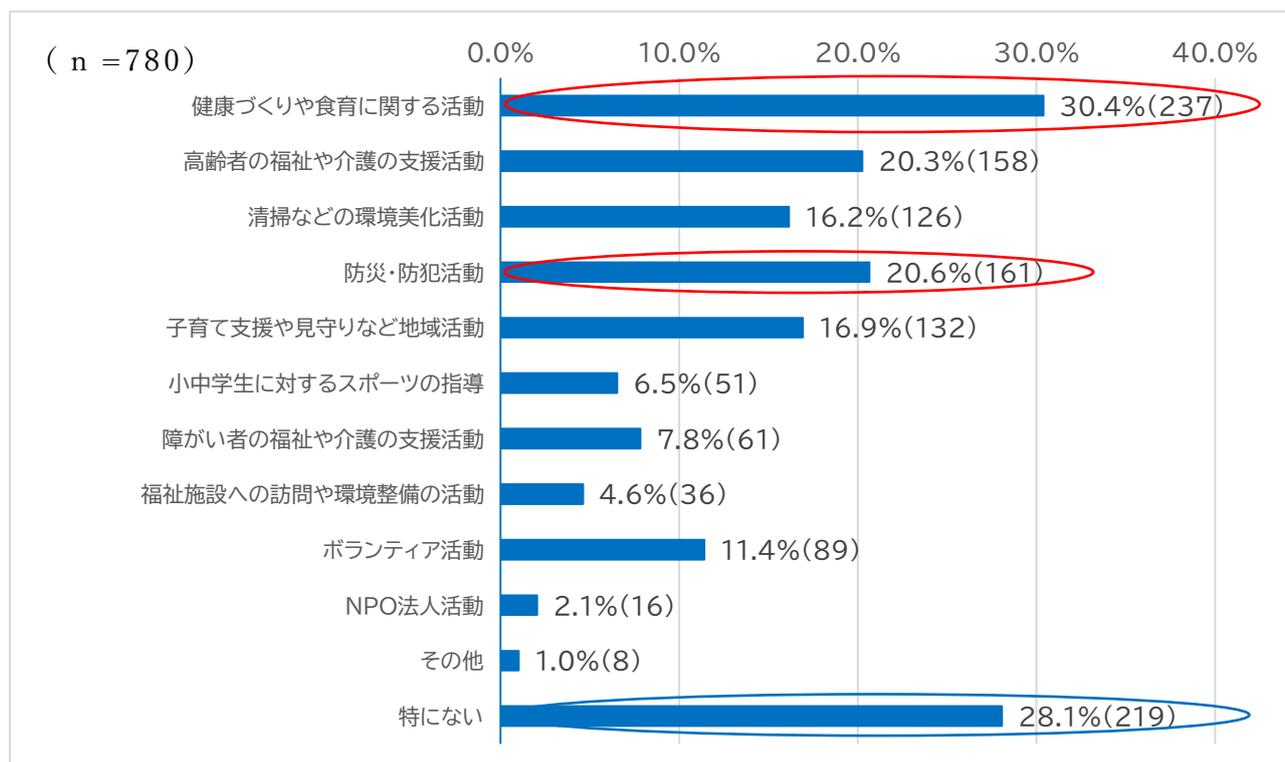
問17 この質問は、上記の問16で「参加していない」と回答された方にのみ、おたずねします。それはなぜですか。(1つを○で囲んでください。)

「仕事などが忙しくて、時間がないから」が35.2パーセントと最も多く、次に、「特に興味がない」が15.9パーセント、「地域活動の内容や参加方法がよくわからないから」が12.3パーセントとなっています。



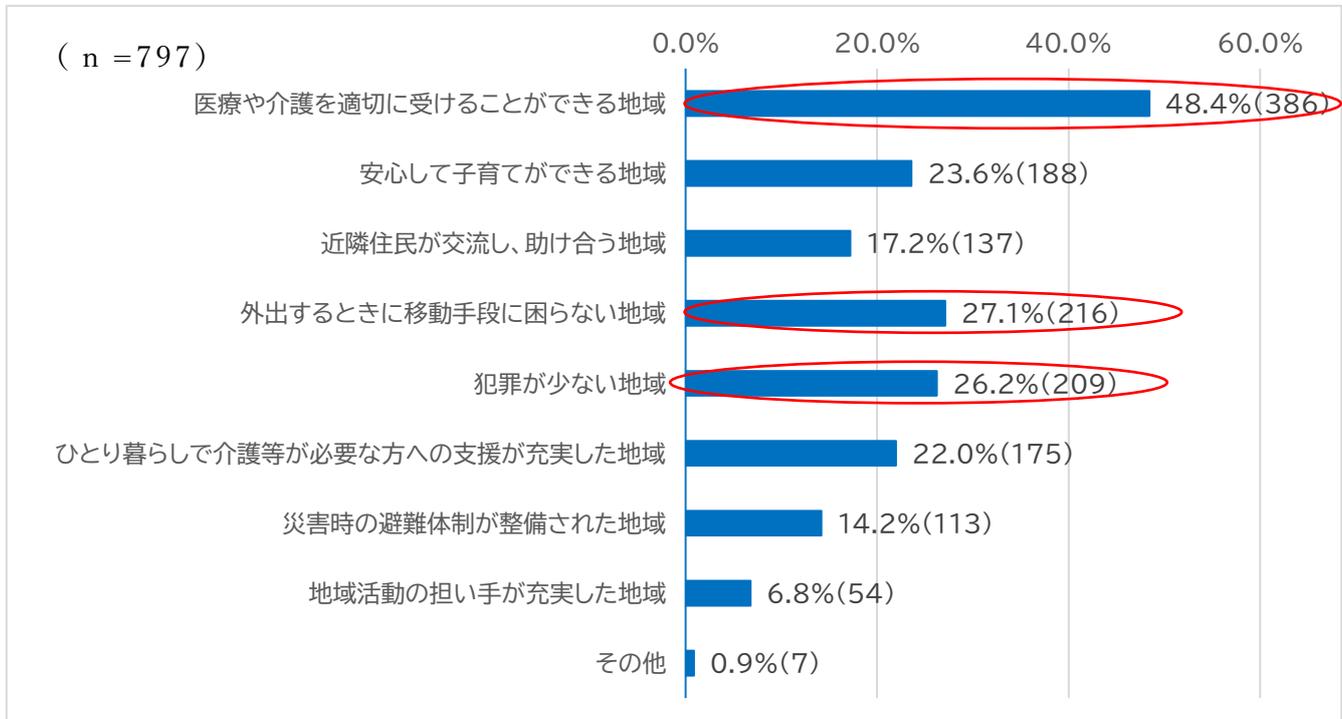
問18 あなたは、どのような地域活動に興味や関心がありますか。(あてはまるものすべてを○で囲んでください。)

「健康づくりや食育に関する活動」が30.4パーセントと最も多く、次に、「特になし」が28.1パーセント、「防災・防犯活動」が20.6パーセントとなっています。



問19 あなたは、現在お住まいの地域が、将来どのような地域になって欲しいと思いますか。(2つまで○で囲んでください。)

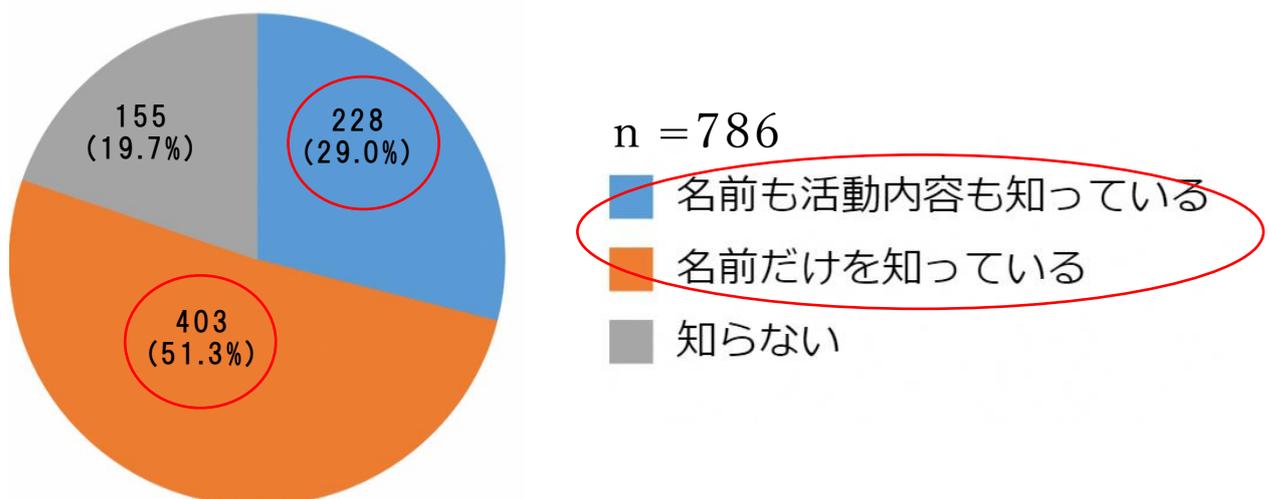
「医療や介護を適切に受けられる地域」が48.4パーセントと最も多く、次に、「外出するときに移動手段に困らない地域」が27.1パーセント、「犯罪が少ない地域」が26.2パーセントとなっています。



4 地域福祉にかかわる機関や団体について

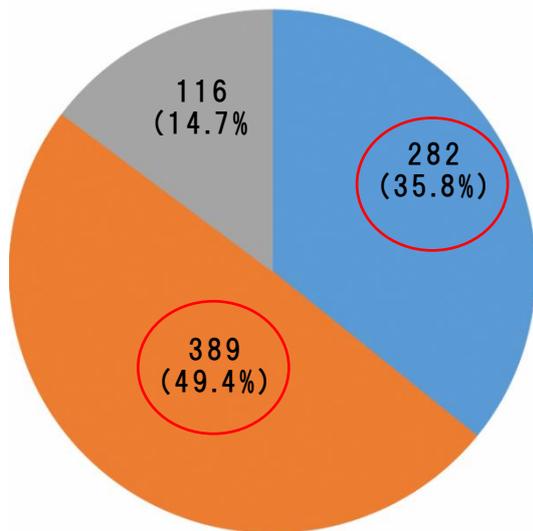
問20-1 あなたは、天童市社会福祉協議会の存在やその活動内容をご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

「名前も活動内容も知っている」が51.3パーセントと最も多く、次に、「名前も活動内容も知っている」が29.0パーセントとなっています。



問20-2 あなたは、民生委員・児童委員の存在やその活動内容をご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

「名前だけを知っている」が 49.4 パーセントと最も多く、次に、「名前も活動内容も知っている」が 35.8 パーセントとなっています。

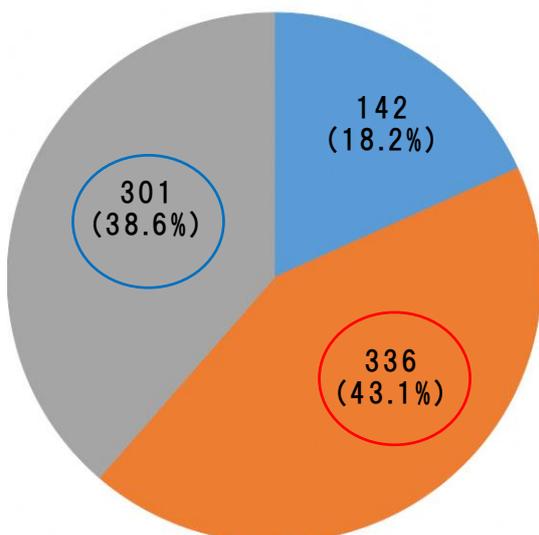


n = 787

- 名前も活動内容も知っている
- 名前だけを知っている
- 知らない

問20-3 あなたは、福祉推進員の存在やその活動内容をご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

「名前だけを知っている」が 43.1 パーセントと最も多く、次に、「知らない」が 38.6 パーセントとなっています。

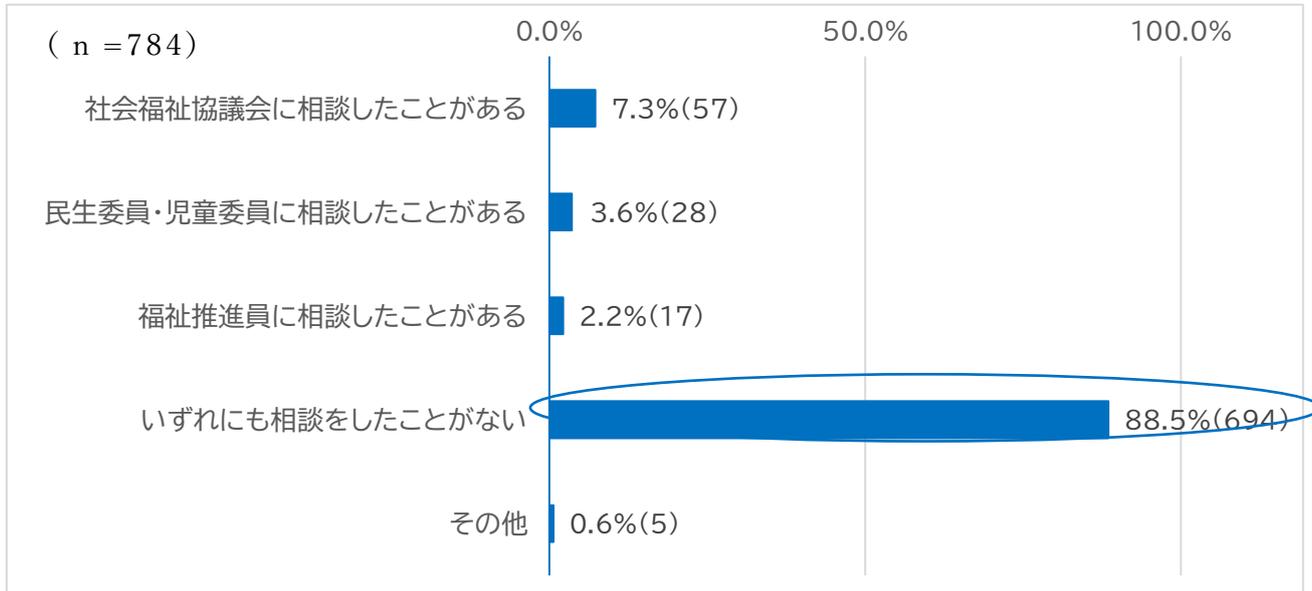


n = 779

- 名前も活動内容も知っている
- 名前だけを知っている
- 知らない

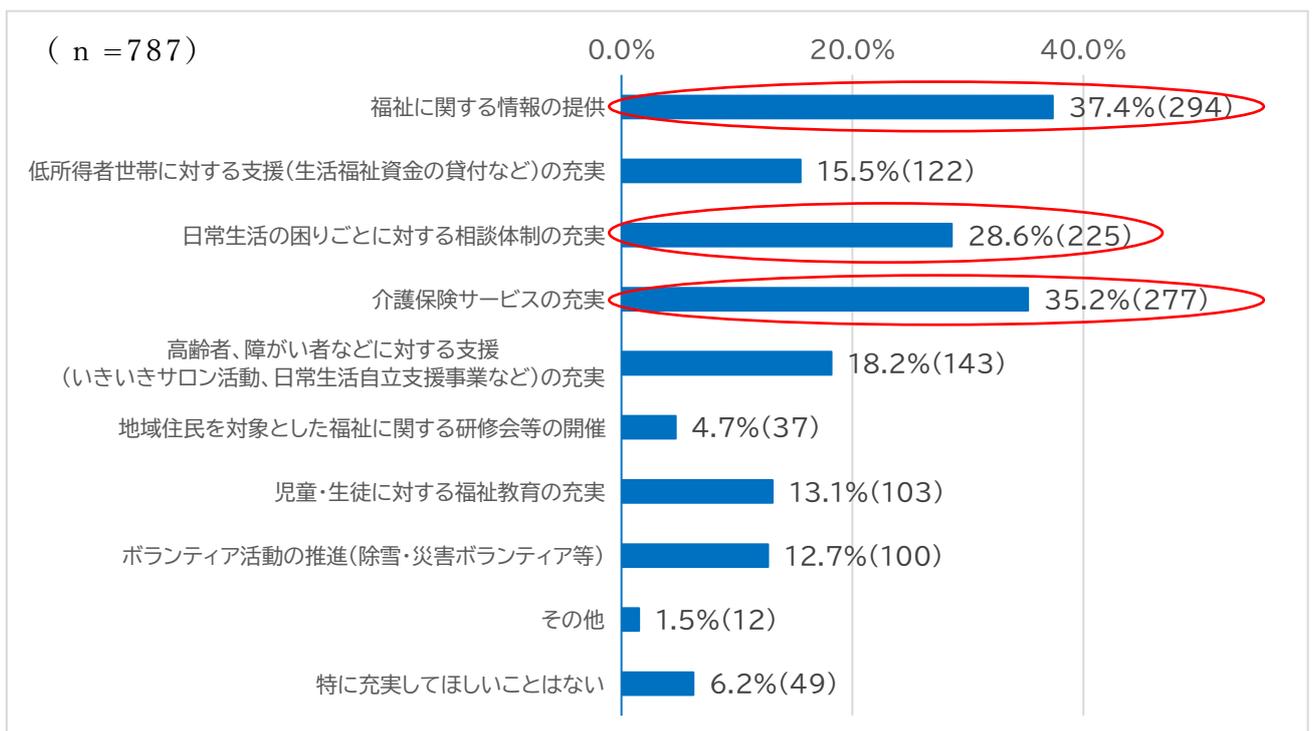
問21 あなたは、天童市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、または福祉推進員に相談をしたことがありますか。(あてはまるものすべてを○で囲んでください。)

「いずれにも相談をしたことがない」が 88.5 パーセントとなっています。



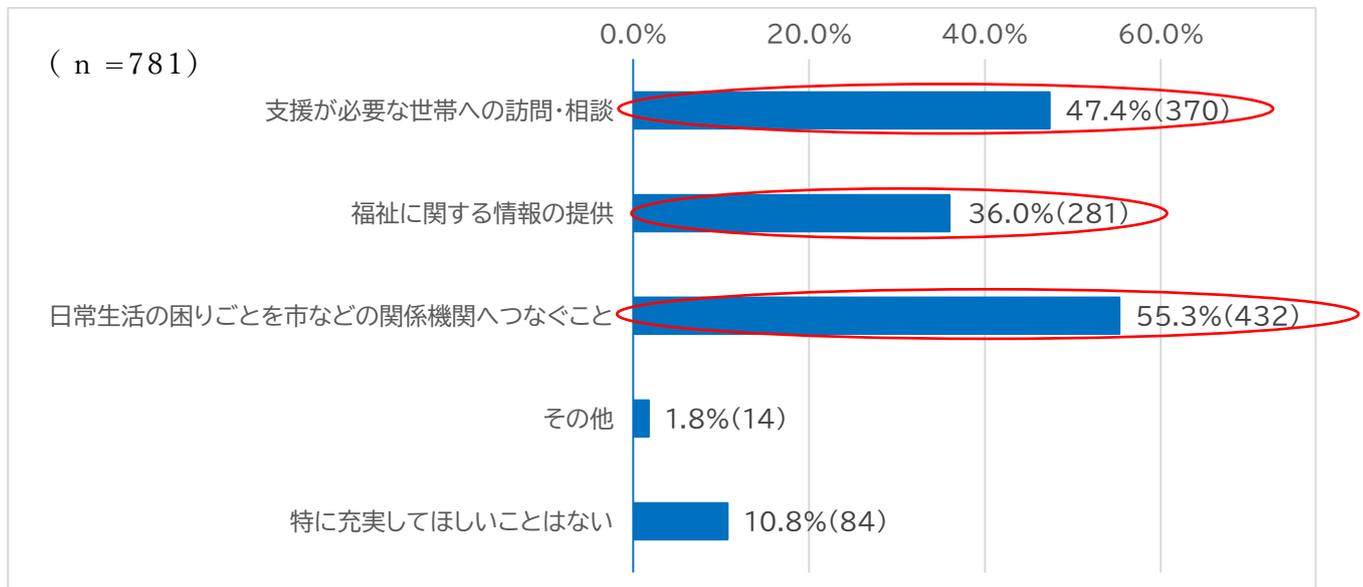
問22 天童市社会福祉協議会の活動として、今後、充実してほしいことはなんですか。(2つまで○で囲んでください。)

「福祉に関する情報の提供」が 37.4 パーセントと最も多く、次に、「介護保険サービスの充実」が 35.2 パーセント、「日常生活の困りごとに対する相談体制の充実」が 28.6 パーセントとなっています。



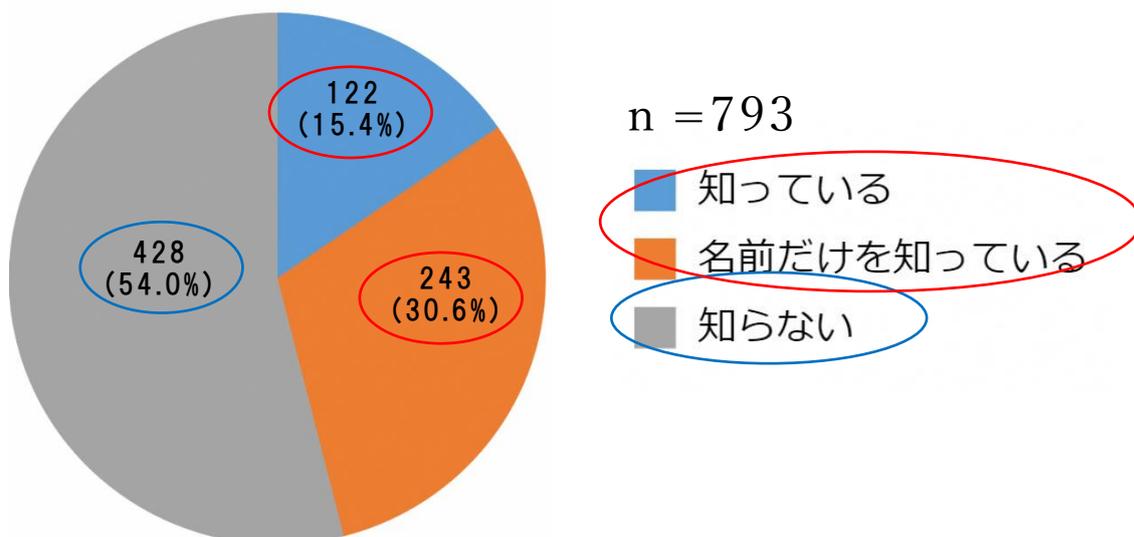
問23 あなたは、民生委員・児童委員及び福祉推進員の活動として、今後、充実してほしいことはなんですか。(2つまで○で囲んでください。)

「日常生活の困りごとを市などの関係機関へつなぐこと」が 55.3 パーセントと最も多く、次に、「支援が必要な世帯への訪問・相談」が 47.4 パーセント、「福祉に関する情報の提供」が 36.0 パーセントとなっています。



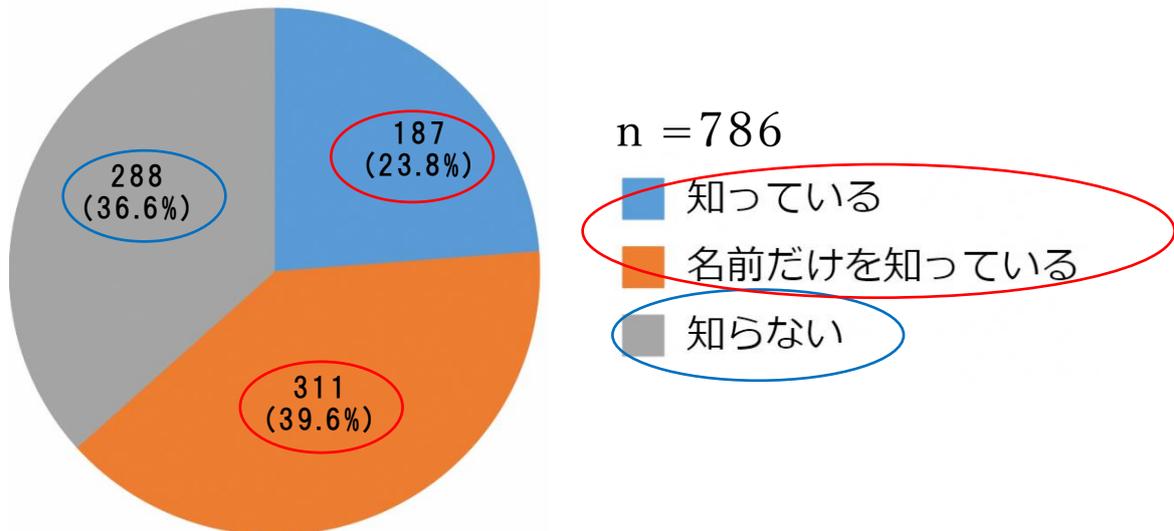
問24-1 あなたは日常生活自立支援事業をご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

「知らない」が 54.0 パーセントと最も多く、次に、「名前だけ知っている」が 30.6 パーセントとなっています。



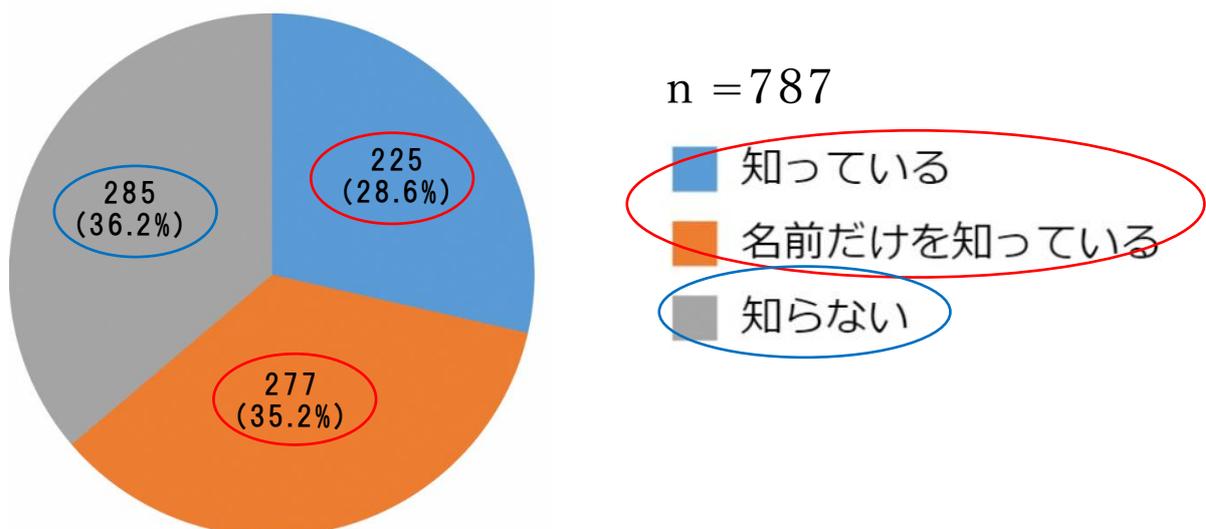
問24-2 あなたは虐待防止をご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

「名前だけ知っている」が39.6パーセントと最も多く、次に、「知らない」が36.6パーセントとなっています。



問24-3 あなたは成年後見制度をご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

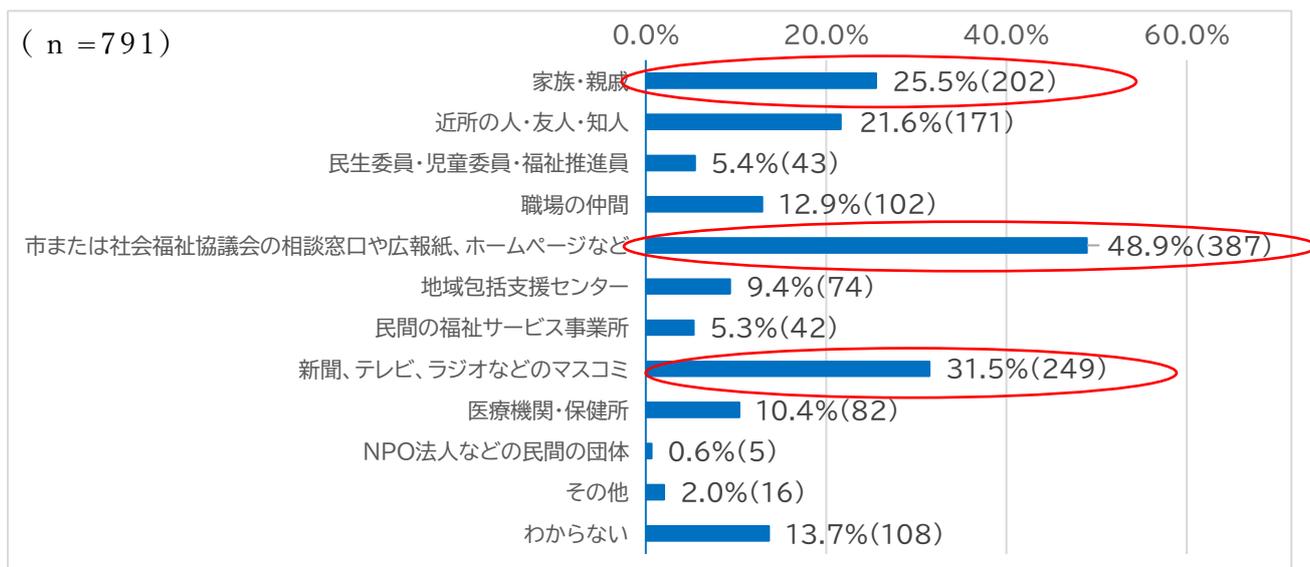
「知らない」が36.2パーセントと最も多く、次に、「名前だけ知っている」が35.2パーセントとなっています。



5 福祉サービスについて

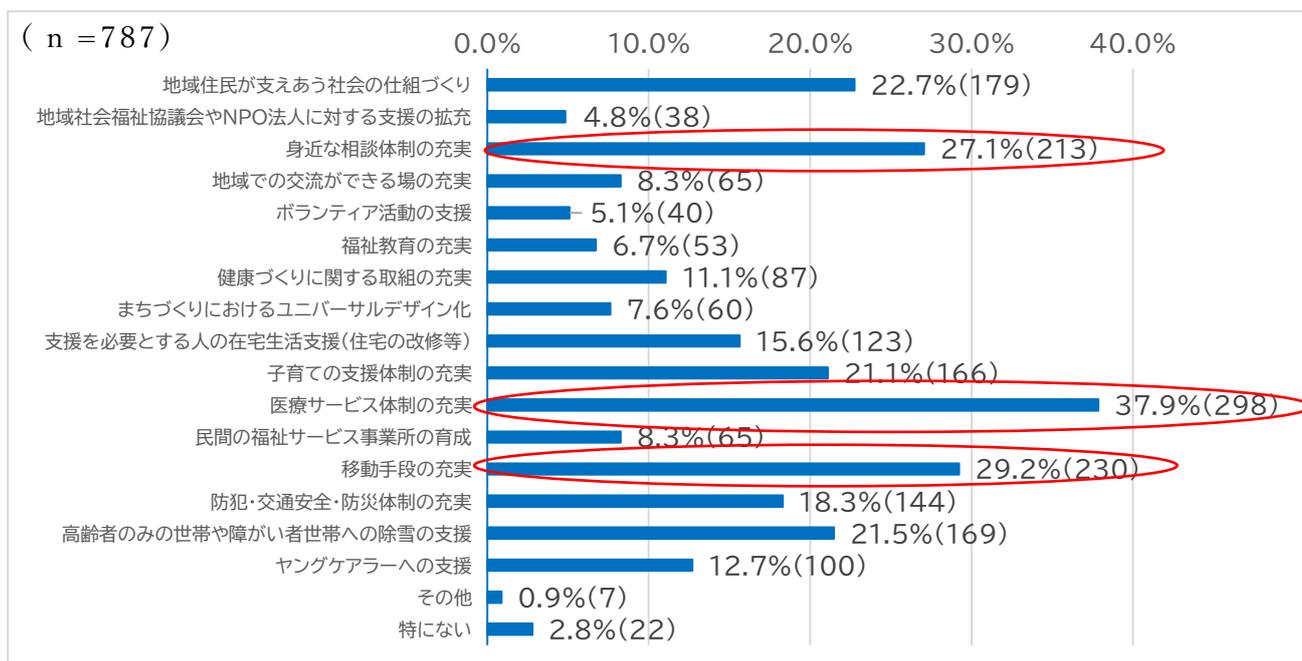
問25 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてを○で囲んでください。)

「市または社会福祉協議会の相談窓口や広報紙、ホームページなど」が48.9パーセントと最も多く、次に、「新聞、テレビ、ラジオなどのマスコミ」が31.5パーセント、「家族・親戚」が25.5パーセントとなっています。



問26 天童市が福祉分野において、今後、特に力を入れて取り組む必要があると思うことはなんですか。(3つまで○で囲んでください。)

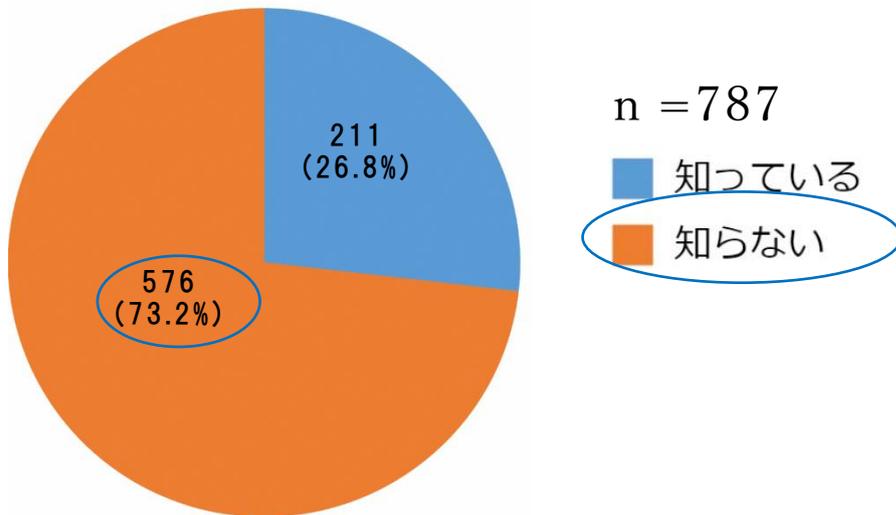
「医療サービス体制の充実」が37.9パーセントと最も多く、次に、「移動手手段の充実」が29.2パーセント、「身近な相談体制の充実」が27.1パーセントとなっています。



6 災害時の避難について

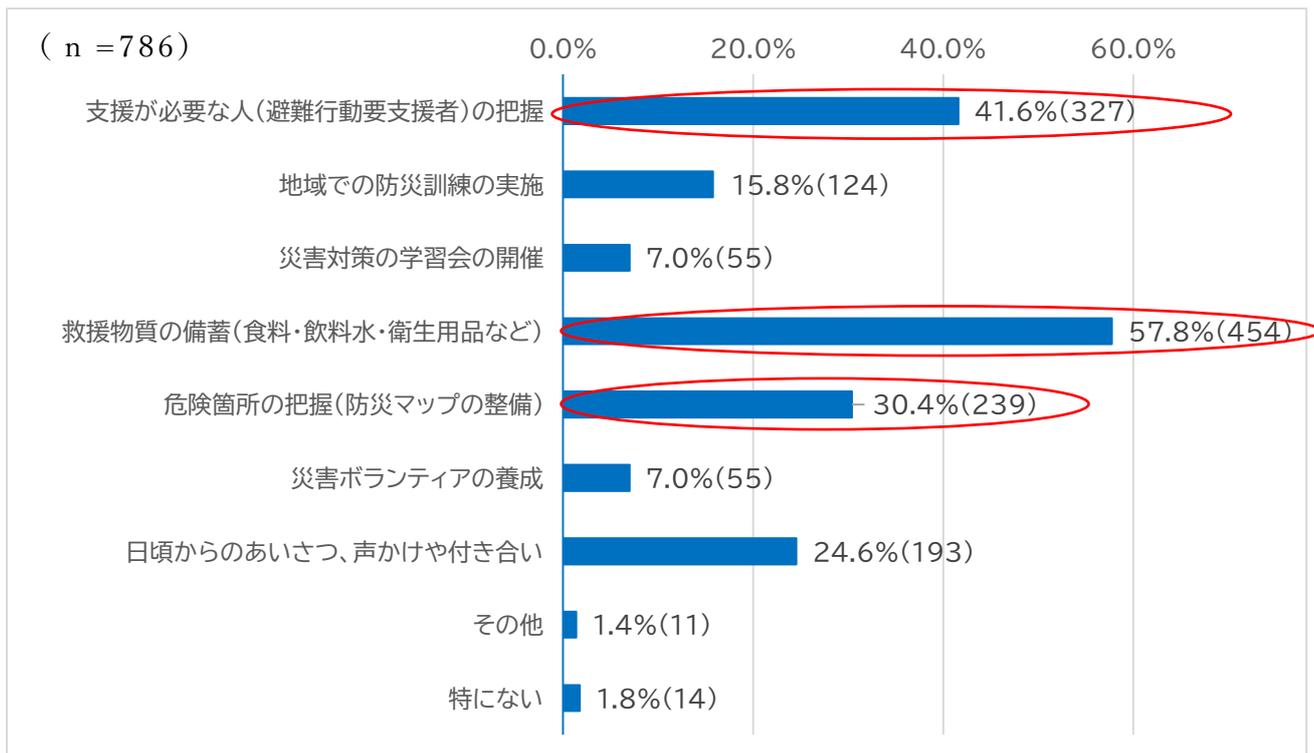
問27 あなたは、「避難行動要支援者支援制度」についてご存じですか。(それぞれ1つを○で囲んでください。)

「知らない」が73.2パーセントとなっています。



問28 地震や台風などの災害発生前の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。(2つまで○で囲んでください。)

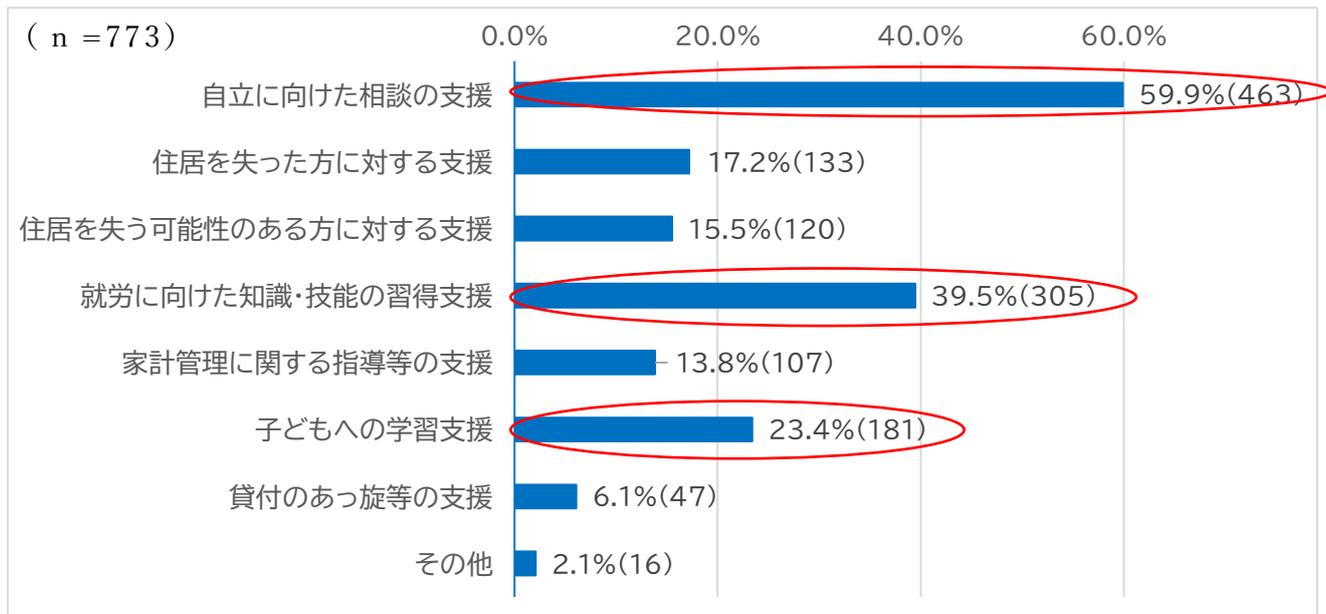
「救援物質の備蓄」が57.8パーセントと最も多く、次に、「支援が必要な人の把握」が41.6パーセント、「期間箇所の把握」が30.4パーセントとなっています。



7 生活が困窮している方への支援について

問29 生活が困窮している方に対して、どのような支援が必要だと思いますか。
(2つまで○で囲んでください。)

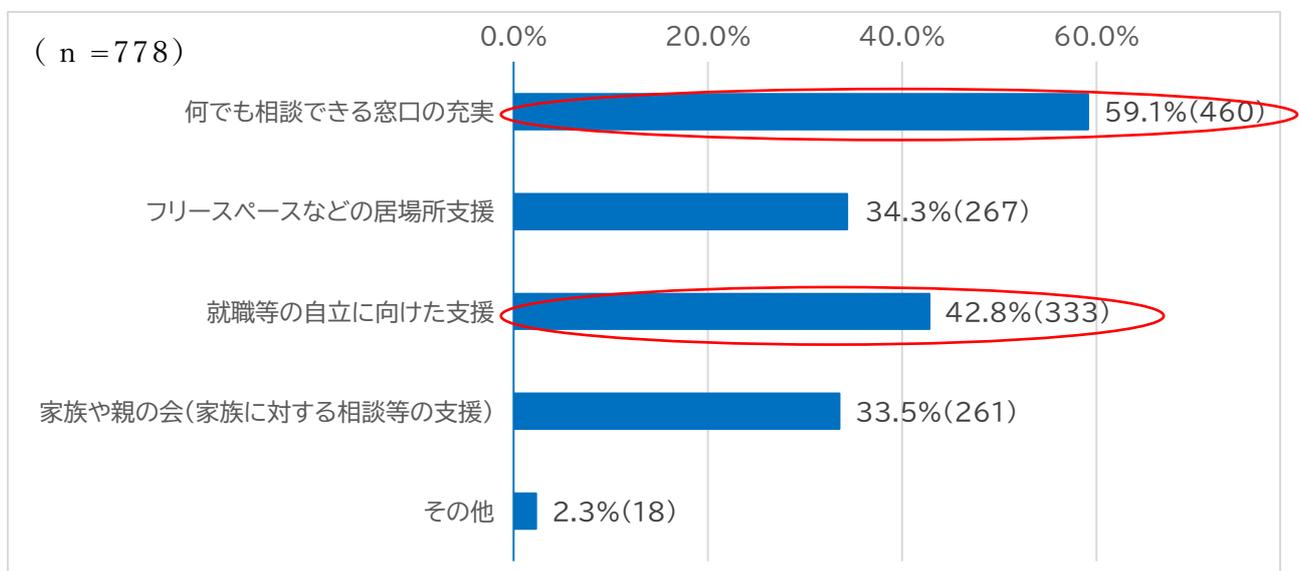
「自立に向けた相談の支援」が 59.9 パーセントと最も多く、次に、「就労に向けた知識・技能の習得支援」が 39.5 パーセント、「子どもへの学習支援」が 23.4 パーセントとなっています。



8 ひきこもりの方への支援について

問30 ひきこもりの方やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。(2つまで○で囲んでください。)

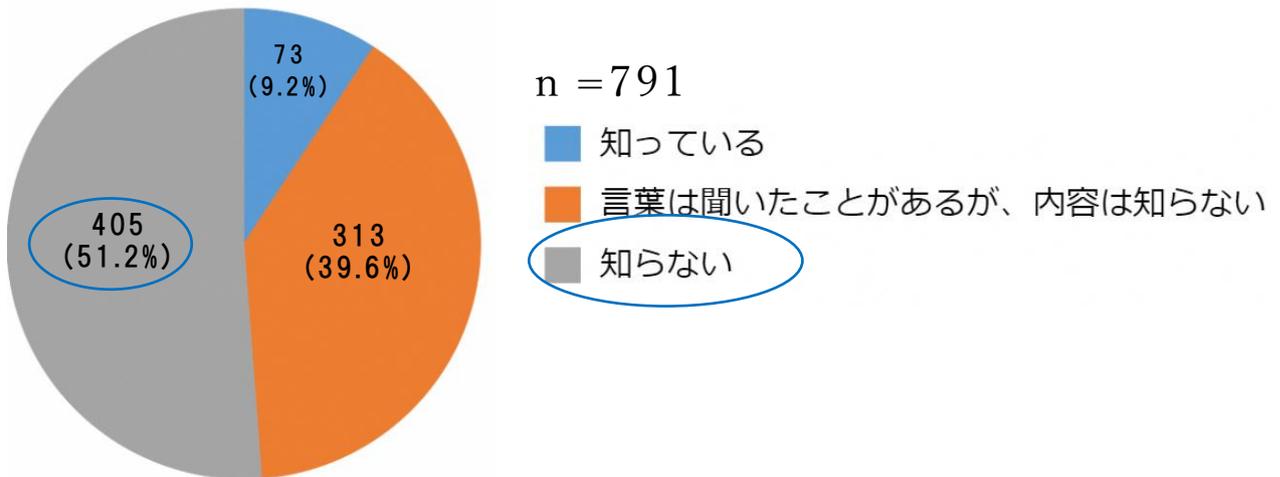
「何でも相談できる窓口の充実」が 59.1 パーセントと最も多く、次に、「就職等の自立に向けた支援」が 42.8 パーセントとなっています。



9 再犯防止への取組みについて

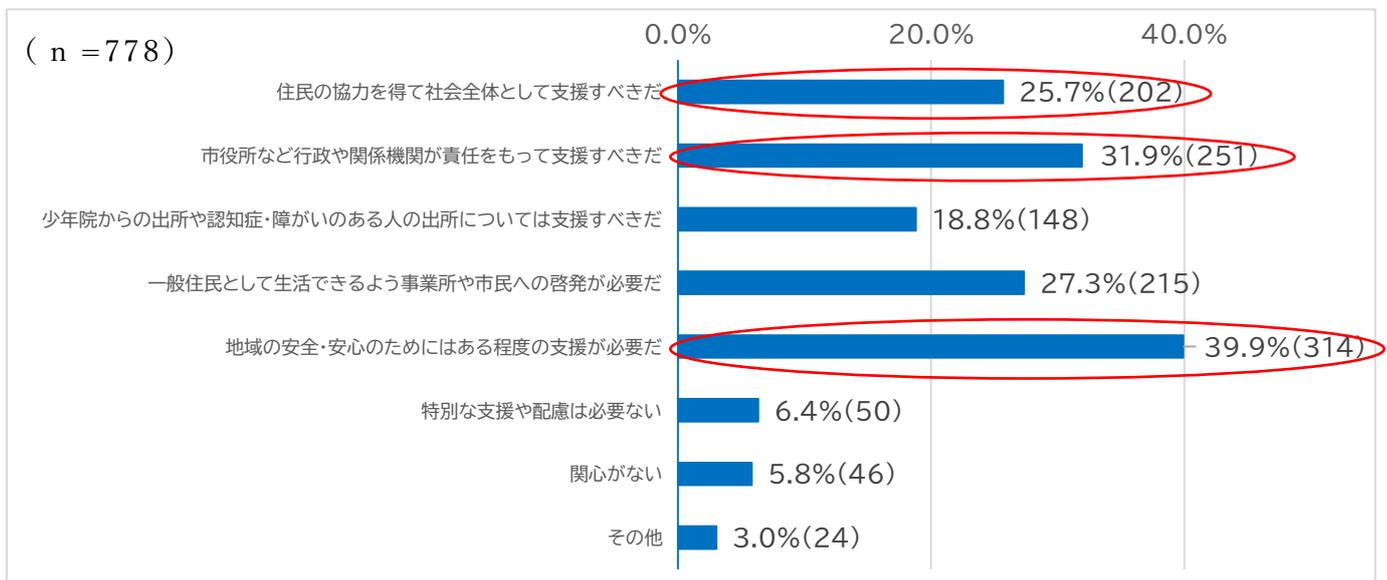
問31 国は平成 28 年(2016 年)に「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」を施行し、再犯防止を推進していることをご存じですか。(1 つを○で囲んでください。)

「知らない」が 51.2 パーセントと最も多く、次に、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 39.6 パーセントとなっています。



問32 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援することについて、あなたの考えに特に近いものを選んでください。(2つまで○で囲んでください。)

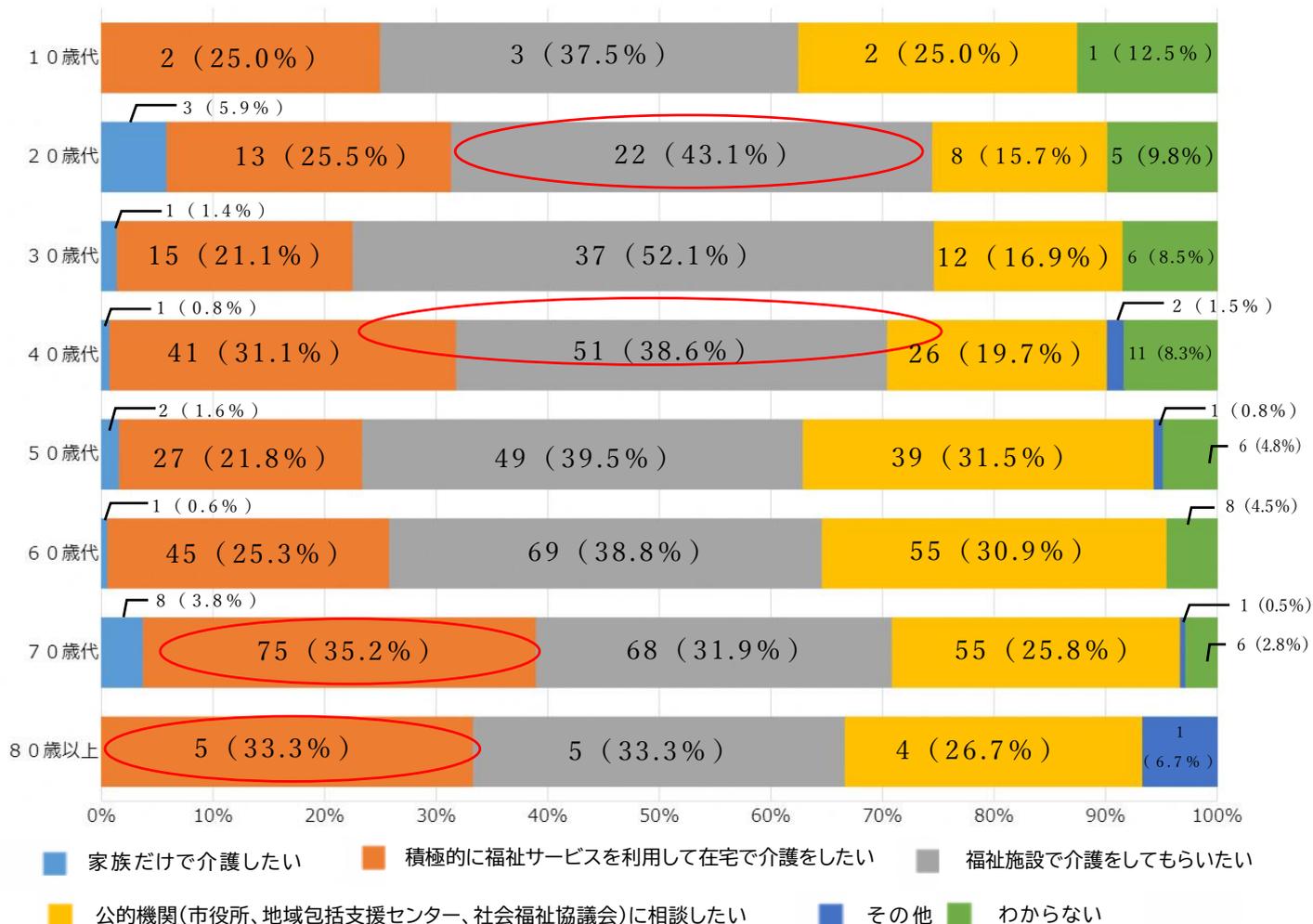
「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が 39.9 パーセントと最も多く、次に、「市役所など行政や関係機関が責任をもって支援すべきだ」が 31.9 パーセント、「住民の協力を得て社会全体として支援すべきだ」が 25.7 パーセントとなっています。



各設問のクロス集計結果

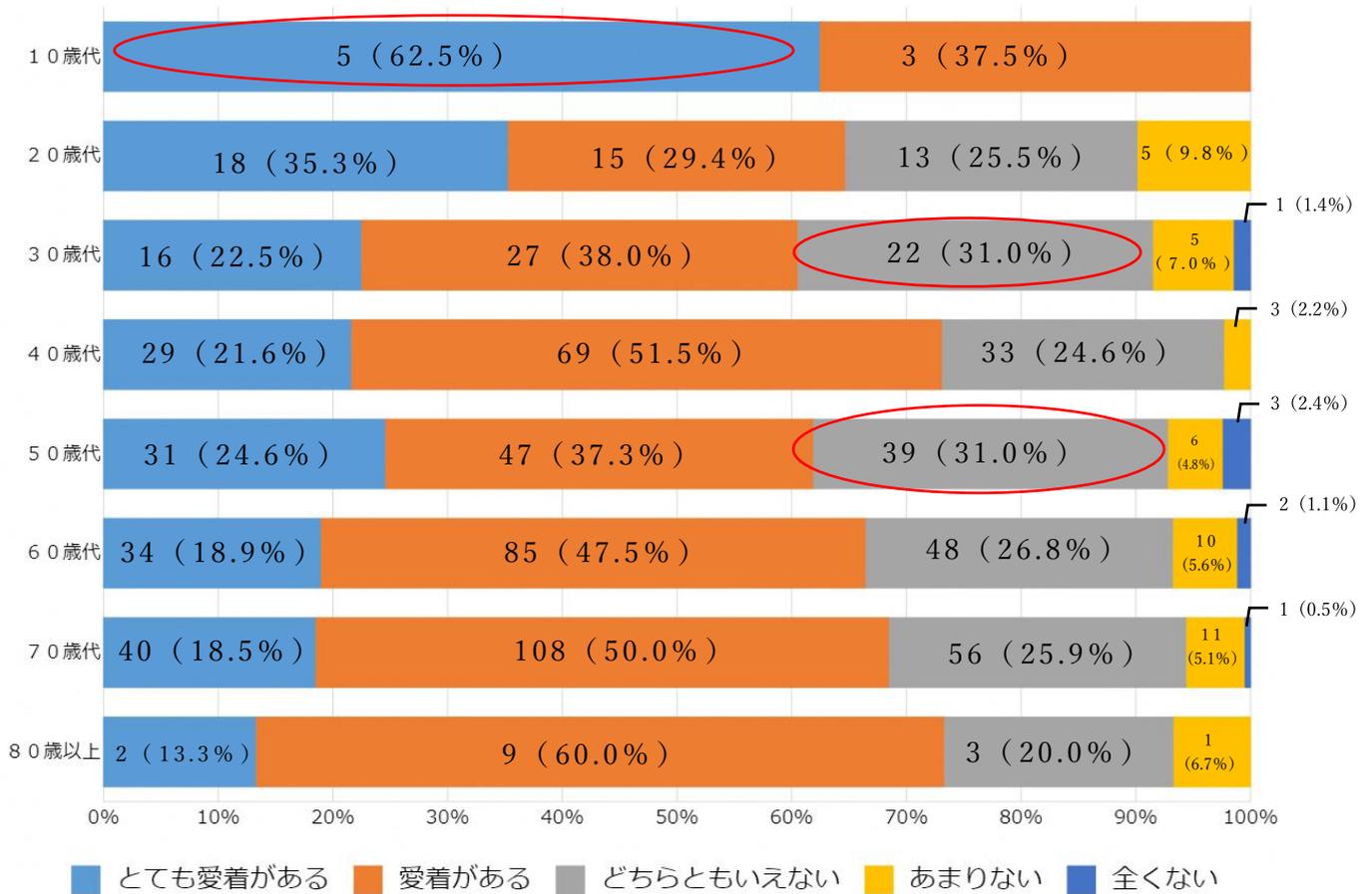
年齢(問2)と介護が必要となった場合(問10)の関連性

「介護が必要となった場合にどのようにしたいか」を「年齢」別に見ると、特に20歳代及び30歳代において「福祉施設で介護してもらいたい」という回答が他の世代より多くありました。一方で、70歳代及び80歳以上において「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をしたい」という回答が他の世代より多くありました。



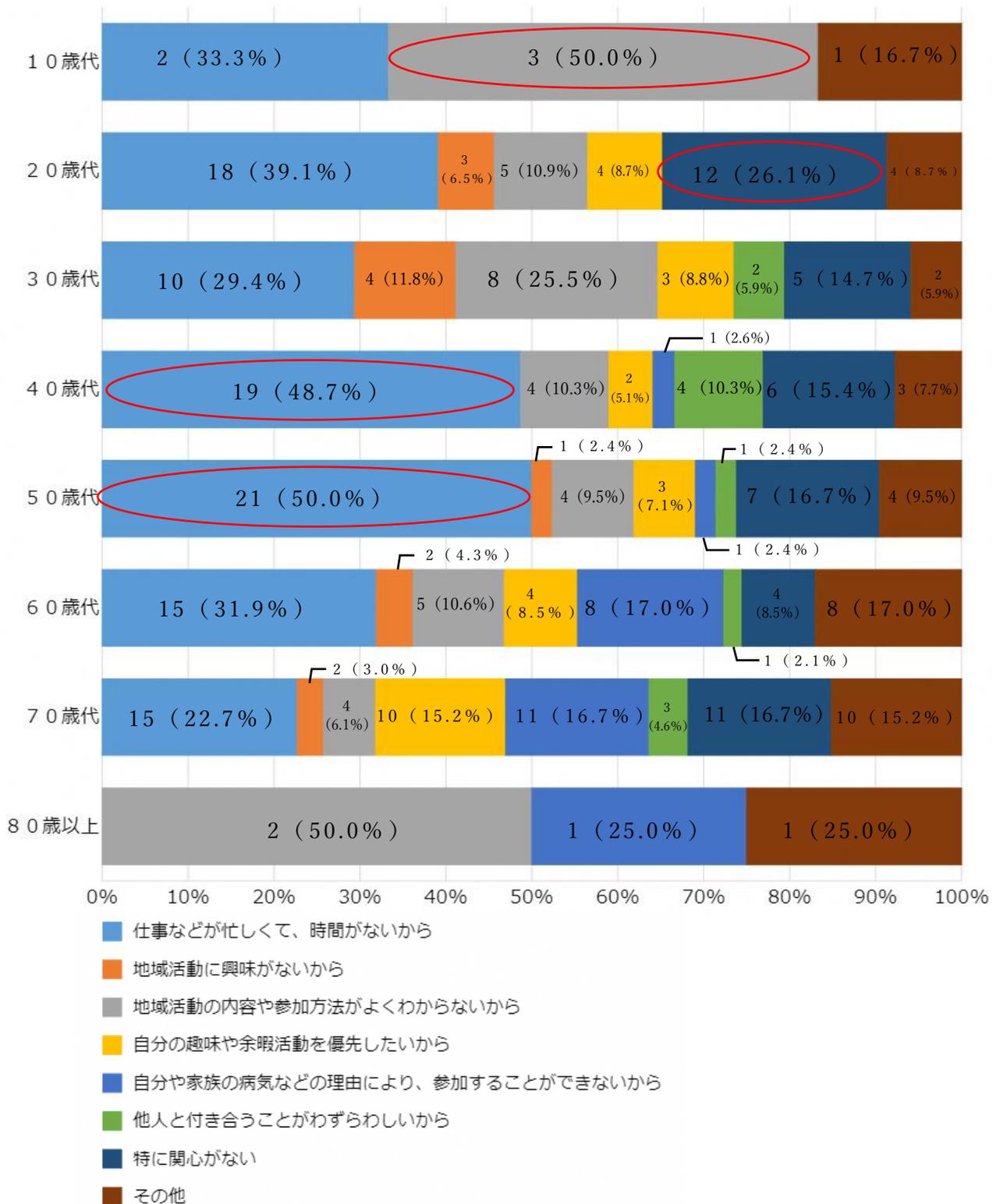
年齢(問2)と愛着度(問12)の関連性

「現在住んでいる地域への愛着度」を「年齢」別に見ると、特に10歳代において「とても愛着がある」という回答が他の世代より多くありました。一方で、30歳代及び50歳以上において「どちらともいえない」という回答が他の世代より多くありました。



年齢(問2)と参加していない理由(問17)の関連性

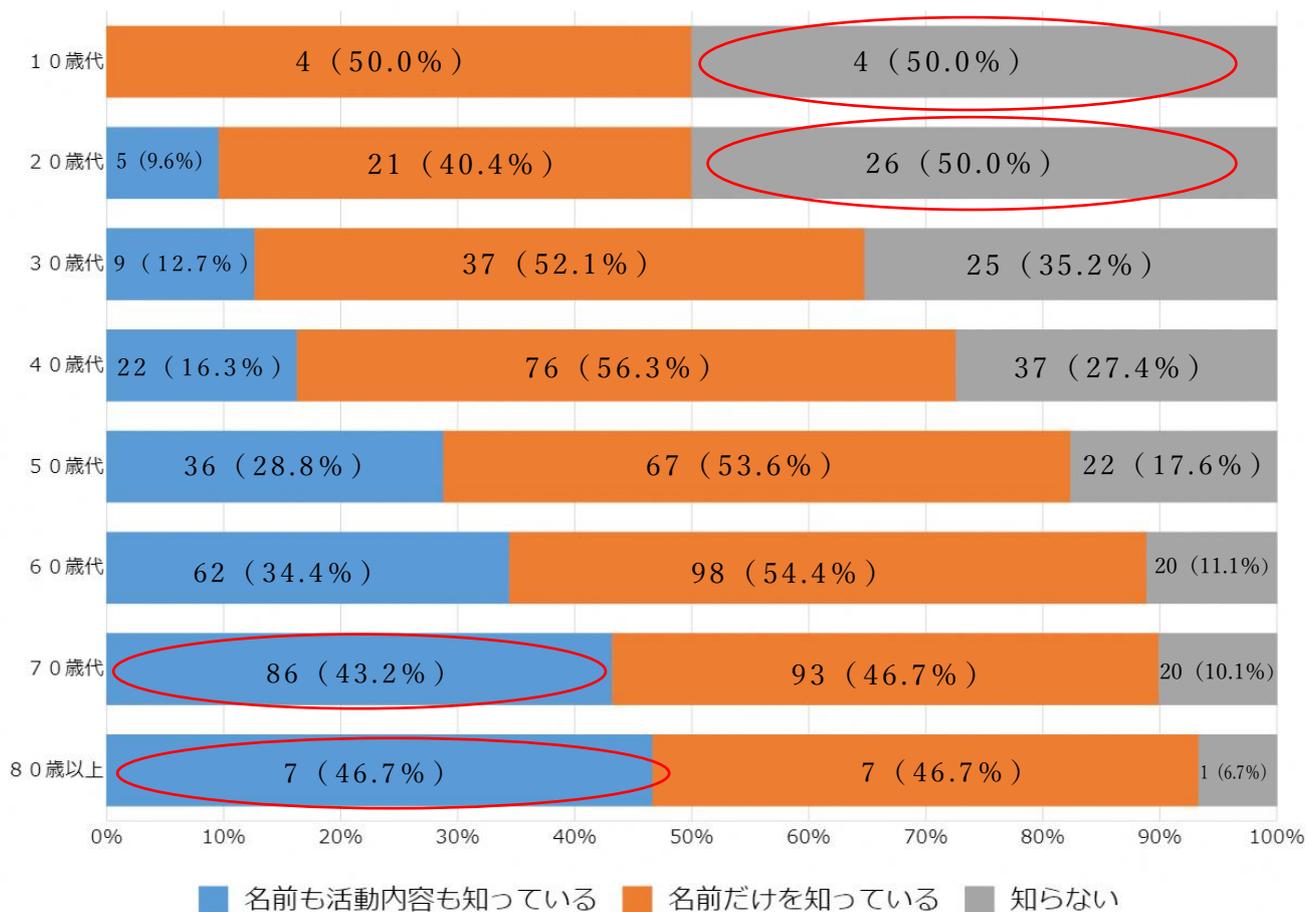
「地域活動等へ参加していない理由」を「年齢」別に見ると、10歳代において「地域活動の内容や参加方法がよくわからないから」という回答が他の世代より多くありました。20歳代において「特に関心がない」という回答が他の世代より多くありました。また、40歳代及び50歳以上において「仕事などが忙しくて、時間がないから」という回答が他の世代より多くありました。



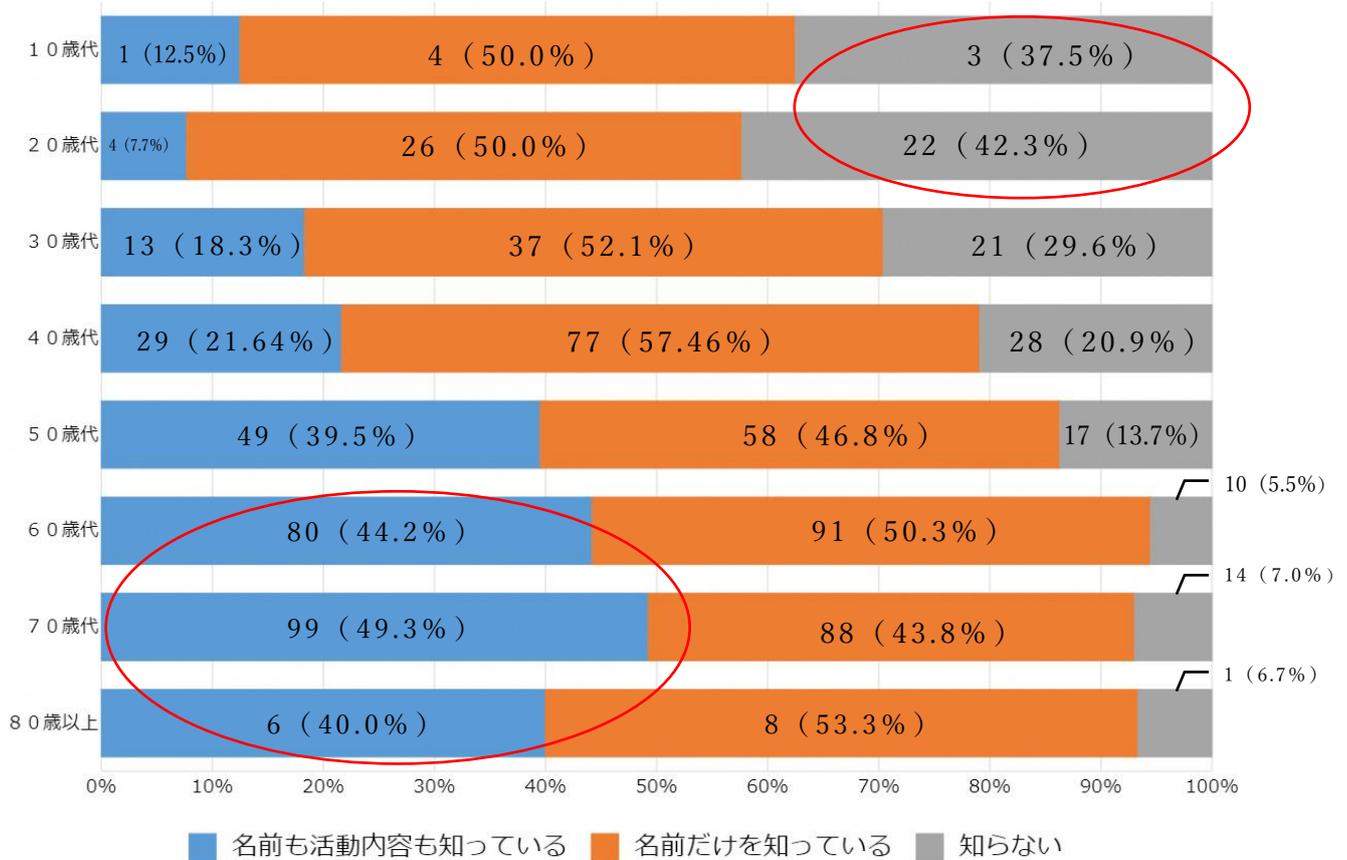
年齢(問2)と市社会福祉協議会認知度(問20-1)の関連性

「天童市社会福祉協議会の認知度」を「年齢」別に見ると、10歳代及び20歳代において「知らない」という回答が他の世代より多くありました。一方で、70歳代及び80歳以上において「名前も活動内容も知っている」という回答が他の世代より多くありました。若年世代ほど認知度が低く、高齢になるほど認知度が高くなる傾向がありました。

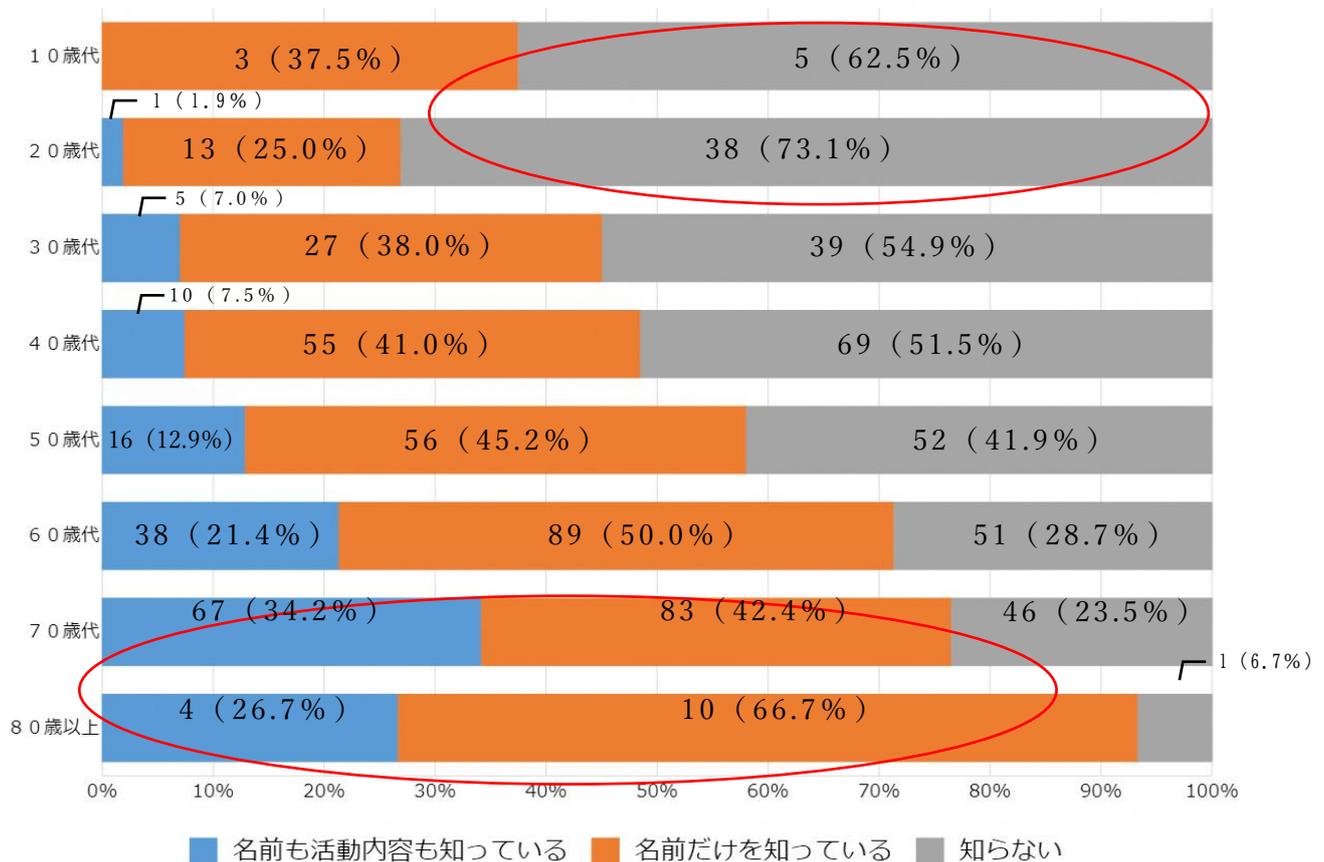
なお、民生委員・児童委員認知度(問20-2)や福祉推進員認知度(問20-3)も同様の傾向となりました。



年齢(問2)と民生委員・児童委員認知度(問20-2)の関連性

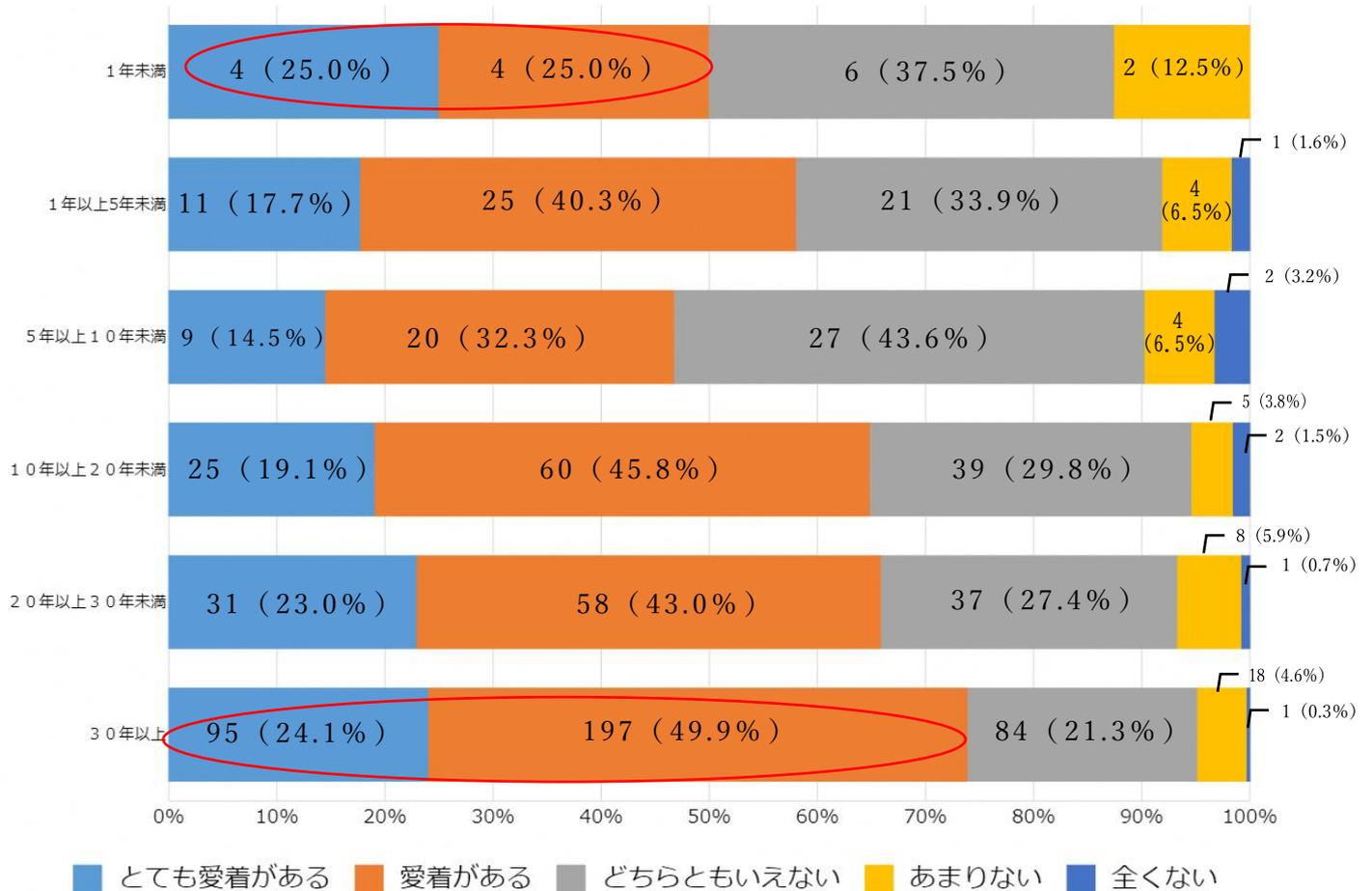


年齢(問2)と福祉推進員認知度(問20-3)の関連性



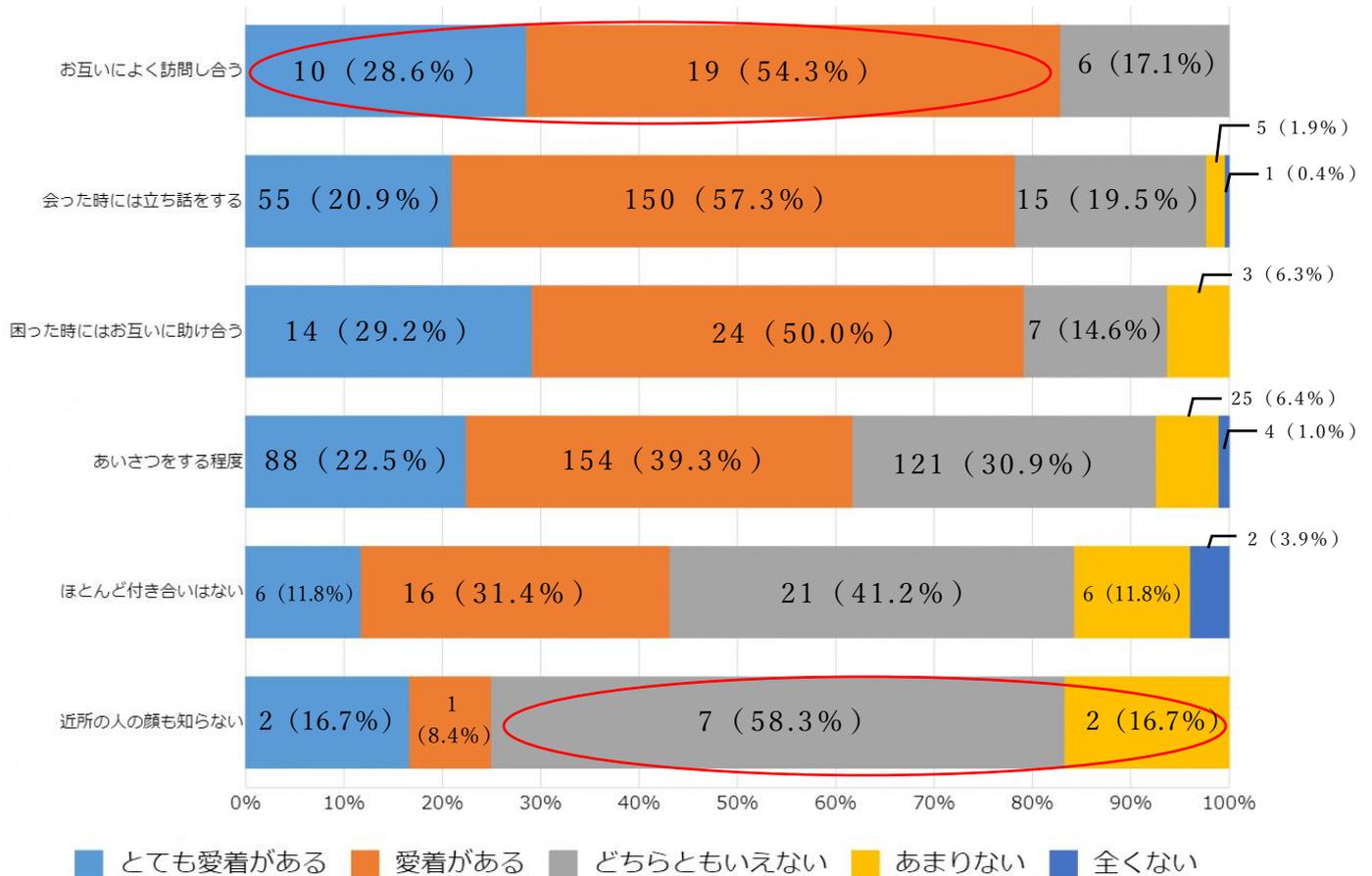
居住期間(問11)と愛着度(問12)の関連性

「現在住んでいる地域への愛着度」を「居住期間」別に見ると、30年以上住んでいる場合において「とても愛着がある」及び「愛着がある」という回答が最も多くありました。居住期間が長いほど地域への愛着度が高くなる傾向がありました。



愛着度(問12)と近所の人との付き合い(問13)の関連性

「現在住んでいる地域への愛着度」を「近所の人との付き合い程度」別に見ると、「お互いによく訪問し合う」場合において「とても愛着がある」及び「愛着がある」という回答が最も多くありました。一方で、「近所の人との顔も知らない」場合において「どちらともいえない」及び「あまりない」という回答が最も多くありました。近所の人との付き合いが親密なほど、地域への愛着度が高くなる傾向がありました。



2 計画策定までのスケジュール

期 日	内 容
令和7年 4月28日	定例部長会 「第三次天童市地域福祉計画の策定について」
5月15日	第三次天童市地域福祉計画策定第1回検討会議 「第三次天童市地域福祉計画策定の方針・市民アンケートについて」
6月24日	第三次天童市地域福祉計画第1回策定委員会 「第三次天童市地域福祉計画策定の方針・市民アンケートについて」
7月14日	地域福祉に関する市民アンケート発送
8月 5日	地域福祉に関する市民アンケート回収期限
9月29日	第三次天童市地域福祉計画策定第2回検討会議 「第三次天童市地域福祉計画策定の方針・市民アンケート調査結果・施策の体系(素案)について」
10月17日	第三次天童市地域福祉計画第2回策定委員会 「第三次天童市地域福祉計画策定の方針・市民アンケート調査結果・施策の体系(素案)について」
10月28日	第三次天童市地域福祉計画策定第1回市民懇談会 「第三次天童市地域福祉計画策定の方針・市民アンケート調査結果・施策の体系(素案)について」
11月27日	第三次天童市地域福祉計画策定第3回検討会議 「第三次天童市地域福祉計画(案)について」
12月25日	第三次天童市地域福祉計画第3回策定委員会 「第三次天童市地域福祉計画(案)について」
令和8年 1月27日	第三次天童市地域福祉計画策定第2回市民懇談会 「第三次天童市地域福祉計画(案)について」
2月 日	定例部長会 「第三次天童市地域福祉計画の策定経過及び計画(案)について」
2月 日	市議会環境福祉常任委員会に説明
2月 日 ～ 日	パブリックコメントの実施(市のホームページ及び市社会福祉課の窓口において、市民から意見を募集)
3月 日	定例部長会 「第三次天童市地域福祉計画について」

第三次天童市地域福祉計画策定市民懇談会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	団体名	役職名
社会福祉協議会	◎名佐原 雅 治	天童市社会福祉協議会	会 長
地域社会福祉協議会	阿 部 吉 郎	寺津地域社会福祉協議会	会 長
民生委員・児童委員	○土 屋 光 三	天童市民生児童委員連絡協議会	理 事
高齢	須 藤 晃 司	天童市老人クラブ連合会	会 長
身体障がい	山 村 勝 志	天童市身体障がい者福祉協会	副会長
知的障がい	清 野 芳 昭	天童市手をつなぐ育成会	会 長
精神障がい	小 松 広 志	医療法人社団斗南会	地域連携室長
地域づくり	佐 藤 昭 生	天童市地域づくり推進委員会	会 長
NPO団体	加 藤 由 紀 子	NPO法人ふれあい天童	理事長
事業者(施設)	山 本 清 智	天童福祉厚生会	理 事 明幸園施設長
子育て	星 直 樹	天童市幼児教育連絡協議会	会 長
公募委員	細 矢 義 博		

※ 任期：令和7年10月27日～令和8年3月31日

※ ◎は会長、○は副会長

第三次天童市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	備 考
健康福祉部長	秋 保 泰 志	委員長
健康福祉部社会福祉課長	結 城 篤 彦	副委員長
総務部総務課長	山 口 淳	
総務部市長公室室長補佐	高 橋 仁	
総務部危機管理室長補佐	樋 渡 佳 浩	
健康福祉部保険給付課長	加 藤 美 枝	
健康福祉部健康課長	伊 藤 明	
健康福祉部こども家庭センター所長	横 倉 ひとみ	
健康福祉部子育て支援課長	明 石 淳 一	
市民部生活環境課長	佐 藤 貴 宏	
市民部文化スポーツ課長	藤 澤 英 昭	
経済部商工観光課長	名 和 和 幸	
建設部建設課長	酒 井 文 喜	
建設部都市計画課長	佐 藤 良 和	
教育委員会学校教育課長	伊 藤 顕 吾	
教育委員会生涯学習課長	押 野 一 貴	
社会福祉法人天童市社会福祉協議会事務局長	松 浦 和 人	

第三次天童市地域福祉計画策定検討会議 委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	備 考
社会福祉課長	結 城 篤 彦	委員長
社会福祉課障がい支援係長	塩 野 智 子	
社会福祉課保護係長	高 橋 幸 子	
保険給付課課長補佐(兼)介護支援係長	蜂 谷 拓 郎	
保険給付課介護給付係長	高 橋 みなみ	
健康課課長補佐(兼)市民健康係長	新 関 典 代	
こども家庭センター所長補佐(兼)こども家庭係長	松 田 英 理	
こども家庭センター所長補佐(兼)母子保健係長	高 橋 朋 美	
子育て支援課課長補佐(兼)こども企画係長	蜂 谷 幸 太	
子育て支援課課長補佐(兼)こども育成係長	栗 原 美 幸	
社会福祉法人天童市社会福祉協議会事務局次長(兼)総務地域係	渡 邊 勝 徳	

第三次天童市地域福祉計画（令和8年3月発行）

問い合わせ先 天童市健康福祉部社会福祉課

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111・FAX 023-654-2482